

コモンズとしての「流れ橋」

目次

凡例	1
図表一覧	2
序章	3
第1章 「流れ橋」の諸相	
話者の対応表	9
1-1. 調査地概要	10
1-2. 生活との関係	11
1-3. 歴史と変遷	12
1-4. 管理の諸相	15
1-5. 行政との関係	17
第2章 分析の枠組み	
2-1. 「公」「共」「私」と公共性	21
2-2. コモンズに関する議論	26
2-3. コモンズにおける正当性	32
2-4. コモンズとスクウォット	38
第3章 「流れ橋」の正当性	
3-1. 自然資源の管理の歴史の変遷	49
3-2. 地域の自治にもとづく共同労働	52
3-3. 近代の河川行政	58
3-4. 行政との関係からつくられる正当性	64
3-5. 自分たちで橋をかけるということ	68
3-6. 共有される正当性	74
終章	80
謝辞	
文献表	

凡例

- ・ 主要なインタビュー者を表記する際には、アルファベットによる仮名表記を用いる。
- ・ 本論文における漢字の表記は基本的に新字体を用い、旧字体が使われている人名、出版社名、文献名、資料名、および文献から要約せずに引用した部分のみ旧字体を用いる。
- ・ 書式は、基本的に『民族学研究』、『文化人類学』の方法を踏襲している。

図表一覧

図 1 : 「流れ橋」と陵北大橋 (筆者撮影) (p7)

図 2 : 橋かけ (筆者撮影) (p8)

図 3 : 東京都建設局南多摩西部建設事務所が設置した看板 (筆者撮影) (p8)

図 4 : 国土地理院 1 : 2.5000 地形図「拜島」2007 年発行 (一部地名と「流れ橋」の位置を筆者補足) (p11)

図 5 : 陵北大橋と手前大幡橋 [真上 1973] (p14)

図 6 : 大幡橋設計図 (p15)

図 7 : 町会が立てた看板 (筆者撮影) (p20)

図 8 : 健全なエコロジーがささえる経済 [多辺田 1990 : 52] (p30)

図 9 : 大日本帝國陸地測量部二万五千分一地形圖八王子近傍八號「拜島」1924 年発行 (p58)

図 10 : 恩方村略圖 [東京府総務部地方課 1938 : 403] (p58)

序章

本論文は、「違法な」コモンズと行政のかかわりを正当性の概念によって論じるものである。コモンズとはおおまかにいえば、社会を「公」「共」「私」の領域に分類したとき、「共」において人びとの自治により管理される空間とそこでの社会関係のことである。ここでは、とりあえず三俣学らの定義を援用し、「公」を、公権力を備えた中央政府と地方政府の領域、「私」を市場経済の中で私的利益の追求を軸に進行することの多い諸活動の属する領域、「共」をこれらに対して人びとの共同意識が原動力となる領域として考えたい〔三俣他 2008 : 11-14〕。

本論文で事例として取り上げる「流れ橋」は、東京都八王子市を流れる浅川（北浅川）にかかり、西寺方町大幡地区と大楽寺町をつなぐ長さ約 28 メートル、幅 90 センチの橋である¹（図 1）。この橋を管理しているのは、浅川の左岸に位置する大幡町会を中心とする人びとである。大幡地区は西寺方町の東側に位置し、町会には 166 世帯が参加している。「流れ橋」は台風などで川が増水すると流されるので、そのたびに大幡町会を中心とする人びとによって修理（「橋かけ」と呼ばれる）されている（図 2）。橋の材料はワイヤーで兩岸に固定されているため、流失することはない。

大幡の住民にとって、「流れ橋」は通勤、通学、買い物等のために陣馬街道、その先の八王子市街へ出るための道路である。また、「流れ橋」を利用するのは大幡地区の住民だけではなく、近隣地域の住民の通勤・通学路、散歩道にもなっており、対岸の人たちが大幡にある寶生寺にお参りする際にも使われている。

しかし 2010 年、河川管理者の東京都建設局南多摩西部建設事務所は「流れ橋」のたもとに橋の撤去を求める看板を設置した（図 3）。そこでは「流れ橋」を「河川法の許可を得ていない違法工作物」（26 条違反）²として「利用者に危険を及ぼすおそれがあるため」設置者は速やかに河川を現状に回復するように警告している。警告を受けた大幡町会は 2011 年に近隣の町会等と連名で、東京都知事宛の「北浅川における歩道橋の架設要望書（陳情書）」を提出したが、東京都および八王子市は具体的な反応を示していない。そのため、大幡町会を中心とする人びとはその後も「流れ橋」を撤去することなく、増水で橋が流されるたびに修理することを続けている。筆者は 2014 年 10 月より「流れ橋」周辺においてインタビューを中心とした調査を行っている。インタビューの対象は、おもに大幡町会を中心とする人びとと、「流れ橋」付近の河川敷を利用する人びとである。

本論では、この「流れ橋」を、「公」としての行政によって違法とされた「コモンズ」と捉える。そのような視点から見ると、それは「スクウォット」だと考えられる。このような意味でのスクウォットとは、おおまかにいえば、利用されていない空間を、法的権利のないまま「共」的に利用することである。コモンズは、ある意味では法よりも基層にあるものであるが、その法によって疑問を呈されたコモンズが、「公」と「私」による法的空間

の中で、どのように正当性（レジティマシー）を得ていくかということを論じるのが、論文の目的である。

コモンズに関する研究は、ギャレット・ハーディンが誰にでも利用可能なオープン・スペースの崩壊を描いて、共的な空間の管理のあり方を問題視したことに端を発する [ハーディン 1993]。それに対する反論から研究が発展した結果、コモンズは共同体による共的
所有、利用によって持続可能性を保持することが明らかになり、コモンズを自然資源およびその共的管理制度と捉えたうえでそのような形態をローカル・コモンズと定義し、その制度デザインが探求されるようになった [井上 2001]。

それらの先行研究の中で、自然資源や空間の「共」的管理の制度的デザインを検討する研究では、コモンズに携わる人びとが、行政としての「公」とは違った公共性をつくり出すことと、その際の行政との協働の重要性が指摘されている [e.g.井上 2004 ; 宮内 2006]。しかし、現代社会においては、「公」は「共」よりもはるかに強い力を持っているように見える。また、それらの研究では等閑視されているが、「公」と「共」の間には原理的な差異があるのではないだろうか。それについて、室田武は、1970年代に以下のように
いていた。

海岸だとか、湖や川については、それらを自然公物と規定するのが、従来の法体系における考え方のように見受けられるが、そのような自然環境の持つ経済的、生態的意義を
考えるとき、それらを「公物」と扱って国家管理の対象とすることが適切かどうかは、
おおいに疑問がある。……つまり、本来「共」的に治めるのが最も柔軟性に富むものを、
「公」的な管理に委ねることで、「公」のうちに「共」の要素も含まれているから安心し
なさい、という宣伝が大々的に展開されたわけである。しかし、今日はっきりしている
ことは、「公」は「私」の組織化に他ならないということ、「公共性」に「共」の要素は
ほとんど含まれていないということ、しばしば「公共性」はむきだしの権力そのものを
意味すること、等々である。[室田 1979 : 192-193]

本論文では、前述のような行政とは異なる新しい公共性の意義を認めるが、一方で、「流れ橋」の事例のように、行政としての「公」が「共」を圧迫し、囲い込んでいるような領域を分析するためには、いったん室田のような「公」を行政として捉える立場に立ち返り、「公」と「共」の原理的な差異について考察する必要があると考える。そのような行政としての「公」が担う「公益」の対象は、「共」におけるコモンズのような個々の集団の範囲をはるかに超えたものとして設定されている。それによって、ローカルな小規模の地域集団の自治は困難になり、どこでも同じ均質の公正さによって規制されるようになって、イバン・イリイチのいう「専門家支配」[イリイチ 1984]や「行政まかせ」[cf. 村松 2015]にならざるをえない状況がつけられている。

そして、現在注目されているような新しい公共性にも、同様のことがいえるのではないだろうか。つまり、新しい公共性が、いくら地域に根差した市民による公共性を謳っても、その規模が大きければ、結局はローカルな自治を軽視することになるのではないか。一方、「共」の原理は、あくまで個々のコモنزの現場の個別性に根差したものであり、「公」や「公共性」の原理とは質的に異なっていると考えられる。本論文では、このような観点から「共」と「公」の関係を捉えることを試みる。

大幡町会を中心とする人びとは、行政の公式レベルに向けた主張の中で、行政に新しい橋をつくってもらうことで自分たちの「生活の必要」を守ろうとしている。しかし、現状において「流れ橋」の「生活の必要」が行政によって補償されていないことは、「公」が想定する「公益」の対象となる社会と、「流れ橋」を必要とする人びとの規模の差をあらわしているといえるだろう。

「流れ橋」の事例の現場は、「共」の要素を排除した権力そのものとなっている「公共性」によって管理されている「公物」のひとつである河川である³。日本の河川においては、明治以降、治水に関しては国などの行政が独占し、利水に関しても公的、私的な利用が中心となった。これにより「川は人から遠ざけられ、人は川を知らずにサービスだけを受け取るようになり、川の存在自体が忘れられていった」のである〔蔵治 2010 : 48〕。河川の管理の担い手が地域コミュニティから行政に移ったことについて、沖大幹は以下のように述べている。1896年に制定された旧河川法以来、全国の主な河川の管理は国がするものとされ、地域住民は行政サービスとしての地水事業の受益者となったとし、それは住民をコミュニティによる河川管理から解放した一方で、人びとが河川に関与することを阻害しかねない体制であった〔沖 2006 : 128〕。このように、近代化以降、河川においては「公」による囲い込みによって、「共」が排除されてきたのである。これらをふまえて、本論文では、「流れ橋」の事例について、「公」によって排除されてきた「共」の正当性という視点から分析する。

宮内泰介によれば、コモنزにおける正当性とは「ある環境について、誰がどんな価値のもとに、あるいはどんなしくみのもとに、かかわり、管理していくか、ということについて社会的認知・承認がなされた状態（あるいは、認知・承認の様態）」を指す〔宮内 2006 : 20〕。そして、コモنزの正当性は、外部との関係の中で、コモنزの内部で共有される要素と外部から取り込まれた視点を組み合わせて作り出されるものである。本論文でコモنزの「正当性」に注目するのは、そのような意味において、正当性の問題が、「共」と「公／私」の接点にある問題であり、その接点においてこそ、地域コミュニティの「共」の側からの外部への働きかけのやり方が露になるからである。また、スクウォットということ視点をすることも、同じ理由であり、それがそのような接点において問題化されるものだからである。

現状では、スクウォットとしての「流れ橋」は行政により一定の交渉を持ちながらも「放置」されている。これは、「公」の原理と「共」の原理の交渉のもとに、「流れ橋」が行政

や外部の人びとに一定の正当性を認められ、不安定ながらも維持されている状況だと考えられる。

本論文では、コモンズとしての「流れ橋」の正当性が、行政と当事者以外の人びとという外部に向けて、何を材料に、どのように組み立てられ、どのように承認されているのかを分析する。それによって、「公」に囲い込まれた河川という空間において、「流れ橋」がそれを越えた範囲の社会との交渉の中でどのように現場の個別性を保ったまま維持されているのかを明らかにする。

本論文の構成は、以下のようなものである。本論文は序章、終章を含めて5つの章からなる。第1章では、本論文で取り上げる「流れ橋」の事例を提示する。1-1では調査地である東京都八王子市西寺方町大幡地区について紹介する。1-2では、大幡の人びとや「流れ橋」を利用する人びとが、どのような「流れ橋」の生活における必要を主張しているのかを確認する。1-3では、佐野川往還に連なる「流れ橋」の歴史的背景と、大幡町会を中心とする人びとに対するインタビューから、それがどのように管理され、姿を変えてきたのかを明らかにする。1-4では、現在の「橋かけ」がどのように行われているのかを紹介する。1-5では、現在、行政によって「流れ橋」が違法とされる状況を、大幡町会を中心とする人びとがどう捉えているのかを紹介する。

第2章では、これまでのコモンズに関する研究を整理し、本論文における分析の枠組みを提示する。1-2では、社会を「公」「共」「私」に区分する観点と、社会における「公共性」の役割を重視する田中重好の「地域から生まれる公共性」論の対比から、本論文における、社会を「公私／共」という二つの二分法の組み合わせで捉える観点を提示する。2-2では、これまでのコモンズ論におけるコモンズの定義を整理し、「流れ橋」の事例を分析するためのコモンズの定義を明らかにする。また、コモンズ論における「協治」や「かかわり主義」の概念をコモンズと公共性をつなぐものとして捉え、そこでコモンズ論が現場の個別性の視点をもって公共性に寄与することを分析する。2-3では、コモンズ論における正当性の概念を分析し、そのような正統性が、コモンズが外部との交渉によって外部の制度や理念を「取り込み」、「流用」してつくり出すものであることを確認する。さらに、法哲学における正当性 (justness) / 正統性 (legitimacy) の概念を参照する。その上で、行政としての「公」や公共性が想定する社会の規模が、「共」における個々の集団をはるかに超えたものであることに注目して、正統性 (legitimacy) に支えられた公私と正当性 (justness) に支えられた「共」という観点から、「公私／共」という見方を位置づける。2-4では、行政によって違法とされたコモンズ (=スクウォット) という観点から、正統性 (legitimacy) を備えていないスクウォットが、近代的な所有権に先行する、「資源に対する働きかけが、それに対する権利を生む」という原理に支えられていることを明らかにする。その上で、現代に残存する「総有」の概念から、近代的な所有権とは異なる「共」にもとづいた「私」が存在することを確認する。それによって、正統性 (legitimacy) に支えられる公私の原理とは異なる、「共」の原理を明らかにし、本論文

におけるコモンズの正当性の定義を、「共」の原理にもとづく正当性 (justness) として提示する。

第3章では、第2章で提示した分析の枠組みにもとづいて、「流れ橋」において、その正当性がどのように主張され、承認されているのかを分析する。3-1では、分析の前提として、日本における自然資源の「共」的な管理の歴史的背景と、近代化以降の国家がそれらを近代的な所有権のもとに公私に囲い込んでいく過程を概観する。3-2では、近代化以前から存在する地域社会における自治にもとづいた空間の「共」的管理が、「共益」と「公益」を連続させるかたちで「準公」領域を形成することを確認し、「流れ橋」の「準公」的な性格をあきらかにする。3-3では、「流れ橋」の事例の背景にある、近代以降の河川行政による河川の囲い込みの様相について確認する。3-4では、これまでの議論をふまえて、「流れ橋」が行政との関係の中で、どのような正当性をつくり出し、主張しているのかを分析する。3-5では、「流れ橋」を、河川が「専門領域」に囲い込まれた状況において残存する「技術の自治」として捉える視点から分析する。それによって、生み出される経験、社会的文脈、感性のような「私情」を含む要素が、正当性をつくり出す材料以上の意味をもっていることをあきらかにする。3-6では、「流れ橋」の正当性が、社会一般にもある程度通用していることを、一般の人びとに承認されている正当性と、河川敷を利用する人びとに承認されている正当性、および一般的・理念的な言説にもとづく正当性と、「私情」に根差した正当性の観点から分析する。

終章では、これまでの議論を整理し、本論文の結論を示す。



図1:「流れ橋」と陵北大橋 (筆者撮影)

第1章 〈話者の対応表〉

・A 70代 男性

地方出身で高校生のとき上京、近隣地域で働いていた。40年ほど前に大幡に移り住んだ。「橋かけ」に参加している。

・B 70代 男性

大幡町会の前町会長。地方出身で40数年前に大幡に移り住んだ。家具製造をしていた。「橋かけ」に参加している。

・C 70代 男性

40年ほど前（Aより後）に八王子市内から大幡に移り住んだ。以前は「橋かけ」に参加していたが、最近は参加しないこともある。

・D 60代 男性

地方出身で、40年ほど前に大幡のD家に婿入りした。D家は大幡では庄屋も務めた古い家である。「橋かけ」に参加している。

・F 70代 男性

地方出身で、大幡には妻の実家があり、50年ほど前に移り住んだ。

・G 60代 男性

大幡町会の現町会長。「橋かけ」に参加している。

・H 60代後半 男性

八王子市出身で、幼少の頃に大幡の近隣の地域に移り住んだ。大幡町会の人ではないが橋かけに参加しており、今の橋の設計を考えた。地域の歴史を調べている。

・I 男性

大幡在住で、「流れ橋」のウェブサイトをつくっている。「橋かけ」に参加している。

第1章 「流れ橋」の諸相

1-1. 調査地概要

はじめに、調査地である大幡地区の概要について見ていきたい。大幡は、東京都八王子市西寺方町のうち、北浅川北岸の東側の地を指す旧小名・小字である。大幡村という村名は室町期からみえ、武蔵国多摩郡由井郷に属していた。天正期（1573-1592年）以降はこの村名はみられないが、西寺方町辺がかつての大幡村といい、旧小名・小字大幡がその名残だという〔八王子事典の会 1992：108-109〕。大幡村は天正期以降、寺方村と呼ばれるようになるが、1878年、寺方村は南多摩郡内の同名村と区別するために西寺方村となる〔八王子事典の会 1992：525〕。さらに1889年、江戸期以来の上恩方村、下恩方村、西寺方村、小津村が合併し、恩方村が成立した。それにより西寺方村は旧大字西寺方となる。その後1955年に恩方村は八王子市と合併し、現在に至る〔八王子事典の会 1992：143〕。八王子市との合併により、旧大字西寺方は西寺方町となった〔八王子事典の会 1992：606〕。

大幡のD（男性、70代）が約40年前に移り住んだのち、古くからの住民から聞いた話によると、1945年頃の大幡には14戸があった。また、大幡のF（男性、70代）によると、約50年前に移り住んだとき、大幡には21戸があったという。その後、1973年に大幡の北西に造営された宝生寺団地への入居が開始した。約40年前に大幡に移り住んだA（男性、70代）やC（男性、70代）によると、宝生寺団地がつけられる際に大幡も開発が進み、現在大幡に住んでいるのはAやCも含めその時期に移り住んだ人がほとんどだという。現在の大幡町会には166世帯が参加している。Aによれば、現在の大幡は昔にくらべて家は増えたが、若い人や子供が少なくなったという。

1872年の「寺方村数目調書」によると、寺方村の戸数は61戸で、物産は米が5石6斗5升に対し、大麦が100石、小麦が50石、その他に粟、大豆、小豆、稗、茶、蕎麦、桑、蚕卵紙、繭、生糸、織物がある〔八王子市市史編集専門部会近世部会 2012：256-258〕。また、江戸時代、大幡村では大幡紙という和紙が生産されていたが、明治初期にはすでにつくっていなかったという〔八王子事典の会 1992：109〕。

Aによれば、現在の大幡にはトウモロコシ農家が1軒存在する。自家消費用の畑をつくっている人は4、5人いるが、それ以外に農業で生計を立てている人はいないという。その他には釣り堀が2軒存在する。

次に、「流れ橋」の管理の中心となっている大幡町会について見ていきたい。前述のように、現在大幡町会には166世帯が参加している。町会は8つのブロックに分かれており、2つのブロックをあわせて1つの班とし、それぞれに班長とブロック長がいる。それらの班から2年ずつ持回りで町会長を選出する。「橋かけ」の日程などを決める話し合いは、町会長と各班長が集まり宝生寺団地第二自治会館で行う。一戸当たりの町会費はひと月に200円で、他に新しい会館を建てるための積み立てが200円、防災費が100円である。町会が行うこととしては、「流れ橋」やそれに付随する河川敷の管理以外に、防災関連の活動

がある。大幡町会は自主防災組織⁴であり、1年に一度、恩方地区総合防災訓練に参加している。それ以外に、現町会長のGによると、以前はごみ出し場を町会で管理していたが、2010年から各戸収集にかわったという。

また、大幡町会は八王子市町会自治会連合会恩方地区の一員であり、恩方地区の町会長会議が2ヶ月に一度ある。1年に一度、八王子市町会自治会連合恩方地区の運動会が八王子市立恩方中学校で行われ、大幡町会は隣の紙谷町会と合同のテントで参加する。また、この運動会を運営する恩方タヤけスポーツクラブにも大幡町会から人が参加している。それ以外の地域のイベントとしては、毎年4月29日に寶生寺の火渡祭、7月最終土曜日に盆踊りがある。火渡祭は大幡にある寶生寺で行われ、大幡町会は交通整理などの手伝いをする。盆踊りは紙屋町会と合同で行われ、町会で出店を出す。Aによれば、以前はそれ以外にも子供会のキャンプや運動会があったが、子供が少なくなったため行われなくなったという。

ここまで、「流れ橋」の事例の背景として、大幡および大幡町会の概要について見てきた。次節では「流れ橋」と住民の生活の関係について確認したい。



図4：国土地理院1：2.5000地形図「拝島」2007年発行（一部地名と「流れ橋」の位置を筆者補足）

1-2. 生活との関係

大幡町会を中心とする人びとによって管理される橋は、Fによれば「流れ橋」、「どんどん橋」、「一本橋」などと呼ばれているという。『大幡山宝生寺史』や『八王子事典』、Bに

よる設計図では「大幡橋」、Iのウェブサイトでは「北浅川流れ橋（八王子流れ橋）」と呼ばれている。本論では「流れ橋」と呼ぶこととしたい。

大幡の住民にとって、「流れ橋」は通勤、通学、買い物等のために陣馬街道、その先の八王子市街へ出るための道路である。最寄りの八王子市街方面のバス停や郵便局は陣馬街道沿いに存在し、「流れ橋」の約400メートル上流にある陵北大橋を使う道はそれらに対して遠回りになり、さらに上り坂である。Aによると、大幡地区から八王子市市街方面のバス停に行く場合、流れ橋がないと「切通し」ではなく「宝生寺団地入口」のバス停を使わなければならないため、バス代が50円違う。「流れ橋」を使えば、「切通し」のバス停まで5分から15分だが、陵北大橋を使うと20分から30分かかるといふ。また、浅川右岸の東京天使病院や老人介護保険施設に行く場合も「流れ橋」がないと遠回りになる。Fによれば、大幡の人は「ないと困るから」「流れ橋」について文句はいわないという。

また、「流れ橋」を利用するのは大幡地区の住民だけではなく、近隣地域の住民の通勤、通学路にもなっている。TBSテレビが2012年6月17日に放送した『噂の東京マガジン』⁵において、宝生寺団地自治会長は次のようにインタビューに答えている。「特に使ってるのは中学生以上の自転車ね。自転車組。私も自転車で使ってる。あの橋（陵北大橋）はご覧のとおり上りがきついですよね」。また、「流れ橋」周辺の河川敷は、サイクリングやウォーキングのために整備された「浅川ゆったりロード」と接続しており、大幡の住民に限らず近隣住民の散歩道となっているが、「流れ橋」もその一部として利用されている。筆者の聞き取り調査でも、大幡の住民以外から散歩で「流れ橋」を利用するとの声が聞かれた。

また、Aによれば、寶生寺の檀家は対岸に多く、大幡で檀家になっているのは古くからの家だけだといふ。それらの対岸の人たちが寶生寺にお参りする際にも、「流れ橋」が使われるといふ⁶。

後に詳しく述べるが、東京都から「流れ橋」を撤去するように警告された大幡町会は、2011年に4428人分の署名とあわせ、恩方地区町会・自治連合会、恩方地区住民協議会、大楽寺町会と連名で、東京都知事宛の「北浅川における歩道橋の架設要望書（陳情書）」を提出した。

1-3. 歴史と変遷

本節では、「流れ橋」の歴史的背景と、それを取り巻く環境やそのつくられ方の変遷について見ていきたい。

かつて大幡には佐野川往還（現在の陣馬街道）が通っていた。『元八王子の歴史散歩資料』によれば、佐野川往還は戦国時代、甲州街道以前から武蔵国と甲斐国を結ぶ通路として利用され、その後も甲州街道の裏街道として栄えた。江戸時代には佐野川往還は大楽寺村宇神戸から北浅川を渡り、寺方村の大幡に進んでいた。しかし、大幡・紙谷・上野原のあたりは、北浅川・小津川・山入川の合流地点が広い河原になっていて、大雨のたびに河川が氾濫し通行ができないことが多かったため、1884年に新道が開削された [小山 2011 :

81-82]。このとき、大幡は佐野川往還のルートから外れた。そのため、現在「流れ橋」がつなぐルートは、かつての佐野川往還の名残ともいえる。

戦国時代から大幡には佐野川往還が通っていたため、その当時から現在「流れ橋」がかかっている付近で浅川をわたることが可能であったと考えられる。しかしそこにいつから橋がつくられるようになったのかは定かではない。文献上にはじめて西寺方と大楽寺をつなぐ橋が現れるのは1872年で、『寺方村数目調書』に「橋壺カ所、木橋、長八間、幅五間、大楽寺・寺方村、両村ニ而自普請所」とある〔八王子市市史編集専門部会近世部会 2012 : 257〕7。また、1880年の「皇国地誌多摩郡大楽寺村村誌」には「橋梁、神戸橋戊戌度甲州裏街道往来西寺方村ノ境界浅川ニ架ス長サ貳拾間幅六尺橋下ノ水深サ四尺木製修繕本村及西寺方ノ両村費ニ属ス」とある〔多摩文化研究会 1964 : 279〕。このことから、当時の橋は西寺方村（寺方村）と大楽寺村の両村によって管理されていたことがわかる。前述のように1884年には大幡は佐野川往還のルートから外れた。

大幡のD（男性、70代）が約40年前に移り住んだのち古くからの住民から聞いた話によると、1945年頃には丸太を太鼓に挽いたものを2本かけた橋が大幡の人びとによってつくられていた。当時大幡には14軒の家しかなく、橋番という年番があり、大雨で流れそうだとということになると、みんなにお触れを出して、橋を陸地に引っ張り上げていた。橋番が仕事を忘れると、場合によって橋が3キロほど下流の松江橋の方まで流れ、みんなが橋を担いで持って帰ったこともあった。橋の材料は寶生寺に頼んで、寶生寺の山（現在寶生寺団地があるあたり）から木を伐り出してきて使っていた。そのため、橋を大事にしていた。1960年頃まではそのような様子だった。その後、1970年頃には、地元の市議会議員に頼んで八王子市に軽三輪トラックも通れる橋をつくってもらったことがあったが、1ヶ月で流されてしまったという。

その後、1972年には寶生寺団地の造営にともない陵北大橋が架橋される。1973年の『大幡山寶生寺史』には当時の橋の写真が掲載されている（図5）。

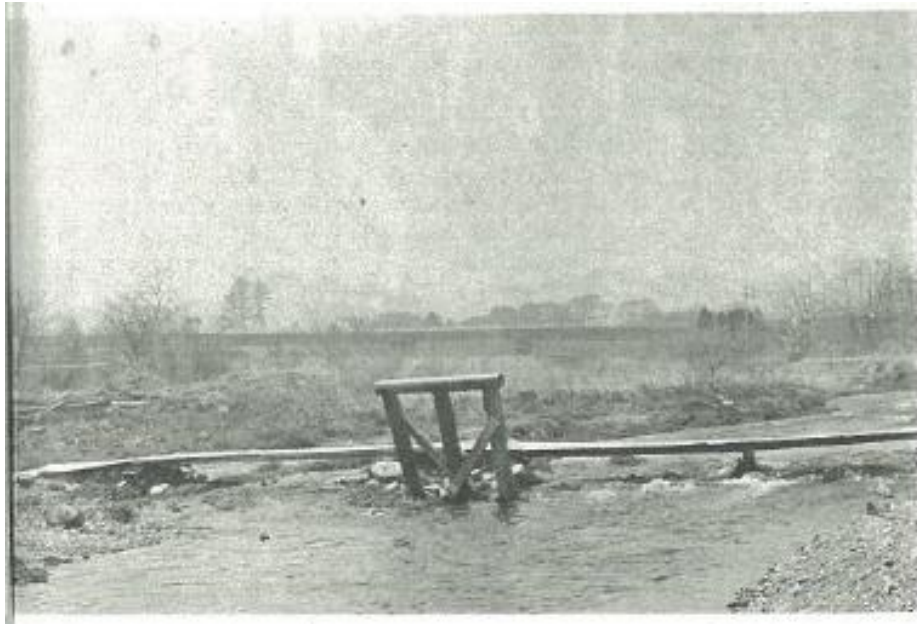


図 5：陵北大橋と手前大幡橋 [真上 1973]

Dによると、この頃になると大幡に住む人が増え、また近隣で産廃業者をやっていた人がユンボを出してくれたりして、橋も大がかりなものになった。ユンボによって、土を盛るのは自由であり、橋脚も砂利も盛ってつくっていた。木製の電柱の廃材を購入してそのうえに2本わたし、その間に板を張っていた。そのため「橋かけ」も多い時には1年に7回ほどやることができた。Bによると、橋が現在のように橋の材料をワイヤーで川岸に固定し、増水するとわざと橋が壊れるという流れ橋の構造になったのはこの電柱の廃材を使った橋からであるという。

その後、2000年頃まではこのような形で「流れ橋」がつくられていたが、Dによると、2000年頃に前述の産廃業者がつぶれてしまい、ユンボが来なくなってしまった。大幡町会のメンバー以外では現在唯一「橋かけ」に参加しているH（男性、60代）によると、その頃には近隣の無線会社の社長から鉄塔の廃材をもらい、それを橋脚とし、そのうえに板をわたして使うようになった。しかしDによると、その作り方もなかなか大変だということで、Bが町会長の時にヒューム管を橋脚に使うことになった。Bによると、Bは家具製造をしており、その経験を生かしてヒューム管を使った橋を設計したという。図6はBによって作成された橋の設計図である。

大幡橋設計図 $\frac{1}{200}$

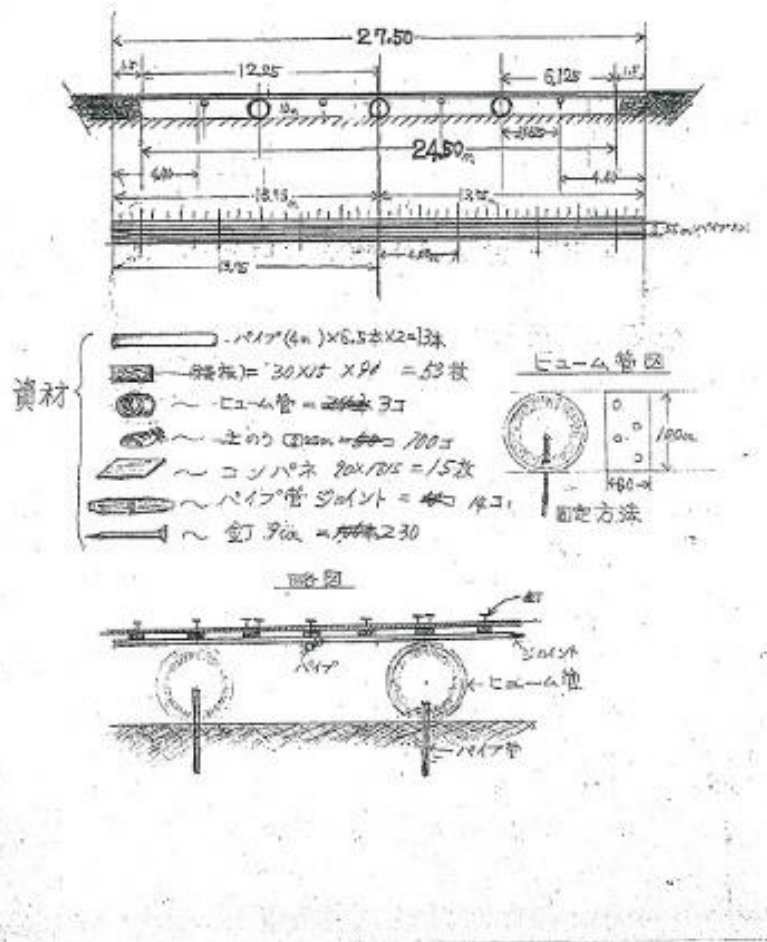


図6：大幡橋設計図

2010年には、前述のように河川管理者が「流れ橋」のもとに橋の撤去を求める看板を設置した。そして2014年に、「流れ橋」は現在と同じ構造になる。これはHが設計したものである。Hによると、ヒューム管は高価で重く、割れやすかったため、前述の無線会社からもらった鉄骨を四角い枠に組み上げ、橋脚をつくった。これは橋の高さ調節がやりやすく、以前は「橋かけ」に半日かかったのが今は2時間で終わるようになった。また、今の橋の高さは、増水した時にちょうど流れるようになっているという。

次節では、現在の「流れ橋」の構造と、それがどのように管理されているのかについて見ていきたい。

1-4. 管理の諸相

現在の「流れ橋」は2014年にHが設計しつくられたものだが、流失したりだめになったりした材料は補充、交換されている。また、「橋かけ」のたびに改良がくわえられたり、地形の変化に対応したりして、つくられる橋は変化している⁸。現在の「流れ橋」の大まかな構造は以下のようなものである。長さ約28メートル、幅90センチで、水面からの高さは約1メートルである。橋脚は無線会社から寄付された鉄骨や鉄パイプを箱状に組んだものであり、設置する場所に合わせて高さを調節できるようになっている。これはHがつくったものである。この橋脚が5つあり、そのうえに鉄パイプを組んだ橋桁がおかれている。橋桁は橋の中央で2つに分割されている。鉄パイプの中には流出防止のワイヤーが通っており、兩岸に固定されている。橋桁のうえには木製の根太があり、さらにそのうえに橋板としてコンパネが16枚おかれている。根太とコンパネはねじで固定され、それらは針金で橋桁に固定されている。橋の両端と地面の隙間は土嚢で埋められている。

Gによると、「橋かけ」にかかる費用は、大幡町会で徴収している一戸当たり月100円の防災費で問題なく賄われている。お金がないので橋の材料に廃材を使っている。その時々で橋架けの費用もかわるが、材料を取りかえるときは5万円位かかる。それ以外には橋架け後の缶ビール1人1本分の費用がかかるという。2016年10月30日の「橋かけ」では、コンパネが流失し、橋脚と橋桁が壊れたため、それらを新調した。そのため、材料の購入代金と寄付をしてくれた人への謝礼、電動ドリルとパイプカッターという新しい道具をそろえたことで7万円ほどの費用がかかったという。Hによれば、鉄骨を寄付してくれる無線会社の社長は大幡の住民と知り合いだという。それ以外にも、Aによればコンパネなどいらなくなった資材を寄付してくれる人がおり、それらの材料が大幡側の河川敷の一角に蓄えられている。

筆者が調査を開始した2014年、2015年には2回、2016年には1回「流れ橋」は流されている。橋が流されてから「橋かけ」が行われるまでには1ヶ月から2ヶ月かかるが、これはつくった橋がまたすぐに流されるのを防ぐため、時期を見計らっているためである。「橋かけ」は日曜日に行われる。Aによると、「橋かけ」の具体的な日程などは、町会長が町会を招集し、班長が集まって話し合う。そこで決まった日程は回覧板や掲示板で告知される。Bによると、「橋かけ」はボランティアで、何人参加するかは当日までわからないという。大幡町会のメンバー以外では、近隣在住のH（男性、60代）が「橋かけ」に参加している。Hが「橋かけ」に参加するようになったのは40年ほど前だが、子供の頃からよく「流れ橋」のあたりに遊びに行っていた。以前にボーイスカウトをやっており、「流れ橋」の近くの浅川の河川敷でキャンプをしたり、ゴミゼロ運動をしたりしていた。「橋かけ」に参加するのは「ボランティアの一環」だという。Hによると、毎回「橋かけ」に参加する人は決まっているという。また、他の町会で橋を使う人は、コーヒーなどを差し入れするという。Aによると、昔は対岸にあった商店が、商売にかかわるので、日本酒を2本ほどくれたが、今は対岸の住民は見物するだけだという。

筆者は2014年11月16日、2015年8月9日、2015年11月1日、2016年10月30日の4回の「橋かけ」に立ち会った。このときの大まかな流れを見ていきたい。集合時間は8時で、30数人が集まる。その内女性は6~9人である。2回目の「橋かけ」では、父親といっしょに作業する男子の兄弟もみられた。工具やビール、お茶などは自動車に乗せて河川敷に運び込まれる。

「橋かけ」の作業は男女に分かれて行われる。男性は川に入って橋を組み立てる。はじめに、川岸に打ち上げられた橋脚や橋桁を回収する。つぎに黄色いロープを川にわたして橋の位置を決め、鉄骨でできた橋脚を運び、高さを調節する。4回目の「橋かけ」では、浅川左岸が埋まって陸地になっていたため、地面を掘って橋脚を埋めることで高さを調節した。そのうえに鉄パイプでできた橋桁をわたり、コンパネの橋板をならべ、発電機を使って電動ドリルで固定する。最後に、川底を掘ったり、土嚢を詰めたりして橋を平らにする。作業が終わるのは、1回目が10時10分頃、2回目が10時50分頃、3回目が10時20分頃だった。女性は談笑しつつ砂利を集めて土嚢に詰める作業をする。または飲み物やお菓子の準備をする。女性たちが砂利を掘った跡は水路のようになり、女性たちは「子供が遊ぶのに丁度いい」と話していた。この水路は河川敷で畑をつくる人が水を汲むのにも使われる。1回目の「橋かけ」では、作業の合間にセリを摘む女性もいた。男女ともに、河川敷の草刈りをする人もいる。また、4回目の「橋かけ」の際には、右岸の橋のたもとに鉄パイプをたての太陽電池の防犯ライトを設置した。

作業中、河川敷にはアウトドアテーブルが持ち込まれ、そこにお茶やジュース、お菓子が用意される。手が空いている人や、男性たちよりも先に作業が終わった女性たちは、ここに集まって談笑したり、お茶やお菓子をみんなに配ったりする。作業が終わりかかっからやってきて、世間話だけして帰る男性や、一人だけ作業をぬけて先にビールを飲みに来る男性もみかけた。2回目には発電機を使って電動のかき氷器を動かし、かき氷が配られていた。作業の様子をみにきた女性2人組が、子どもをおもちゃで遊ばせながら、かき氷をもらっていた。すべての作業が終わると、町会長のGがあいさつし、カンパをくれた人の紹介や、防災関係などのおしらせをする。その後、缶ビールやお菓子が配られる。帰る人たちと、10人ほど残って談笑する人たちがいるが、残った人たちも10数分後には解散する。

1-5. 行政との関係

ここでは、行政の「流れ橋」に対する見解を確認したうえで、「流れ橋」を管理する人びとが、「流れ橋」がおかれている状況についてどのように考えているのかを見ていきたい。

前述のように、東京都から「流れ橋」を撤去するように警告された大幡町会は、2011年に近隣の町会等と連名で、東京都知事宛の「北浅川における歩道橋の架設要望書（陳情書）」を提出した。そこでは、1-2で見てきたような「流れ橋」の必要性を挙げたうえで、これまで30数年にわたり、増水で流されるたびに地元住民が必死で復旧作業を行ってき

た。高知県の四万十川に「流れ橋」とよく似た橋があり、行政が地元住民の要望を取り入れて流されない橋となった。「流れ橋」周辺は自然が豊かで、高齢者の心身を癒すため好適地であり、河川敷公園としても広く都民に愛される好条件に恵まれている。「佐野川往還」など歴史的価値の高い地域であり、その中心に「流れ橋」がある。といった理由を挙げて、安全な歩道橋を架設するよう要望している。

次に、「流れ橋」に対する行政の見解を見ていきたい。筆者は、東京都建設局の南多摩西部建設事務所に電話によるインタビューと、八王子市都市計画部交通企画課にインタビューを行なった。東京都建設局南多摩西部建設事務所の担当者は、「流れ橋」について、「担当者がかわっているので詳しくは分からないが、それ以前から様々な形で注意してきた」という。また、「河川法で管理しており、橋には脚があり川の流れに影響するので、管理者としては望ましくない」とし、河川法の許可については「橋は河川への影響が大きく、許可については、市などの公共性のある団体が占有主体として必要である」という。合法的な橋の架設については、新しい橋は道路なので、河川管理者ではなく、その道路管理者である東京都や八王子市によるとしている。一方で「流れ橋」を撤去しない理由を「違法ではあるが、流れては直す小さな橋であり、川が溢れる要因に今の所直結していない。原則、占有者が撤去するのがルールだ。危険なときは、強制撤去することも考えられる」としている。

また、八王子市交通企画課の担当者は、『流れ橋』が違法なことは明らか。流れ橋にかわる橋を道路として建設することは法律上不可能ではないが、予定していない。B/C

(benefit by cost・費用対効果) で判断すると、周辺にも橋の建設の要望が出されている中で陵北大橋の隣にもう一つ橋をつくることは、市民の合意を得ることが難しい」としている。また、「流れ橋」を管理する人びとが架設を求める「浅川ゆったりロード」(遊歩道)に接続する歩道橋については、『浅川ゆったりロード』は、市が河川管理者の許可を得て行っている高水敷の利用。河川内に関しては、河川管理者の判断による。河川内は市の管轄ではないので、住民と河川管理者が協議すること」としている。

それでは、「流れ橋」を管理する人びとは「流れ橋」の現状や今後についてどのように考えているのだろうか。Gは、筆者のインタビューにおいて東京都に警告されたことについて聞かれ、昔から気にも留めていなかった。看板が立ってからみんなよく言うようになった。「違法かどうかはそちらの考え方。こっちは便利に使ってるんだからいい」というのが看板の立つ前も後もこちらの考え方だと話している。また、筆者に以下のような話をしている。

(2015年)7月に橋が流れたとき、誰かが危ないと110番通報し、東京都の建設事務所の担当者が警察に責任問題になると呼びだされた。建設事務所から町会に連絡が来た。その後、警察から町会に「対応されましたか」と電話が来たので、増水時に橋の両側に通行止めのコーンをおくことにした。さらにその後、建設事務所から電話があり、担当者が2人やってきた。「警察から大目玉を食らい、放っておくわけにもいかない。歴史もあるし、

今すぐどうこうするとは言わない。増水時、通行止めにするなり、考えてくれ」といわれ、うち（大幡町会）で責任を持ってコーンを立てることになった。

そして、河川管理者が「違法は違法だから、問い合わせ等あった時は、というのはわかってくれ」というのはあっちの立場からすれば当然で、事故があった時にどうするかは難しい問題だという。また、現在は町会によって「橋を渡る場合は自己責任だ」と書かれた看板が立てられているが（図 7）、それを立てたのも河川管理者の看板に対応してだという。また G は、「流れ橋」の今後について、以下のように話している。

（八王子市が）橋をつくってくれると言うのは、土手から土手でないとつけれない。何億か掛かるから無理だろう。沈下橋⁹を提案する人もいるが、法的に出来るか。駄目だと思う。飛び石は現実的ではない。歩くしかない（自転車等が渡れない）。（「流れ橋」の管理を）今のような形でいつまで出来るか。今、北西部幹線道路をつくっていて……幅 25 メートルの道路が町会の中を通り、川口から犬目まで通る。（それによって今の）陣馬街道に行く人の流れが変わるかもしれない。……将来的に橋の必要性もかわるかもしれない。（今は）コミュニティとして、防災、橋かけに人が出てくれる。高齢者が減った時に、コミュニティが残るか。家は（新しく）建ってるから、人（人口）は横ばいだけだ。

H も、筆者によるインタビューで、後から法律ができたのだから既得権があるのではないかという。そして H は、自分の活動、筆者の研究も含めて「問題解決型にしたい」と話している。H は、近隣地域の歴史を研究しており、「流れ橋」についても調査している。そのために、東京都の建設事務所に直接行ったこともあるという。H は、看板が立ってからは、「流れ橋」をかけることは住民にとってもストレスになっているので、行政的に働きかけることによって問題を解決しなければならないという。

「流れ橋」のウェブサイトをつくっている I は、「八王子市がやらなきゃならないことをなぜ（住民が）やるのか」という思いがあり、そのような問題を知らしめるためにウェブサイトをつくったのだという。I は、国土交通省の地図にも橋が書いてあるといい（図 4 参照）、行政によってあと 50 センチ高い橋がつくられれば、橋はかなり流されづらくなるという。また、「流れ橋」の現状について「高齢者ばかりであと何年やれば。（橋は）年々ぼろくなっている」と話している。

また A は、行政が橋をつくってくれるにしても「立派な橋はいらない」という。筆者が「自分たちで橋をつくるのが興味い」と話をしたところ、「まあ、壊れないのが一番いいんだけどね」としつつも、「土台だけつくってくれればいい」（行政が流れない橋脚だけつくってくれれば、橋げたと橋板は自分たちでかけられる）と話している。



図 7 : 町会が立てた看板 (筆者撮影)

第2章 分析の枠組み

2-1. 「公」「共」「私」と公共性

本節では、議論の前提として、社会を「公」「共」「私」と区分する見方について確認したい。さらに、そのような見方と対立するものとして、行政としての「公」とは異なる公共性に着目する立場について検討する。それによって、本論が「公」「共」「私」の区分を援用し、「共」的領域に着目することの根拠を明らかにしたい。

コモンズに関する環境経済学的な研究において、三俣学らは人間社会の構成要素として、公的領域、共的領域、私的領域を挙げる。そのうえで三俣らは「これら三つの領域は、必ずしも各々が独立しているわけではなく、互に入り組んでいる。しかし、各々に固有の特徴を持ち、人間社会の中で各々独自の役割を果たしている」と述べる〔三俣他 2008:11〕。この区分によると、公的領域は中央政府と地方政府のことである。「共的領域は、地方自治体より小さな地域の自治を担う人々の集合や種々の協同組合や家族などを意味するとともに、地域を越えて広域にわたる人々の連帯をも含む」〔三俣他 2008:12〕。私的領域は「市場経済のなかで私的利益の追求を認められた企業、自営業者などの全体を意味する」〔三俣他 2008:12〕。公的領域において行使される公権力は主に警察力と徴税権であり、徴税権をもとに所得や資産の再分配、公共事業が行われる。私的領域に属する諸活動は、市場経済において私的利益の追求を軸に進行することが多い。それらに対して共的領域における諸活動は人びとの共同意識を原動力とする〔三俣他 2008:13-14〕。

また室田によると、共的領域の軸となる共同性とは、「人々が積極的に協力し合うという意味での積極的な共同性と、同一目標に向かって協力するわけではないが、ある人の行動や利益を他の人が容認するという意味での受動的な共同性の両者を指す」〔室田 2009:28〕。室田は共的領域が、「家族がその最小単位であり、町内の自治会、NPO法人、ため池を所有ないし管理する申し合わせ組合、財産区、種々の協同組合などに見られる人間関係」によって構成されるとする〔室田 2009:28〕。そのうえで室田はコモンズを共的領域に含まれるものとしている。

本論はこの社会を「公」「共」「私」と区分する立場から議論を進めたい。しかし、この「公」「共」「私」の区分に対しては、「公共性」に着目する立場からの批判がある。三俣らは、公共性との関係について「公共哲学との接点を有する議論を展開する結果になる場合もあるが、公共性とは切り離された共的領域独自の存在意義を見出すことが主眼である」と述べている〔三俣他 2008:12〕。一方、田中重好は、公共私三分論には以下のような欠陥があるという。田中は、公共私三分論は共を「公私の中間にあるもの」と捉えていると指摘する。これを田中は公私の隙間論と呼ぶ。第一に、田中は隙間論が公私と共同性を同一平面においていることを批判する。田中によれば、共同性は公私に先立って存在し、それらの基盤をなすものである。「つまり発生論的には共同の上に公共が成り立っているの」である〔田中 2010:164-165〕。第二に、田中は隙間論が公を行政と同義とみなすこ

とを批判する。田中によれば「三分論自体が『官による公共性の独占』を克服するために提起されたものであるにもかかわらず、議論の整理の過程で公を行政と同等のものともみならずの、自己の議論の存立基盤そのものを否定するようなもので、それは誤りである」[田中 2010: 165]。田中の議論は政策的公準としての公共性について論ずるものである。田中によれば、政策的公準の議論は、「①社会秩序や社会統合の原理、②政府、地方自治体の政策的公準、③正当性をつくり出す手続きにかかわるものという、3つの意味内容を持つものから成る」[田中 2010: 46]。

田中の議論をみていく前に、公共性という言葉の意味について確認したい。山脇直司によれば、公共性（パブリック）にはおおまかに、「①『一般の人にかかわる』、②『公開の』、③『政府や国の』」という三つの意味があるという[山脇 2004: 18]。また、齋藤純一も公共性の意味について、「第一に、国家に関する公的な（official）……第二に、特定の誰かではなく、すべての人びとに関係する共通のもの（common）……第三に、誰に対しても開かれている（open）」という三つの意味を挙げている[齋藤 2000: viii-ix]。

しかし、日本において「公」や「公共性」は行政と同一視される傾向が強い。このことについて田中は、以下のように考察している。田中は、日本語の「公」「公共」という言葉には「①中国から『公』という漢字が入ってくる以前のオオヤケという言葉、②漢字の『公』、③西欧から導入された『パブリック』という言葉」という三つの意味が積み重なって存在しているという[田中 2010: 3]。田中によれば、こうした重層的な意味は「思想・理念としての公（公共）」ではなく、「日常生活のなかに埋め込まれた公」の次元に含まれる[田中 2010: 15]。このような生活の中に埋め込まれた「事実としての公」は、相互に矛盾した意味を含み、異なる文化の影響を受け変容しながらも、社会秩序の基本原理となっているという[田中 2010: 15]。

西欧のパブリックについて田中は、以下のような特徴を挙げている。第一に、西欧では公と私に明確に区切られている。第二に西欧では公私が平等の関係にある。これは、歴史的には西欧でも私に公の下に位置づけられていたが、16世紀以降その構図が転換した。第三に、西欧のパブリックには近代国家における「政治主体」としての「公衆」という意味を持つ[田中 2010: 30-32]。

そのうえで田中は、日本の「公」と中国、西欧の「公」を以下のように比較検討している¹⁰。第一に、中国、西欧の公（パブリック）に対して、日本の公には「開かれた」という意味が希薄である。第二に、日本と中国の「公」は首長制を含んでおり、「公」に肯定的、「私」に否定的な意味がある。一方西欧の公私に上下関係はない。第三に、中国と西欧には現権力者、現政権を超える存在としての「公」があるが、日本の「公」にそうした意味がない。第四に、中国と日本では、共同性が「公」とよばれることはあっても、それが積みあがって最高の権力としての「公」をつくり出すことがなかった。一方西欧では、公衆の共同性が「公」と結びつき、近代民主主義を基礎とする近代的な公共概念が生み出された[田中 2010: 35-37]。

では、ここで議論されているような、行政としての「公」とは異なる公共性とはどのようなものなのだろうか。齋藤は公共性がどのようなものではないかを明らかにすることで、公共性の条件を明らかにする。まず公共性と共同体の違いについて、齋藤は以下のように述べる。第一に、共同体は閉じた領域をつくるのに対して、公共性は誰もがアクセスできる空間である。第二に、共同体はその統合にとって本質的とされる価値を成員が共有することを求める。一方、公共性は人びとのいづく複数の異質な価値や意見の〈間〉に生成する空間である。第三に、共同体ではその成員が内面にいづく情念（愛国心・同胞愛・愛社精神等々）が統合のメディアになる。一方、公共性におけるコミュニケーションでは人びとの間にある事柄、人びとの間に生起する出来事への共通の関心（interest）がメディアになる。第四に、共同体は一元的・排他的な帰属（belonging）を求める。一方、公共性はアイデンティティ（同一性）の空間ではなく、人びとは複数の集団や組織に多元的にかかわること（affiliation）が可能である〔齋藤 2000：5-6〕。

次に、公共性と市場の違いについて以下のように述べる。第一に、市場のメディアである貨幣は、価値の間の質的な差異に対してニュートラルである。市場における人びとの行動を制御するのは同一の価値であり、そこではその量的な多寡のみが妥当する。第二に、市場はごく一部の例外（文化財市場など）を除けば非人称の空間である。一方、言葉の交換においては誰がその言葉を語ったかという人称性が意味を持つ。

最後に、公共性と国家の違いについて以下のように述べる。国家を国民の共同体と捉えれば、その相違はすでに明らかである。一方、民主的な法治国家は公共性によって形成される人びとの意思を正統性の唯一の源泉とする。この場合、公共性は国家の組織原理の中に組みこまれているともいう見方もできる。しかし国家は公共性のある限定された次元を担うにすぎない。言説としての公共性に国境は存在せず、そこでの言論のテーマも狭義の政治的意思形成・決定には還元されない〔齋藤 2000：6-7〕。

このように、公共性と共同体の差異を強調する齋藤と比較すると、田中の議論の特徴は、公共性の基盤を地域的共同性と捉える点にある。田中は共同性と公共性の区分について以下のように述べている。第一に、公共性は社会の構成員全員に対して一種の強制力を持っているため、全員にかかわるものであり、制度的な形がしっかりしている。一方、共同性はそのような強制力をもたない。第二に、公共性は垂直的關係であり、私権を制限・侵害するだけでなく、徴税権をもとにした再分配を含む。一方、共同性は水平的な関係である。第三に、公共性は社会全体に通用する普遍言語を必要とするのに対して、共同性は全員性をもたないため必ずしも普遍言語を求めない〔田中 2010：160〕。

田中は共同性に着目する理由について以下のように説明している。近代以前、共同性は「地域に限定された社会ユニット」（共同体）に埋め込まれていた。それは封建権力の支配に利用されており、地域内部と封建権力という内外の力によって形成されていた。しかし近代国家は共同体などの「国家と競合する集団」を否定した。そのため、共同体から共同性が遊離した〔田中 2010：50-52〕。現代では、メディアによって形成された「集合性

なき共同性」（例は近代国民国家）と「共同性なき集合性」（例は現代の都市）が存在する。都市では、都市生活者の主観では共同性が存在しないが、客観的には「場の共同性」が存在する〔田中 2010 : 55-62〕。

そのうえで田中は、共同性を「根元的共同性」、「場の共同性」「自覚的共同性」「目的を持った共同性」「公共性」の五つの段階に分類する。「人間の存在にとって根元的な共同性」は「制度化された共同性」あるいは「制度化されない共同性」として具体的な姿をとることもあれば、「意識されない共同性」として存在することもある。「場を前提とした共同性」において共同性は社会的に具体的な形や行動に結びつく契機をえる。場と結びつくことで共同性の範囲が確定され、共同意識や共同活動が生まれると「場の共同性」が自覚化され「自覚された共同性」が成立する。その中には確かな「目的をもった共同性」が存在し、そこから「公共性」が発生する〔田中 2010 : 64-71〕。

さらに田中は、共同性を軸に戦後日本の地域社会の変遷を分析することで、共同性から公共性をつくり出す回路が開かれるまでの過程をあきらかにする。田中は戦後の地域社会の変遷を1945年～60年頃（第一期）＝地域への共同性の埋め込みの段階、1960年頃～1990年頃（第二期）＝共同性の脱地域化の段階、1990年～現在（第三期）＝共同性の埋め戻しの段階として描く。

第一期のむら社会では、家、同族組織、むらの中の互助組織といった共同性なしでは人びとの生活は成り立たなかった〔田中 2010 : 84-89〕。しかし第二期に入ると、高度経済成長にともなう産業化、都市化によってこれまでの地域に埋め込まれていた共同性が消えていった。これまで人びとが直接に担っていた共同性が行政サービスと商業サービスからなる専門機関のサービスに代替され、人びとは利用者の立場に終始するようになった。それによって、共同性は人びとにとって「見えない」ものになった。一方で、公害といった「負の共同性」（共有された負の問題）に直面して、「やむにやまれぬ」「急ごしらえの公共性」として住民運動が各地に発生した。住民運動について田中は、「①地域からの共同性の解放と重層的な共同性の発見、②『もう一つの公共性』への問題提起」という二点に注目している〔田中 2010 : 106〕。第一に、住民運動においては、共同性の設定が様々なレベルでなされ、重層的な組織ネットワーク、重層的な共同性がつくり上げられたという。これは「従来までの共同性の構造が弛緩したことにより初めて可能になった」という〔田中 2010 : 108〕。第二に、住民運動がその目的を実現していくためには、共同性の次元に留まらず、公共性を問題にしていく必要があった。つまり、行政当局に公共政策の変更を迫り、裁判において「公共的な正しさ」の判決を勝ち取り、議会において条例や法律の制定を求めていく必要があった。こうした動きの中で、住民を犠牲にする公共性の正当性を批判し、「もうひとつの公共性」を構築することで、運動の主張の正しさを証明することが求められた。田中は住民運動を後述する「公共性の意味転換」の先駆けと評価する〔田中 2010 : 92-112〕。第三期においては、行政施策や制度の改革（分権化あるいは分権的施策への転換）や、地域への埋め戻し抜きでは解決できない案件の増大、地域的共同性

を担う主体（地方自治体や市民セクター、コミュニティ・セクター）の成熟により、地域への共同性の埋め戻しが促されている〔田中 2010：122〕。

住民運動から第三期にかけて、市民の権利主張が「公共性」という概念を活用して議論されるようになった。それにより、明治以来続いてきた「官の公共性」（国家的公共性）すなわち市民の権利主張を抑圧する「公共」から、市民の権利を擁護するための「公共」への意味転換が起こったという。しかし、日本におけるこの意味転換は未完であり、現在でも個別の領域において国家的公共性と新しい公共性が対立・併存しているという〔田中 2010：135－142〕。

次に、田中のいう公共性が、地域的共同性から生まれるプロセスをみていきたい。田中によれば、市民社会の多元性に対応して、「形成過程にある公共性」も複数性を帯びている。そのため田中は、制度化された公共性を「大文字の公共性」と呼び、形成途上の言説としての公共性を「小文字の公共性」と呼ぶ。小文字の公共性は参加・討論を通して大文字の公共性へとようになっていく〔田中 2010：170－173〕。田中はさらにこれに地域レベルを示す「小さい」と、全国レベルを示す「大きい」の区分を加え、以下のように公共性の創出過程を概念的に整理する。地域社会の共同性が「小さい小文字の公共性」として提唱され、それが制度化されることによって「小さい大文字の公共性」となる。それが全国レベルの「大きい小文字の公共性」となって提唱され、最終的に「大きい大文字の公共性」として政府の政策に取り上げられる。または、各地の「小さい小文字の公共性」が集まって「大きい小文字の公共性」の提唱となり、最終的に「大きい大文字の公共性」となる〔田中 2010：173－174〕。

ここで重要なのは、「小文字の公共性」の位置づけである。田中は公共性を、第一に全員性、強制力、制度化、第二に垂直的關係、第三に普遍言語の必要性という三つの特徴をもって、共同性と区分している。しかし地域レベルの「小さい小文字の公共性」は、全体性が備えられていない。一方、ある集団における共同性には、その内部に対する強制力や制度を備えたものがある。そのため「小さな公共性」と、強制力や制度を備える共同性とは、普遍言語によって差異づけられると考えられる。つまり、ある集団における共同性が、外部にも通用する言説として再構築され、外部に向かって主張されるとき、そのような言説が「小文字の公共性」となるのである。

これまでの議論をまとめると、田中のいう地域から生まれる公共性とは、地域社会の共同性から発生した言説が公権力を備えた制度となったものということができる。田中はこのような公共性が日本社会において発生しはじめていると指摘している。このような公共性の発達は、これまで行政としての「公」と市場経済としての「私」の領域に覆いつくされようとしていたコモンズがそれらに対抗する回路を得たという点で重要なものである。しかし、田中の議論には欠けている点がある。それは、地域的共同性が公共性へ発展したとき、その共同性は公共性となって解消されるのか。それとも、公共性をつくり出した後も、根本的なものとして持続するののかという点である。議論を先取りすれば、菅の挙げる

事例における、「協治」によってコモンズから「公共性」が作り出される過程を見れば、そこで作り出される「公共性」は単に地域的共同性が発展したものではない。そこで作り出される「公共性」は、地域的公共性（「共」）が外部の権力との交渉によって外部の制度や理念を「取り込み」、「流用」して作り出すものである。それは、外部の権力の影響や異質なアクターの参入を受けて、コモンズを維持しようとする運動である。

ここでは、田中の議論をふまえて、前述の田中による公共私三分論への批判について検討してみたい。田中による批判は、第一に、公私と共同性を同一平面にしていること。第二に、公を行政と同義とみなすことに向けられる。そのうえで田中は、「共」が「公」「私」の根底にあるという共同性根底論を提示した。これは確かに、田中の言う地域的共同性から生まれる公共性を捉えるためには有用である。しかし注意しなければならないのは、田中がいうように日本における公共性の意味転換は未完であり、現在でも個別の領域において国家的公共性と新しい公共性が対立・併存しているという点である。さらに、まだ新しい公共性が育たず、国家的公共性が支配する領域もあるだろう。また、田中が「行政サービスと商業サービスからなる専門機関のサービス」というように、商業サービス、つまり市場経済としての「私」によって「共」が囲い込まれようとしている領域もあるだろう。

本論で取り上げる「流れ橋」の事例においては、まさに国家的公共性としての「公」と大幡町会を中心とする人びとの「共」が対立している。そのような状況を分析するためには、「公」を行政と定義する観点が有用だと考えられる。この点に、三俣らによる「公」「共」「私」の区別の意義がある。ただし、田中による「共」が「公」「私」の根底にあるという考え方は妥当であると考えられる。議論を先取りすれば、「共」は「公」「私」の基盤となるとともに、それらと違った原理を持った領域である。そして、田中のいう「小さい小文字の公共性」の背景には、普遍的な「共」的領域の原理が存在し、それがコモンズの正当性をささえていると考えられる。このように考えれば、公共私三分論をもとに、「共」は公私の間のものではなく、そこに原理的な差異があるという点をより明確にして、「[公／私]／共」という二つの二分法の結合として捉えるべきだということになる。また、そうすることで、田中が批判していた公共私三分論における「公私の隙間論」、すなわち共を「公私の間にあるもの」として公私と同一平面において捉えているという欠陥も回避することができる。

2-2. コモンズに関する議論

本節では、コモンズ論に関する先行研究を概観し、「流れ橋」の事例を分析するために本論が採用するコモンズの定義について検討する。また、コモンズ論と公共性とのかかわりについて確認する。

コモンズに関する研究は、ギャレット・ハーディンが「共有地の悲劇」において、「すべての人が利用できる牧草地」は「各々の牧夫が彼の利益を極大化しようとする」ために崩

壊するというモデルを用い、「人口問題」という「技術的解決方法なき問題」を解決するために、「出産の自由」を放棄することを、相互的な強制の必要性として認識しなければならないと論じたことにはじまる [ハーディン 1993]。このような共有地（コモンズ）の捉え方に対する批判から、コモンズが共同体による共的所有、利用によって持続可能性を保持することに着目した研究がおこった。その批判について、井上真は次のようにまとめている。

批判の焦点は、ハーディンがコモンズを「オープン・アクセス」（誰にでも自由に利用できる状態を指す）であると前提していたことであつた。実際にはコモンズは地域社会によって管理され、長期にわたって持続的な利用がなされてきた事例も存在する。……つまり「コモンズの悲劇」ではなく、「管理されていないコモンズの悲劇 (Tragedy of the Unmanaged Comons)」というべきであつたというのである。 [井上 2004 : 54]

このように、コモンズに関する研究は自然資源の所有、利用、管理といった面に対する着目から始まった。井上は、自然資源の所有制度を非所有（オープン・アクセス）制度、公的所有制度、共的所有制度、私的所有制度の4つに分類し、共同所有制度において「資源は構成員によって共同で利用、管理されている」 [井上 2001 : 9] としている。そして、コモンズ論におけるコモンズという用語の定義に関して見られた立場を次のようにまとめている。

①非所有制度（および非所有資源）をコモンズから除外し、共的所有制度（および共有資源）のみをコモンズとみなす。②本来コモンズとは非所有制度（および非所有資源）のことであり、共的所有制度（および地域共有資源）をコミユナルと呼ぶ。③非所有制度（および非所有資源を）を「グローバル・コモンズ」、共的所有制度（および地域共有資源）を「ローカル・コモンズ」と呼ぶ。 [井上 2001 : 10]

そのうえで井上は、非所有資源の地球共有資源化や、地域共有資源と地球共有資源との連続性を視野に入れるために、③の立場を取るとしている。さらに、熱帯諸国において法的には国有の森林を実質的には地域住民が管理している例を挙げ、「所有よりも利用に着目するほうが実態を正確に把握しやすい」として、「管理」を「所有のあり方から独立していると同時に、利用を包含する概念である」としたうえで、コモンズを「自然資源の共同管理制度、および共的管理の対象である資源そのもの」と定義している [井上 2001 : 11]。

また、井上は現存するローカル・コモンズを、利用に関する規制の有無を基準として二つに分類する。第一に「タイトなローカル・コモンズ」制度においては、利用について集団内である規律が定められ、利用にあたって種々の明示的あるいは暗黙の権利・義務関係が伴う。第二に「ルースなローカル・コモンズ」制度においては、利用規制が存在せず集団のメンバーならば比較的簡単に利用できる。「この場合、利用規則等は慣習法に組みこま

れておらず、十全な共同管理がなされているとはいいがたい」[井上 2001:13]。そのため、「共有地の悲劇」は基本的には「グローバル・コモンズ」および「ルースなローカル・コモンズ」において発生するという。

さらに井上は「協治」概念と「かかわり主義」についても論じている。井上は「協治」を、「中央政府、地方自治体、住民、企業、NGO・NPO、地球市民など様々な主体（利害関係者）が協働（コラボレーション）して資源管理をおこなう仕組み」と定義する[井上 2004:140]。また、太田隆之と諸富徹は「協治」を「対象となる環境に価値を見出す人びとはすべて利害関係者になり、その環境の利用や管理のあり方に関与しうる」[大田・諸富 2006:82] という考え方と説明している。ここでよそ者が「協治」にかかわることに正当性を持たせるのが「かかわり主義」である。井上は森林を事例とし、「かかわり主義」を「なるべく多様な関係者を地域森林『協治』の主体としたうえで、かかわりの深さに応じた発言権を認めようという理念」[井上 2004:142]と説明している。このように、井上の研究は、コモンズ研究において所有より管理に着目することの重要性と、その管理を通じてよそ者に対してコモンズが開かれる可能性を示している。一方で、井上の論じるコモンズの範囲はあくまで自然資源に限定されている。

次に、菅豊による民俗学的研究を取り上げたい。菅豊は、新潟県の大川における伝統的なサケ漁（コド漁）について研究している。菅によれば、大川のサケ漁は江戸時代初期においてはムラの連合である組を基盤にしたものであった[菅 2006a:68]。しかしその後、サケガワの管理は組から村に移行され。このことについて菅は「村々が自分たちの村の領域としてのサケをめぐる川を意識し、排他的に囲い込む意識が、近世中期には確固たるものとして存在していた」と述べている[菅 2006a:72]。そのため、村同士の争いが頻繁に起こっていたという。菅は大川に伝統的なサケ漁が残存した理由として、それが排他的に管理されてきたこと以外に、支配者の入れかわりが激しくサケ漁への影響が相対的に弱かったこと、政策的、地理的要因により商業として発展しなかったことなどを挙げている[菅 2006a:91-92]。一方で、大川のサケ漁をめぐるコモンズの性格は、完全に村内部に閉じたものではなく、大川全体を地域のコモンズとする見方もあり、それらが重層的に共的世界をなしていた。また、大川においては、問題解決の仕組みは在地側と支配者側で重層的に成り立っており、在地社会の自律性だけで維持することは困難であったと指摘する[菅 2006a:95-97]。

ここでは、第一に、コモンズの排他性とそれをめぐる争いの存在、第二に、コモンズは支配者など外部の影響のもとに成り立っていることが指摘されている。この外部との関係について菅は、明治期の大川における「公益」の発見に着目している。明治期に入ると、大川郷の人びとは新しく登場した公権力との関係の中で、「公益」や「資源保護」という外来の価値を取り込むことで正当性を認めさせようとしてきた[菅 2006a:102-125]。菅は、近代の大川が、近代と前近代がもつれ合った状態として実体を有していたと述べる。大川において国家政策はその意図とは反対に、共的世界を強化したり、精緻化したりする

作用を起こし、一方国家政策自体も共的世界を伝達回路とすることで浸透していったのである [菅 2006a : 165-169]。

また、菅は大川の事例から、「コモンズが環境の持続可能性に寄与する」ことを強調するべきではないと指摘している。菅によれば、それはむしろ「コモンズが人々の関係の持続可能性に寄与し、結果、環境保全的であった」と考えるべきであり、大川の事例においては、コモンズは環境や資源の保全システムである以上に、人間生活の保障システムであるという [菅 2006a : 209]。

菅の研究において重要な指摘としては以下の二点が挙げられる、第一にコモンズは外部と無関係に自律的に存在するものではなく、支配者や公権力などの外部との関係によって成り立ち、それらの影響を受けて変化する。第二に、コモンズはそれ自体が環境保全的なのではなく、あくまでそれにかかわる人びとの生活とのかかわりの中で対象となる自然資源が扱われる。

そのような自然資源の利用と、外部の人びとがその自然資源に見いだす価値とが摩擦を引き起こした事例として、菅は石川県の片野鴨池におけるカモ猟について取り上げている。「近世以来、士族の末裔たる捕鴨組合は、カモという資源を利用するために、池への他者の立ち入り、参入、かかわりを拒み、かつ制限してきた」 [菅 2006c : 51]。しかし、日本野鳥の会などの自然保護グループが参入したことにより、捕鴨組合との間で利害の反する異質な人びとの軋轢が生まれた [菅 2006c : 51-54]。その後地元の内外を問わず多様な人びとが参入し異質性を突き詰めた結果、当事者間の「納得」をめざす組織の構築が行われ、公的セクターに所属する人びとの「後ろ盾」を得て「加賀市片野鴨池坂網猟保存会」が生まれた。菅はそれが「共的管理」や「協治」を標榜するものになったと指摘している [菅 2006c : 54-64]。

井上や菅が取り上げる「協治」は、田中の議論に則れば地域的共同性から公共性をつくり出す過程と捉えられるだろう。しかし、ここで重要なのは、「協治」は単に公共性をつくり出す過程なのではなく、コモンズに外部の視点や理念を取り込んで、強化する過程となっていることである。菅の挙げる片野鴨池の事例では、異質な人びとに対して開かれ、彼らの間の「納得」をつくり出す組織が構成されたことは、そこに「公共性」がつくり出されたことだといえる。しかし、異質性を突き詰め「納得」をめざし、「公」的領域の後ろ盾を得ることは、歴史的にカモ猟に携わってきた人びとや自然保護グループという個々の集団の個別性を保ったまま、コモンズを維持することである。これは、もともとあったコモンズを基盤に、より多くの集団や、外部の視点や理念を取り込んだ新しいコモンズがつくられる過程だといえる。そこでは、もともとのコモンズの個別性を保ったまま、様々な人びとや「公」的領域の理念や視点を取り込んで、新しいコモンズをつくることで、コモンズを維持し、その社会における存続基盤を強化している。

ここまで、自然資源に着目したコモンズ論についてみてきた。次に、コモンズの範囲をさらに広げ、自然資源以外のものも対象としようとする研究について参照したい。多辺田政弘はコモンズを以下のように定義する。

商品化という形で私的所有や私的管理に分割されない、また同時に、国や都道府県といった広域行政の公的管理に包括されない、地域住民の「共」的管理（自治）による地域空間とその利用関係（社会関係）を、コモンズとよぶことにしたい。地域内の水（河川・湖沼・湧水）や森林原野、海浜、海を含む土地空間、相互扶助システムとしての労働力、サービス、信用などを含む地域の「共同の力」と言ってもよい。[多辺田 1990 : i]

この定義の特徴は、財とサービスに着目し、図8にあるように公と私という「貨幣部門」に対して共（コモンズ）を「非貨幣部門」と捉える点にある。この定義では、自然資源だけでなく「貨幣を媒介としない相互扶助的な社会関係によるモノとサービス」[多辺田 1990 : 52] もコモンズとされる。多辺田は、このような共の領域が広がっている社会では、自然資源を地域や共同体が管理することによる自然の保全と、自給、自治による貨幣部門への依存度の減少が可能になるという [多辺田 1990 : 53]。このように、多辺田によるコモンズ概念は井上の定義より広い範囲を含み、「共」的領域における財とサービスのすべてがコモンズとして捉えられている。

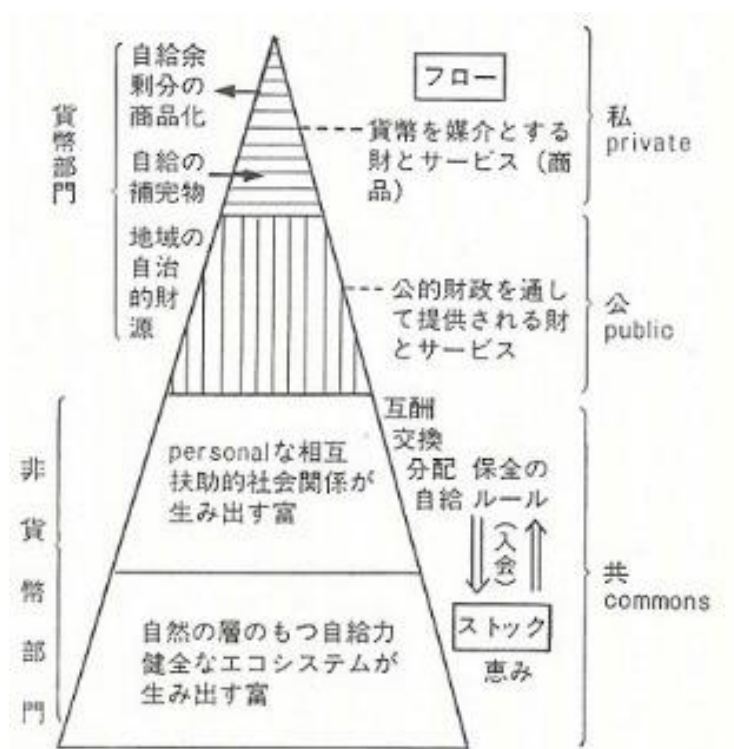


図8：健全なエコロジーがささえる経済 [多辺田 1990 : 52]

さらに箕浦一哉は、京都市西陣地域における織物産業の「織り音」という「音環境」について議論し、「モノとして占有したり消費したりできない環境」を「対象とする環境要素が有用であるかどうかを問題にしない」でコモンズとして捉える〔箕浦 2006 : 153〕。ここで箕浦が目するの身体を通じた音環境の経験の共有である。それが基盤となって、織物産業音が地域産業の景況を示すという音の社会的文脈の共有、かつて聞こえた産業音に対する「なつかしい」、現在それが聞かれないことについての「さみしい」といった音に対する感性の共有がなされる。それによって、産業音を否定的に捉ええながらも「仕方がない」、「文句は言えない」と受容しなければならないという行動規範が生まれたという。さらに箕浦は「音環境だけでなく、典型的なコモンズである自然資源においても、モノとしての共有以外に、ここで述べてきた共有の諸相を有していると考えられる」と指摘する〔箕浦 2006 : 163-166〕。箕浦の議論は、身体を通じた環境の共有を基盤とする社会的文脈や感性の共有が社会規範を生みだすことを明らかにし、モノや有用性を越えたコモンズ概念の広がりをおこなっている。

以上をふまえて、本論で分析する「流れ橋」の事例について考えると、橋は自然資源ではないが、有用性を持った資源であると考えられる。そのような事例を分析するためには、多辺田のようにコモンズの範囲を自然資源に限らず広く捉えることが必要だろう。そのため本論では、多辺田によるコモンズの定義を援用したい。多辺田の定義に則れば、「流れ橋」は「非貨幣部門」における「personal な相互扶助的関係が生み出す富」にあてはまる。さらに、自然資源という枠を外して井上によるコモンズの定義を参考にすれば、「流れ橋」は「ルースなローカル・コモンズ」に近い性格を持っている。コモンズとしての橋について考えれば、たとえば有料の橋は「流れ橋」よりタイトなコモンズだといえるだろう。例として、静岡県の蓬萊橋は開墾民が開墾地と町を結ぶためにかけた橋であり、開墾関係者をのぞき有料である。現在は蓬萊橋土地改良区が管理している〔村瀬 1999 : 40-42〕。蓬萊橋は開拓民によって管理されるコモンズであり、開拓民というメンバーシップにもとづいてそれ以外の人びとの利用に利用料という一定の制限をかけている。一方、「流れ橋」は大幡町会を中心とする人びとによって管理されているが、利用に関しては誰にでも開かれているという点で蓬萊橋よりルースなコモンズだといえる。

次に、コモンズ論と公共性の関係について見ていきたい。前述のように井上は、コモンズの管理において、「協治」によりコモンズにかかわる人びとが行政を含む様々な利害関係者と協働することの重要性を指摘している。これはコモンズをより開かれたものとし、そこから「地域から生まれる公共性」を創出しようとする活動であり、ガバナンスと呼ばれるものである。藤倉英世によれば、ガバナンスとはガバメントに対する新たな統治のあり方として 20 世紀末から提示されてきた概念であり、「統治という行為を行政、NGO や NPO、住民、住民自治体、企業など様々なアクターたちが、対等に相互協調しながら行うありさまを示す」〔藤倉 2014 : 5〕。

このような考え方について宮内は、以下のように考察している。まず宮内は、そのような「市民が担う公共性」の現場における問題をいくつか挙げている。それは、「いったい誰が何を具体的に担うのか」という問題。公平とはなにか。かかわりの強さにもとづく「本質的な公平性」を求めるならば、かかわりが強いかどうかはだれがどう判断するのかという問題。第三に、議論の場で話し合われたことはどこでの権限を持つのか。その場に参加した人は広く市民を「代表」するのか。「代表」する必要があるのかという問題などである [宮内 2006 : 2-6]。

このような議論に対して、コモンズ論は事例から出発したこともあり、具体的な「担い手」や「担いの仕組み」や、その地域の人びとにとっての、具体的で実効性のある「公共性」を提示することで寄与しているという [宮内 2006 : 11]。しかしそこで問題になるのは、コモンズにおける「かかわりの濃淡、かかわる権利や社会的認知・承認の濃淡。そしてその濃淡が時代と地域によって変化するということ」である [宮内 2006 : 18]。宮内のいう、「市民が担う公共性」に対してコモンズ論の寄与するものとは、田中の議論に則っていえば、地域的共同性の中の、個別の集団の共同性に着目することで得られる見地だといえる。それらを捉えるために、宮内はレジティマシー（正当性）に注目する。個別の集団の共同性に着目することは、コモンズの個別性に着目することといえる。そこには「公平さ」や「すべての人に開かれる」といたことは無縁な、「共」的領域における共同性が存在する。

コモンズとしての「流れ橋」と行政との対立を分析するためには、大幡町会を中心とする人びとの活動がどのような社会的認知・承認を得ているのかをあきらかにする必要がある。そのため次節では、正当性（レジティマシー）に関する議論について、公共性との関係に着目して検討する。

2-3. コモンズにおける正当性

「公私／共」の三分法（すでに述べたように、正確には「[公／私]／共」という二つの二分法の結合）にもとづくコモンズ論にとって、レジティマシーに注目することが重要となるのは、それが、地域的共同性（「共」）と公共性との接点、すなわち「公私」の原理と「共」の原理の接点で生じる問題だからである。その接点とは、個々の集団の共同性の間や、ある集団の共同性と行政としての「公」の間など、コモンズとその外部との対立と交渉の地点である。

前述のように、宮内はコモンズにおける正当性を「ある環境について、誰がどんな価値のもとに、あるいはどんなしくみのもとに、かかわり、管理していくか、ということについて社会的認知・承認がなされた状態（あるいは、認知・承認の様態）」と定義した [宮内 2006 : 20]。宮内は、環境に対するかかわりや権利が組み立てられたり、崩されたりといったダイナミズムを持つ中で、正当性のダイナミズムに着目する。そして、正当性が環境をめぐる公共性の議論の中心になると述べる [宮内 2006 : 19]。

次に、菅による正統性の議論についてみていきたい。菅は正当性を「ある一個の人間や集団が特定の事物に対して行う行為が、合理的で説得力を持つ根拠をもとに、他者や社会から認められた状態にあること」としている [菅 2006b : 56]。菅によれば、「legitimacy は日本語で正当性や正統性と訳されるが、その意味内容は日本語の訳語よりも広い」 [菅 2006b : 56]。また、日本語の正当性と正統性の区分について、鈴木正崇の以下のような区分を参照している。

両者（正統性と正当性：引用者注）をあえて区分するならば、前者が通時性 *diachronic* に焦点を置き、血縁、法脈、儀礼、宝物、霊威、権威、伝承など同一のものを受け継ぐという概念であるのに対して、後者は共時性 *synchronic* に焦点を置き、正と邪、真と偽、合理と非合理、正当と異端、包摂と排除など差異に基づいて事象を分類し二者択一を要請する概念である。……英語との対応では、前者は *orthodoxy*、後者は *legitimacy* に近い。 [鈴木 2004 : 186-187]

そのうえで菅は、「正当性は、むしろ通時、共時を問わず、多様な差異のなかから、何者かを選択するという行為に、その概念の根元がある」と指摘し [菅 2006b : 57]、正統性は元来、正当性に包含されるものとする。また、「正統—正当—正義という日本語は、*orthodoxy-legitimacy-justice* という英語の意味の關係に類似するが、必ずしも一対一に対応していない」としている [菅 2006b : 58]。そして菅は、正当性を構築する手段の一つとして「歴史」を取り上げる。そして、「事実として現前に存在するものではなく、人びとに共通する解釈としていかようにも創り上げることができるもの」としての「歴史」を根拠にして形成、獲得された正当性を「歴史」的正当性と呼ぶ。菅によれば、「歴史」的正当性を忠実に受け継いでいると認知される、あるいは認知させる地位や立場、系統が「正統」であり、正統性とは「正統」であることの要件であり、通時的な概念である。「多様な正当性が長い時間蓄積し、多くの人びとに一種権威的な力を感じさせるまでに歴史的な性質を帯びた性状が正統性である」としている [菅 2006b : 58]。

菅は、片野鴨池の事例を、正統性の概念によって分析している。この事例からは、コモンズにおける正当性の柔軟性や、正当性に外部の視点や理念を取り込み、「流用」することが見られる。片野鴨池には、鴨猟師に限らず片野鴨池にかかわる人びとに共有される、坂網猟の「300年の歴史」言説が存在する。明治の初頭まで、坂網猟の創始者や創始年代は曖昧だったが、それが明治中期に特定の人物や年代に特定されていった。菅はそこにみられる歴史の書き換えと書き加えを、当時の人びとによる正統性の構築と捉える。それは、坂網猟を独占してきた武士が、明治維新によって士族となり、その特権が保証されなくなった状況にもとづいている。さらに、明治維新による社会の変化が、坂網猟を継承する人びとの間に、様々な権益を主張する必要性を生んだ。それは第一に、猟場の使用权を新たに獲得する必要。第二に、士族を中心とする捕鴨組合が、猟場への他者の排除性を獲得す

る必要。第三に、行政から援助を受けるに値する公益性を獲得する必要である。その後、大正期以降、「士族である」という正統性の価値が低下し、「坂網猟は武士がやってきた」という正統性は、「坂網猟は長年続いてきた」という正統性へと再構成された。

さらに現在、片野鴨池に資源保護グループのように捕鴨組合とは異質なアクターが参入している。その中で、片野鴨池がラムサール条約登録湿地に登録されたことにより、ラムサール条約で規定された「適切な利用」という概念がもたらされ、「300年の歴史」言説はさらに再構築される。「適切な利用」という概念が捕鴨組合と自然保護グループが相互に理解し協力する糸口となり、「300年の歴史」は異質なアクター間に共有される言説となった。ここでは、外来の概念と結びついた、「坂網猟が長期にわたって環境を維持してきた」という正統性が再構成されているという。これらのことから菅は、正統性はつねに組みかえられていくものとして考えるべきだと述べている [菅 2006b : 62-80]。

次に、福永真弓による正統性（レジティマシー）の議論をみていきたい。福永は、ユルゲン・ハーバーマスによる以下のような定義を参照している。

正統性とは、政治秩序と結びついた要求が、正当かつ正義として承認されるような十分な論拠を己れ自身でもっている、ということの意味する。正統な秩序は承認されてしかるべきである。つまり、正統とは、ある政治秩序が承認されてしかるべきであることを意味している。このような定義によって、次のことが明らかになってくる。すなわち、正統性とは議論の余地を残した妥当性請求であるということ、そしてまた、支配秩序の安定性は（少なくとも）その請求の事実承認いかに依って（も）いる、ということである。したがって、歴史的にも分析的にも、正統性の概念は何よりも秩序の正統性が争われる状況、われわれが述べてきているように、正統化問題が立ち現れてくるような状況の中で用いられるものである。[ハーバーマス 2000 : 324]

福永は宮内による正当性の概念を「ある要件を根拠として、社会的に管理主体やその方法などが認知・承認される、という側面を前面に押し出したもの」と指摘する [福永 2010 : 33]。そして、それを「たんなる当事者間の合意形成とそれを可能にした要件のとりだしに回収してしまつては、正統性という概念がもつ重要な可能性を失わせてしまうことになる」と批判する [福永 2010 : 34]。福永によれば、ここで宮内が見落としているのは、資源を管理する際に必要になる、「規則や慣習、あるいは社会的通念や規範を通じて、集団の行為や言説、あるいは認識と理解の枠組みにも影響をあたえ、それらを縛る」権力である [福永 2010 : 34]。福永は、地域の自然資源管理の現場では、地域集団をまとめる権力、国民国家の権力など、多様な権力が重層的に存在しているとし、このような権力の正統性のダイナミズムを捉えることの重要性を指摘している。そして「その際に、どのような権力のあり方を想定し、ゆえにそれが承認されるにはどのような正統性の根拠が、

誰によって「是」とされることが必要なのかを、人びとのあいだから組み立てて直すことが重要である」と述べる [福永 2010 : 34]。

そのうえで福永は、ハーバーマスが定義しているコミュニケーションの様相に着目しながら正統性の概念を以下のように定義する。

正統性とは、諸個人が個人ではなしえない潜在的可能性を発揮するためにつどった集団 (=社会) において、その秩序と統制を可能にする根拠であり、参加者にとっては自発的に服従する契機となるものである。その生成および承認は参加者相互のコミュニケーションにおいておこなわれる。正統性の最大の特徴は、常にその根拠と共に妥当性が参加者によって問われ続け、(能動的であるにせよ受動的であるにせよ) 参加者たちによって承認されることを求められていることである。 [福永 2010 : 28]

福永は、米国カリフォルニア州のマートル川流域の管理における、ランチャーと呼ばれる牧畜業を行う白人移住者と、新たに参入した、環境主義を内面化した新住民との対立について論じている。マートル川流域の荒廃の原因をランチャーの土地利用に求める新住民は、『『正しく』科学的知識を援用でき、流域への負荷をおさえるための生活を送ることを目的にできる自分たちこそが、マートル川流域における資源管理の主体であるべきだと正統性を主張していた』 [福永 2010 : 69]。これを福永は「正しさの」正統性と呼ぶ。新住民の正統性が形成されていくのと同じく、ランチャーも新住民との差異を確認するために、歴史的な土地との関係性にもとづいた自分たちの正統性を形成する必要に迫られた。これを福永は「谷の」正統性と呼ぶ [福永 2010 : 72]。福永はこれら二つの正統性と、それをささえる根拠が、対峙する他者の存在をきっかけに姿を現し、互いへの差異の認識が互いを規定しあっていることを指摘する。そして「このことは、正統性がつねに自分たちという領域とその外側を認識しつつ、すなわち境界を設定しながら、ほかならぬ外側との相互関係によって構築されていくという動的な状態にあることを示している」と述べる [福永 2010 : 73]。菅や福永の議論からわかるように、ある集団の正当性(正統性)とその根拠は、外部との関係によって創出される。つまり、正当性とは、ある集団における共同性を外部に承認させるための主張なのである。

ここまで、コモンズ論、あるいはガバナンスに関する研究における正当性の定義と議論についてみてきた。一方、法哲学の分野では、正当性と正統性という言葉はこれとは異なった意味で使われている。大屋雄裕によれば、「正当性」(justness)と「正統性」(legitimacy)は、二つの異なる「正しさ」をあらわしている。「正当性」(justness)とは、特定の判断が「正しい」か「正しくない」かを問題にするものである。一方、「正統性」(legitimacy)とは、具体的な決定が「正しい」権限に由来しているのか、「正しい」手続きによって形成されたかといった点を問題にするものである。そして、正統性の根拠に関する議論は『『法にしたがう義務』、遵法責務を支える根拠の議論に等しい。法が政治によってつくられるこ

とを考えれば当然のことではある。だが重要なのは、いずれにせよ《内容的な正しさ》はここに入ってこないということだ」という [大屋 2009]。

これまでみてきた議論をふまえて、正当性の定義について検討していきたい。まず、言葉の表記について検討する。宮内と菅の使う「正当性」と福永の使う「正統性」は、ともにレジティマシーを指している。本論ではコモンズやガバナンスに関する議論において用いられるレジティマシーの概念について、正当性と表記する。それは、菅による、「正統性」を「多様な正当性が長い時間蓄積し、多くの人びとに一種権威的な力を感じさせるまでに歴史的な性質を帯びた性状」[菅 2006b: 59] とする定義を取り入れるためである。また、法哲学的な概念に言及する際は「正当性」(justness) と「正統性」(legitimacy) という表記を用いる。

次に、田中の議論を参照しながら、正当性の概念と公共性の関係について検討したい。コモンズやガバナンスに関する議論における正当性は、第一に、資源管理にかかわるアクターの行為に対する、他者や社会からの承認とその根拠を捉えようとする概念である。菅は、大川の事例や片野鴨池の事例から、そのような正当性とその根拠が、他者との関係の中で選択され、創出され、つねに再構成されていくことを明らかにした。さらに「協治」またはガバナンスにおいて、複数のアクターがお互いに共有できる正当性とその根拠が創出、再構成されていくことを指摘した。このような「協治」またはガバナンスの場合は、田中の議論における、地域的共同性から「小文字の公共性」、あるいは「小文字の公共性」から「大文字の公共性」が生まれる場に対応している。

前述のように、田中は、公共性を、第一に全員性、強制力、制度化、第二に垂直的關係、第三に普遍言語の必要性という三つの特徴をもって、共同性と区分している。福永による正当性の定義は、このような公共性の特徴に対応する側面をより強調したものである。福永のいう重層的な権力とは、複数の「小さい小文字の公共性」と、「大きい小文字の公共性」、「小さい大文字の公共性」、「大きい大文字の公共性」からなる重層性をあらわしていると考えられる。

次に、法哲学における「正当性」(justness) と「正統性」(legitimacy) の概念にもとづいてこれまでの議論を整理したい。公共性の特徴として挙げられる制度化は、それが「正統性」(legitimacy) を持つことを意味する。そこでは、ある判断や決定の内容的な正しさは考慮されない。この観点からみると、田中の考え方は、「協働」やガバナンスという制度を通じて「地域から生まれる公共性」を創出することによって、地域的共同性に含まれる、様々な主体の共同性を持つ「正当性」(justness) を「正統性」(legitimacy) に反映させようとするものだといえる。しかし、日本における「地域から生まれる公共性」は発展途上であり、「正統性」(legitimacy) がもつばら行政によるものとされる領域が存在する。

「流れ橋」の事例についてみれば、そこでは行政の「正統性」(legitimacy) と大幡町会を中心とする人びとの「正当性」(justness) が対立している。そして現状では、「流れ橋」の事例において、「流れ橋」は行政としての「公」に対抗する「地域から生み出す公共性」

を生みだすにはいたっていない。現在の制度では、大幡町会が橋をかける主体となることはできず、橋を維持しつつ「流れ橋」の違法性を解消するためには、行政が合法的な橋をかけるしか方法がない。もちろん、大幡町会を中心とする人びとは「要望書」を提出するなどして行政に働きかけている。しかし、八王子市交通企画課の担当者は、「B/C (benefit by cost・費用対効果) で判断すると、周辺にも橋の建設の要望が出されている中で陵北大橋の隣にもう一つ橋をつくることは、市民の合意を得ることが難しい」と話している。このように、八王子市は、大幡町会を中心とする人びととそれを利用する近隣住民のような規模の人びとの要望に応じることは、費用対効果の面でできないとしている。ここに、地域的共同性から「地域から生まれる公共性」を生み出すための規模の問題があらわれている。つまり、行政の「公共性」はもちろん、田中のいう「地域から生まれる公共性」も、個々の集団の共同性の範囲をはるかに超えた規模として想定されている。しかし、個々の集団の共同性が、つねにそのような広い範囲に通用する「公共性」を創出することが出来るわけではない。

それでは、これまでの議論をふまえて、コモンズ論と法哲学における正当性の概念をもとに、本論における正当性の概念の使い方を検討したい。本論では「公」と「共」の原理的な差異に着目するが、それは、「正当性」(justness)を地域の次元ではなく、社会における「公」「共」「私」という領域から捉えることで可能になる。つまり、「公」と「共」の原理的な差異を見いだすことは、言い換えれば、行政の「正統性」(legitimacy)と対立する、「共」において共有される「正当性」(justness)を明らかにすることだと考える。

個々のコモンズは、それぞれ「相互扶助システムとしての労働力、サービス、信用など」や、身体を通じた経験の共有、社会的文脈の共有、感性の共有およびそれによって生まれる行動規範など、様々な現場の個別性をふくんでいる。個々のコモンズの正当性、あるいは「正当性」(justness)は、そのような現場の個別性にもとづいたうえで、ある他者との関係の中で生み出される。本論は、個々のコモンズと「公」「私」の囲い込みの対立に注目する。そこで主張される個々の正当性あるいは「正当性」(justness)の背景には、「共」において共有される、普遍的な「共」の原理にもとづいた「正当性」(justness)があると本論は考える。そのため本論では以後、個々のコモンズの主張を「正当性」、その背後にある「共」的世界で共有される「正当性」(justness)を、「『共』の原理」と呼びたい。

公共私の三分法を「[公/私] / 共」という二つの二分法の組み合わせとして捉える視点から、正当性を整理すれば、次のようになる。「公私」は「正統性」(legitimacy)にささえられているのに対して、「共」は「共」の原理にもとづいた「正当性」(justness)にささえられているといえる。つまり、「公」と「私」はともに異なる原理を持つが、このふたつは「正統性」(legitimacy)にささえられているという点で共通している。一方、「共」もまた前のふたつとは異なる原理を持っており、さらにそれらとは異なり「正統性」(legitimacy)を有していないが、「共」の原理にもとづいた「正当性」(justness)にささえられている。

次節では、この「共」の原理について、コモンズとスクウォットの関係からあきらかにする。

2-4. コモンズとスクウォット

本節では、コモンズとスクウォットの関係について考察することで、「公」と「共」の原理的な差異について考察する。そして、そこから得られる視点を用いて「市民が担う公共性」または「地域から生まれる公共性」について検討する。

スクウォットもまた、正当性と同じく「共」と「公私」の接点において生じる問題である。正当性はコモンズがその外部との関係の中で、コモンズを守るためにつくり出すものである。一方、スクウォットは、「公私」に囲い込まれた状況の中で「共」の原理を守り、「共」的領域をつくり出そうとする実践だといえる。

「流れ橋」の事例の特徴として、それが「違法」とされていることが挙げられる。「不法占拠」としての「流れ橋」は、一種のスクウォットだということができる。スクウォット (squat) という言葉は、「しゃがむ、うずくまる；蹲踞 (そんきょ) する」といった意味の他に、「公有地に無断で家を建てて住む、公有地 [公共建築物] を不法占拠する」、「不法占拠；不法占拠地」という意味を持つ [研究社新英和大辞典 1980：2052]。その言葉の由来は以下のようなものである。

当初は古フランス語 *esquatir* 「平らにする」から由来し「力づくで押しつける」の意味で使用された。ラテン語 *coactus* 「強要する」の過去分詞である *coactus* が基になっている。17世紀半ばから現在まで、形容詞は「ずんぐりした」の意味で、動詞は、19世紀後半から「不法に建物を占拠する」の意味で使用されている [オックスフォード英単語由来大辞典。[2015：887]

芸術スクウォットを研究するアーティスト、金江はスクウォットについて以下のように説明する。

スクウォットは人間に必要なあらゆる種類の「空間」に関係する。土地、建物、空き地、居住地、アトリエなどの再配置をつうじて〈新たな空間〉を創出していくスクウォットは、所有権の全能たる権力を前に、ともに見る夢をうつし出す。だからこそ、ともに見る夢が直接行動をつうじて社会的実践へと転化されるとき、スクウォットは単に物理的な「空間」のみに関係するものではなくなるのだ。[金 2011：2-3]

金によると、スクウォットは産業革命期のヨーロッパにおける都市人口の爆発的な増加、労働者たちの劣悪な経済状況、都市開発計画によって生み出され、資本家による空間の独占に対する居住権の訴えとして組織化されていった [金 2011：23-27]。その後、フラ

ンスでは、68年革命¹¹の経験を経て、1970年代にはスクウォットが居住権のための運動の他に、新社会主義運動、社会主義革命運動などに枝分かれしていく[金 2011:38-39]。この頃、68年革命に参加した芸術家によって芸術スクウォットも発生した。それを金は「社会矛盾に対する問題提起のみならず、芸術が通い合い、ブルジョア的な虚構性を批判しながら社会と芸術から疎外された人々とともに生と芸術を分かち合う試み」としている[金 2009:78-79]。

また、高祖岩三郎は、スクウォットの一形態である「庭＝家運動」(アヴァン・ガーデニング)について考察し、スクウォットの性質について重要な指摘をしている。高祖によれば「庭＝家運動」とは以下のようなものである。

表面上は市に所有されているが、事実上打ち捨てられた小さな場所を、地元住民が協力して整備し耕し植物を植える運動である。緊急事態(戦争や経済不況)において国家の肝いりで考案された制度とは異なり、これは地元民衆が彼らの自立的行動として「公共空間」を立ち直らせ、食物を生産するというものである。これは最近始まった実践ではない。多くの都市において、つねに景気の上下につれて盛衰を繰り返してきた「普遍的運動」なのである。[高祖 2006:129]

さらに高祖は、スクウォットと「庭＝家運動」の関係について以下のように述べている。

歴史を通じて世界各地で、民衆はぎりぎりの生の必要性に従って「住むこと」と「生産すること」への権利を直接行動によって主張してきた。しかしその切実な運動が「不法占拠」という間違っただけの名を与えられるようになった。「庭＝家運動」の視点から観ると、それが一部の規則違反ではなく、如何に「この世界」において普遍的なものかがあきらかになる。「庭＝家運動」は「スクワット」をわれわれにとっての「共通なるもの(the common)」である「大地」とつなげることによって、その「詩」を詠むのである。[高祖 2006:127]

ここで高祖は、スクウォットを「住むこと」、「庭＝家運動」を「生産すること」への権利の直接行動による主張と捉えている。そして、そのような主張の根拠について、以下のように論じている。高祖は『「一夜で家を建てる」ことができたなら、その家はその人物の『個人的所有』に帰す』という世界中に広く存在する民間伝承を取り上げ、それが過去から現在まで一貫して基調低音のように流れている「家を持つこと(shelter)」の原理を示しているとする。それは「住むことを許されるのは、土地と建物の所有者のみではない。そこで労働し生産する者の居住権を否定することは出来ない」という原理である[高祖 2006:127-128]。

このようなコモンズの原理は、古代の日本においてもみられる。岩本由輝はそれを本源的所有と呼んでいる。岩本は日本書紀にみられる「シキマキ」、「クシザシ」、「アゼナワ」¹²などの天津罪を、古代の日本における土地所有制度である本源的土地所有に対する妨害であると指摘した。本源的土地所有制度のもとでは土地はムラやウジとよばれる共同体の所有のもとにあり、耕作期間だけ一定の区画を耕作者、つまりイエが占有して耕し、収穫が終われば土地は共同体のものに戻り、翌年再び分配されるという土地利用秩序があったという。先述の三つの天津罪は、いずれも他人の土地の占有を脅かすものである〔岩本 1989 : 54〕。

そして岩本は、1951年から1954年にかけて起こった旧漆山飛行場跡地における農家と非農家の紛争を取り上げる。ここでは、村および農業委員会が土地の「売り渡し計画」を立て、県農業委員会が承認した。しかしそれに反対する非農家側が、従来自分たちが耕してきた土地に例年通り麦蒔きを行い耕作権の継続を主張した。それに対して農家側は、「売り渡し計画」にもとづいて土地に杭打ちをし、非農家が麦を蒔いた土地に重ねて麦を蒔いた。これに怒った非農家側は裁判所に民事訴訟を提訴した。岩本は、この農家側の行動が「クシザシ」、「シキマキ」であったとし、非農家側が起こした訴訟は近代法にもとづくものであるが、その背景には耕作権は種を蒔いたり苗を植えついたりすることによって生じるという観念があったという〔岩本 1989 : 50-51〕。

高祖は、「一夜建ての家」の伝承は、土地の所有という状態こそが異常事態であり、後から来て、先行していた大地とそこで労働し生産する者との関係を「異例／犯罪」にしてしまった」ということを主張しているという。そして、このような「異常事態」が起こる過程を、以下のように説明している。まず所有という概念の通用しない「大地」があった。しかし、そこに王権が介入し、共有地だった土地を「領地」にかえてしまった。これが囲い込みである。それを継承した近代国家は私的所有自体を管理するようになり、「公共空間」と「私的空間」もそこから派生した。高祖によれば、究極的には地球はわれわれの「共有なるもの (the common)」以上でも以下でもないのに、それは諸国家によって分断されており、そこに根元的な非合理があるという〔高祖 2006 : 128〕。

高祖の議論によれば、スクウォットとは、「住むことを許されるのは、土地と建物の所有者のみではない。そこで労働し生産する者の居住権を否定することは出来ない」というコモンズにおける原理が、後から生まれた土地の所有という概念によって「異例／犯罪」とされてしまっている状態だといえる。言い換えれば、スクウォットとは、土地の所有の概念と対立する、コモンズの原理にもとづいた「住むこと」と「生産すること」への権利の主張である。

高祖や岩本の議論からわかるように、「共」的領域には「土地は所有できない。土地に対する働きかけが、それに対する権利を生む」という普遍的な原理がある。井上のいうように、コモンズ論は所有ではなく管理に着目する。それはコモンズにおいて、土地に限らず、資源が所有に関係なく管理されることが普通だからである。そのため、「共」の原理の根底

には「資源に対する働きかけが、それに対する権利を生む」という考え方があると考えられる。環境社会学者の鳥越皓之は、生活環境主義¹³の立場から、ある空間に対する個々の働きかけによって成立する権利が組織化されたものを「共同占有権」と呼んでいる〔鳥越 1997 : 68〕。そしてそれを以下のように説明している。

ここでいう共同占有とは各住民が自分が占有している土地に対して各自の私有権等をもっているが、その上に網掛けのようにして、私有権等に対して、ある方向に制限を加える権利を地域住民が“共同”で所持していることを意味している。〔鳥越 1997 : 68〕

この共同占有と現行法での「共同所有（共有）」とは異なるものである。鳥越によれば、現行の民法における「共有」とは、数人が同一物の所有権を分有することを意味し、共有者は持分権処分や分割請求権を持つ。現行民法での共有は、個人個人の所有を前提とし、その変形したものである。現行民法では、土地を私的に所有している場合、それを自由に処分することができる。しかし実際には、村落内の土地は所有者個人の判断で処分することができず、そこに村落が関与してくる場合がある。鳥越によればこのような村落の権利の根拠を「総有」という。鳥越は総有を「本源的所有の現代版」としている〔鳥越 1997 : 55-51〕。藤村美穂は、日本における入会をささえる「総有」という所有意識のありかたを、「むらの土地は（どこであっても）村全体のものだ」と説明する〔藤村 2001 : 41〕。藤村は、滋賀県西浅井町における総有の意識を以下のように報告している。

屋敷地や耕地のように「私」がもっとも強く認められていると考えられる空間であっても、持ち主がむらから出ていってもう利用する見込みのないところは、集落の者たちが勝手に使っても仕方がないと説明される。つまりむらの土地は、特定の者が住む、あるいは畑として耕すなどの働きかけをしなくなったら、「みんなのもの」に戻ると感じられているのである。〔藤村 2001 : 42〕

このことから藤村は、むらにおけるある空間の「私」有の強弱は、その空間にその人物がどの程度働きかけているのかの程度によって、相対的に決まるという。そして、日本のむらの空間は、このようなむらの人間関係にもとづいた緩い縛りや制限に覆われることによって、「私」有と入会を両立させることができるという〔藤村 2001 : 42-43〕。

このような日本における入会とそれをささえる総有ということが、ここでの議論にとって重要なのは、「共」的領域と私的所有が一概に相互に排除されるものではないということである。しかし、そこでの私的所有権は絶対的なものではなく、資源への働きかけによって相対的に認められるものである。つまり、「共」的領域では、ある人物のある空間への働きかけの相対的な強弱という尺度を用いることで、私的所有と共的所有が連続的に成

り立っているのである。本論は「共」を「私」の基盤と捉えるが、「共」を基盤とする「私」は、近現代における絶対的な「私」とは性質が異なるといえる。

この視点から、坂口恭平によるホームレスの事例についてみていきたい。坂口は大学で建築を専攻し、路上生活者の家を調査している [坂口 2011 : 4]。坂口は河川法の規定が路上生活者に適応されない理由を、憲法の生存権の方が強いからだとしている。坂口は、そのような法律の多層性の例として、路上生活者の船越さんが河川敷に植えたビワの木を挙げている。船越さんはその木の前に「このビワは私有物です。勝手に採らないで下さい。もし勝手に採った人がいれば窃盗罪で訴えます」という看板を立てている [坂口 2012b : 38-39]。これについて船越さんは以下のようにいう。

国有地の河川敷だろうがなんだろうが、その人がこれは自分のものだと訴えたら自分のものなんだよ。河川法に違反しようが、ビワを植えたことは守られる。国有地だろうが、これは私が植えたものだから私有物。それを採ったら、当然、窃盗罪で訴えることができる。 [坂口 2012b : 39-40]

坂口によれば、船越さんの考え方は法律的に真っ当だという [坂口 2012b : 40]。そして坂口は、路上生活者たちの生活をみる中で、「人間は土地を所有できない」という根元的な問いを考える必要性を感じたという [坂口 2012b : 65]。

資源に対する働きかけが生み出す権利はコモンズの基盤であり、たとえコモンズとして組織化されていなくても存在している。そのように考えれば、坂口の挙げる船越さんのビワの木の事例は、資源に対する働きかけによって私的所有権が生成されることをあらわしている。ここでは、資源に対する働きかけにもとづく「私」が、法律上の私的所有権に結びつくことで、坂口のいう法律の多層性を形成している。しかし、ここで重要なのは、資源に対する働きかけにもとづいて形成された私的所有は、法律が想定するように絶対的なものではなく、コモンズとして組織化されることで、共同所有に変化する可能性を持っているという点である。また、総有において見られるように、「共」にもとづく「私」はコモンズの成員間の相対的な関係からつくり出されるものであり、「共」との連続性をもっている。このような「共」と「私」の重層性を、本論では「共」が「私」の基盤となっていることと捉えたい。このように、人びとの資源に対する働きかけがコモンズとして組織化されたとき、それに対する共同の権利が生まれるという観点から見れば、「共」の原理とは、「資源に対する働きかけが協働を基盤になされる以上、それに対する「共」的な権利を生む」というものだと考えられる。

現代においては、土地の所有は土地の商品化の形態を取る。カール・ポランニーは、19世紀に出現した市場社会の特徴を次のように指摘する。市場社会においては、産業のあらゆる要員が商品として市場を形成しなければならない。すなわち、労働、土地、貨幣は本来商品ではないが、産業の基本的な要素であり、これらは擬制商品として市場に組みこま

れる。この擬制が妨げられると市場経済は危機に陥るため、市場社会では商品擬制に沿った市場メカニズムの機能を妨げる取り決めや行動を許されない [ポランニー 2003 : 38-40]。この指摘は、市場経済としての「私」の原理をあらわしていると考えられる。

土地の商品化とは、「共」的領域であった土地が「私」によって囲い込まれることだといえる。つまり、そこでは「共」の原理と「私」の原理の対立が起こっていると考えられる。そのことを正当性の概念から考えれば、スクウォットとは、「私」の拡大を受けて、「共」において形成された正当性の主張のあらわれである。スクウォットや「庭=家運動」の対象となる空間は、誰かがそこを占有し、そこで生産している空間ではなく、空いている空間である。正当性の主張としてのスクウォットの性格は、たとえば「投機を目的に開けておかれた空間」 [金 2011 : 42] をスクウォットする際により鮮明になるだろう。それは、「私」の原理である所有に関係なく、コモンズの原理にもとづいて、空いている空間を働きかけがなされていないものとみなし、その空間に働きかけることでそれに対する権利を得ようとするのだといえる。

一方で、本論で扱う「流れ橋」の事例は、「共」の原理と「私」の原理の対立というより、「共」の原理と「公」の原理の対立のようにみえる。大幡町会を中心とする人びとは、浅川を「共」的領域とみなし、「共」の原理にもとづいて、河川という空いている土地を占拠する。しかし現在の法律のもとでは、河川は公物であり、浅川の管理は東京都が行うものとされている。そこでは、「流れ橋」というコモンズが、「公」による囲い込みを受けようとしている。

では、「公」の原理とはどのようなものなのだろうか。村松彰子は「役場の論理」について以下のように説明している。

地域コミュニティとは異質な「役場の論理」とは、ローカルな現場の個別性に従うのではなく、「公平さ」や「合理性」や「正しさ」といった普遍的な理念による「近代的世界」の理論に近いものだろう。 [村松 2015 : 48]

このような論理と、コモンズにおける「相互扶助システムとしての労働力、サービス、信用など」や、身体を通じた経験の共有、社会的文脈の共有、感性の共有およびそれによって生まれる行動規範など、それによっては捉えきれない現場の個別性との対立が、「公」と「共」の対立というわけである。そして、室田のいうように、このような「公」の原理は「『私』の組織化に他ならない」。そのことを多辺田は、以下のようにいいあらわしている。

生産のコントロール主体であった共同体の解体が、資本主義の生誕にとって不可欠であったのは、必然であった。……そのような定常系の社会（経済を社会のなかに埋め込んでいる社会）から生産力を解放させるためには、「私」的あるいは「共」的権利としての

所有権を導入させることによって、「共」の世界を「私有」と「公有」の世界に引き裂く必要があったのである。[多辺田 1990 : 86-87]

このように、「共」に対する囲い込みは、「公」と「私」の両面から進められてきた。「公」の所有物に対するスクウォットとは、「私」の原理を守るために組織化された「公」の原理に囲い込まれた状況でコモンズ＝「共」の原理を維持しようとすることで起こる実践といえよう。「役場の論理」に代表される「公平さ」等の「公」の原理は、「正統性」(legitimacy) と言い換えることもできる。一方、コモンズには、現場の個別性にもとづいた正当性がある。この正当性を制度化によって「正統性」(legitimacy) へと発展させようとするのが、田中らによる公共性の考え方である。しかし本論では、三俣らのいうように「公共性とは切り離された共的領域独自の存在意義を見出す」立場を取る。そこで注目すべきは、現場の個別性にもとづいた正当性の背景にある「共」の原理の影響力である。

「流れ橋」の事例で注目すべきは、「流れ橋」には現状では「正統性」(legitimacy) が認められていないにもかかわらず、行政はそれを撤去していないという点である。このことから、「共」の原理は制度化されずとも、「正統性」(legitimacy) と対立するような、ある程度の影響力を持っていると考えられる。このような「共」の原理の持つ影響力は、他のスクウォットの事例においてもみられる。金によれば、一般的にはスクウォッターにはいかなる権利もないと考えられやすいが、国家の構成員すべてに認められる居住の権利は、スクウォッターにも認められる。フランスでは、法の解釈により、スクウォッターを単に私有財産を侵犯した犯罪者と規定せず、「賃貸料を出すことができない借り手」と解釈することが可能になる。そのため、ひとたびある空間が占拠されれば、その空間をめぐって所有者とスクウォッターには様々な手続きと書類準備が課せられるが、スクウォッターはその間その空間に住むことができる [金 2011 : 53-58]。

また、金菱清は不法占拠に関連して、フィリピンのスクウォッター法を取り上げている。この法律は、スクウォッターを強制排除することを許さず、土地所有者がその土地を開発する際には、そのスクウォッターのための居住の場所を提供しなければならない。そのため、現実として所有権よりも占有（居住）権の方が強いという逆転現象が生じている [金菱 2008 : 4-5]。このことを金菱は、「フィリピンでは基本的に社会のなかでスクウォッターをむしろ推奨しているようにみえるし、実際そのようなしくみになっている。このことを（ある程度）人びとが認める、あるいは正義にかなうと思っるところが「社会規範」として大きい」と評している [金菱 2008 : 5]。

さらに金菱は、伊丹空港にある不法占拠地域であり、在日韓国・朝鮮人の人びとが暮らす中村地区について、それがどのように行政から正当性を認められ、不法占拠地域の移転補償がなされたのかを明らかにしている [金菱 2008 : 9]。金菱は、中村地区について、「現在、『不法占拠』とされている土地は当初から存在したのではなく、のちに国家の都合（建設終了＝契約解除）によって『不法占拠』に転化された経緯をもつ¹⁴」ことを指摘す

る [金菱 2008 : 73]。そして、「実は後から登記した所有権を盾に、火災で居住権がなくなった土地から住民を排除する国の行為は、中村地区における共同占有の事実を否定するものと人びとの目に映る」と述べる [金菱 2008 : 170]。そして、以下のように指摘する。

人びとの継続した働きかけを下から支えるものは、単なる労働投下よりも、むしろそのような働きかけをとらざるをえない「生活の必要」があることに着目する必要がある。そこにはつねに「正義」の主張が含まれている。つまり、正義を自足させる自己準拠的な主張は何でもよいのではなく、つねに人びとの現実的な生の選択肢がきわめて限られているときに形成されうる規範である。 [金菱 2008 : 170]

中村地区の事例においては、2002年に国は「騒音防止法」を中村地区に適用し、その移転を補償した。金菱は、国は住民を騒音防止法という一般的な法の枠内に位置づけることで、逆差別として批判されかねない「不法占拠」や「在日」というフレームを一切用いずに問題を解消することに成功したと指摘している [金菱 2008 : 113-114]。国による補償がおこなわれるまでの過程では、伊丹市が大きな役割を果たしている。金菱は、伊丹市が住民の支配領域を認める立場に立って公共性を捉えていることから、「二重の公共性のうち、生活に基盤をおき実態を伴う公共空間の顕在化は、結果として土地所有に基盤をおく公共性に対して『拘束力』をもつ」と指摘する [金菱 2008 : 184]。これは、住民が自治会を組織し、国とは切り離された形で地方自治体との関係性を立ち上がらせたことによるという [金菱 2008 : 184]。

また、金菱は国との交渉の際の住民の主張には、本来「公共性」を楯に国側が用いる論拠が含まれていると指摘する。住民の主張は、国の公共性における正当性の論拠に対して、人びとが「その土地に居住せざるをえない」差別を抱え、土地に働きかけている実態を先行させる。それは、空港機能を損なう悪条件を国が積極的に作り出している印象をあたえるものである。そこでは、バラックの相貌が「汚い」、それを放置し続けると「国の恥」になる、現地は「不衛生」でそれが将来国際問題になる、といった住民の自己表出がなされている [金菱 2008 : 185-186]。金菱は、住民がこのような主張に「一見不利に追い込まれるような言説に見せながら、そのような自分たちの言質を棚上げする形で、生活防衛を果たす、言説の創意工夫」を見出している [金菱 2008 : 187]。

路上生活者のスクウォットについても、同じことが見られる。坂口によれば、隅田川沿いの路上生活者の家は月に1回、一時撤去をしなければならず、それは路上生活者たちの間で「刈り込み」と呼ばれている。川沿いの土地は国有地で、撤去するのは河川を管理している国土交通省である。一時撤去の一週間前になると、それぞれの家にそれを知らせる紙が貼られ、隅田川沿いに住む人全員が、点検が始まる当日の午前10時頃までに家を解体し、何もない状態にしなければならない。そのときに撤去されていない家は撤去されてしまう。掃除が終わると、住民たちはすぐに家を建て直す。この一時撤去はかなりの重労働

働であり、そのため、東京都が格安で貸してくれるアパートに移る路上生活者が増えた。このアパートは家賃が月 3000 円だが期限は 2 年間である。一度隅田川をでると 2 度と戻ってこれない決まりになっており、2 年以内に仕事を得られなかった人たちは隅田川に戻れず、また路上に移ることになる [坂口 2011 : 158-161]。

一方で、坂口は路上生活者のひとりの鈴木さんの以下のような話を取り上げている。

鈴木さんは国交省の人とはもちろん顔見知りで、ちゃんと理解をしてもらっているそうだ。建前上は撤去しなくてはいけないので実行するが、なぜか「すみません」と国交省の人が言うんだよと鈴木さんは言っていた。国交省は、馴れ合いを防ぐために何年かに 1 度、管轄する部署を替えているようだ。[坂口 2011 : 164]

また、坂口は鈴木さんをモデルにした小説『隅田川のエジソン』の中で、一時撤去の様子を以下のように描いている。「普段話さないような人間とも情報交換を行うことが出来、祭りのようでもあった。……堤防横の道路には人が溢れ返り、いろんなものを売ったり、物々交換する者もいた。さながら闇市のような景色だ」[坂口 2012a : 171]。

金菱や坂口は、スクウォットと行政としての「公」の関係の中で、人びとの現実的な生の選択肢がきわめて限られているときに形成される「生活の必要」や、生存権に着目している。それらはコモنزが「正統性」(legitimacy) をつくり出せない状況において、行政としての「公」の「正統性」(legitimacy) に対抗するために有用な主張だと考えられる。金菱は、人びとの土地に対する働きかけには、そのような働きかけをとらざるをえない「生活の必要」があることを重視する。つまり、「公」の原理に囲い込まれた状況の中で「共」的領域をつくり出すことは、「生活の必要」にかられるためだというわけである。たしかに「共」の原理は、「公」「私」の囲い込みとの関係の中で生まれたスクウォットと、そこにおける「生活の必要」や生存権の主張にあらわれる。しかし、高祖がいうように、「共」は「公」「私」に先行するものであり、また、「共」は「公」「私」の基盤になるものである。そのため本論は、「共」の原理をスクウォットやコモنزを含む「共」的領域に普遍的なものだと考える。コモنز論における協治概念が、人びとの資源に対するかかわり（働きかけ）に着目するのは、「共」の原理がコモنزをささえているからである。

このようなコモنزやスクウォットの正当性の主張について、荒川康の『私情』に根差した公共性」という視点から見てみたい。荒川は高知県高知市における墓地山の開発に対する反対運動を取り上げ、そこに三つの公共性を見出している。第一は「法律の示す公共性」であり、第二は、「自然保護や文化財保護の言説を根拠づける公共性」、第三は、『私情』に根ざした公共性」である [荒川 2006 : 242-243]。その「私情」を、荒川は、文化財的な価値序列のいかににかかわらず墓を破壊して墓石をゴミのように山積みすることなど、「まとも」(decency) ではないという、「人としての根源的な感情」[荒川 2006 :

243] であり、「墓地であることの意味内容を、互いに共有するなかから現れている」[荒川 2006: 243] と述べている。

荒川は、そのような「墓を守る運動こそが、もっとも粘り強く、かつ地道に継続されてきた」[荒川 2006: 247] という。にもかかわらず、運動をしてきた人びとが「自然保護」や「文化財」といった言説をもってしか運動を展開できなかった理由を、墓地の持つ意味を認める人びとの「私情」に根差した公共性が、一般的・理念的な公共性のフィルターを通さなければ当事者以外に理解されないと指摘している [荒川 2006: 247-248]。荒川のいう「私情」とは、コモンズにおける身体を通じた経験の共有、社会的文脈の共有、感性の共有およびそれによって生まれる「まともな感覚」であり、「共」に根差している。したがって、『私情』に根差した公共性とは、本稿でいう「共」の原理のことだといえる。

この視点に立つと、金菱のいう「生活の必要」は、住民が行政という他者との対立の中で、他者に通用する言説として用いたものである。また金菱は住民の「言説の創意工夫」に着目しているが、それも自分たちの主張を行政に通用するものとする工夫だと考えられる。これは、田中の議論に則れば、ある集団の共同性あるいは「小さい小文字の公共性」が、「大きい公共性」に発展するために、社会全体に通用する普遍言語を必要とすることだといえる。ここで重要なのは、「生活の必要」の有無ではなく、コモンズには外部に通用するようにつくり出された言説に先行して、現場の個別性にもとづいた「私情」が存在するという点である。そして、「共」の原理とは外部との関係においてのみあらわれるのではなく、そのような「私情」を生み出す「共」的領域そのものを生み出す原理だと考えられる。

このような視点をもとに、田中の「地域から生まれる公共性」の議論を検討すると、以下のようなことがいえる。つまり、田中が見落としているのは、「公共性」として制度化されない、「私情」に根ざした「共」あるいはコモンズ自体も、「公」「私」に対して、ある程度の影響力を持っているという点である。もちろん、高祖の議論や荒川の挙げる事例からわかるように、現代において「公」「私」の囲い込みは大きな力を持っており、「共」の原理の影響力は限定的である。金菱清は不法占拠と行政の関係について、「たいていの場合、行政は不必要な衝突を避け、責任を問われないように『放置』する」[金菱 2006: 203] と指摘する。「流れ橋」の事例もまた、行政がそれに対して一定の交渉を持ちつつも「放置」している状況にあるといえる。つまり、行政が責任を問われるような事態になれば、「流れ橋」が撤去されることはありうる。それは、Gによる、東京都の建設事務所の担当者が警察に責任問題になると呼びだされたという話や、筆者のインタビューにおける建設事務所の担当者の「危険なときは、強制撤去することも考えられる」という発言からあきらかである。しかし、不安定な状態だとしてもスクウォットが『放置』されていることは、「共」の原理の影響力によって、スクウォットが現場の個別性にもとづいた「私情」を含んだまま存続していることをあらわしている。それは不安定な状況だが、もしそれを公共性として制度化しようとする、そこからは現場の個別性にもとづいた「私情」が抜け落ちてし

まう。宮内のいうコモンズ論の公共性に対する貢献は、このような現場の個別性を公共性に反映させる仕組みを提示することだといえる。しかし制度化によって抜け落ちる現場の個別性や「私情」を保ったままコモンズを守ることは、それを「公共性」に発展させることというより、「共」的領域を拡大することと捉えた方が妥当だろう。つまり「共」は「公」「私」の基盤であり、「共」的領域においては「公」「私」との関係から公共性を志向する言説が生み出される一方、そこには含まれきれない現場の個別性や「私情」もそのまま保持される。ここに「公共性とは切り離された共的領域独自の存在意義」があるといえるだろう。

菅が指摘するように、コモンズはその自律性だけで成り立つわけではなく、支配者などの外部との関係の中で維持される。その際には、外部に通用する概念がコモンズの内部にも取り入れられる。そのため、コモンズの正当性の説明のされ方も、時代や場面によって変化すると考えられる。それは、菅や金菱が提示したように、異質なアクター間を調整するとともに、外部に向かって戦略的に用いられることもある。または、荒川が提示するように、コモンズに内在する「私情」が、一般的・理念的な公共性のフィルターを通さなければ当事者以外に理解されないため、やむを得ず用いられる場合もある。これらの事例は、ともに、コモンズが外部との関係の中で、外部に通用する概念を必要に応じて用いることをあらわしている。本論は、このような個々のコモンズにおける場面ごとに変化する主張の背景に、共通する「共」の原理があると考ええる。

本論は、このような考え方にもとづいて、「流れ橋」の事例においてどのような正当性が主張され、どの程度承認されているのかを分析したい。

第3章 「流れ橋」の正当性

3-1. 自然資源の管理の歴史の変遷

本章では、「流れ橋」の事例を正当性の視点から分析することを試みる。はじめに、議論の前提として、日本における「共」的領域としての自然資源の管理の様相の歴史の変遷についてみていきたい。野本寛一は、日本における自然資源の利用の歴史の変遷について、以下のように概括している。

始原の時代、自然の中のあらゆる資源はオープンアクセスだった。それが、時の流れの中で、多様な要因によって様々な規制が加えられ、自由な利用権は狭められてきた。……このことは、国土の狭いこの国においては時代が下るにつれて顕著になってきたといえよう。[野本 2014 : 14]

このような規制は、自然資源がコモンズとして管理され、利用に関する規制がなされるようになったこと、支配者や有力者、商業により「公」的、「私」的に囲い込まれてきたことの両面から推し進められてきたと考えられる。前節で菅が指摘したように、この二つの面は無関係ではなく、コモンズは支配者などの外部の影響を受けつつ創出されてきた。

まず、古代における自然資源の管理についてみていきたい。鬼頭清明は「古代における山野河海の所有と支配」において以下のように論じている。農耕の開始以前、人間労働の対象は山野河海にしかなかった。弥生時代以降、人間労働の対象は水田を中心に、畠、野、山、河、海という周辺部分をふくんで構成するようになった。鬼頭は、耕地で私的所有権が発生し、それが山野河海へ及ぶまでは、山野河海は共同体的所有のもとにおかれていたという。原始社会から古代社会への移行過程では、山野河海ははじめ、共同体の代表者のもとに、その後私富の所有者であると同時に共同体の代表者である族長の支配下におかれ、やがて国家公権の代表である天皇の支配下におかれた。すくなくとも6~7世紀以後、耕地は族長による私富形成の場としての性格を強め、山野河海はそれに対立する共同体的性質を残していた。

その後、古代の律令制のもとでは、山川藪沢について公私共利、つまり官民がともに利用するという原則が定められた。鬼頭は、ここでの民のかかわり方は共同体的なものを継承しているが、そこに公権＝国家権力が関与するという点で、共同体的関係からの変質がみられるという。この前提には、大和政権によって族長の権限が大王（天皇）に統合されてきた歴史的過程があるという [鬼頭 1987]。

このような国家による土地の支配に対して、湯本貴和によれば、8世紀から9世紀にかけて、権門家や有力寺社による荘園制が発達していく。中世荘園制が成立すると、村だけでなく、山野河海もその支配下におかれた [湯本 2014 : 55]。これは、権門家や有力寺社による山野河海の囲い込みの進展といえる。一方、秋道智彌によれば、中世以降から近

世にかけて、山野河海を利用する農民には、村内、村間で入会協定を結んで資源利用を調整する慣行がみられるようになる。また、1580年代から1590年代にかけて実施された太閤検地により、山野河海は高外だが小物成や運上とよばれる現物納（後に銀納）が課せられた〔秋道 2014：6〕。井原今朝男は、1295年の播磨大部荘百姓等の申状から、百姓が自ら生き抜くための生業と産業としての農業を区別していたことを指摘する。井原は、百姓らは農業ができなくても、コモンズとしての山林における多様な生業によって生存基盤を保っていた。そのため自立した存在として、産業としての農業に関して支配者と対等な契約関係を設定することが出来たとしている〔井原 2014：130－131〕。

丹羽邦男は近世における山野河海について以下のように論じている。近世期に入ると、山野河海はほぼすべて何らかの所有関係に覆われるにいたった。山野河は領主支配の領域内に置かれ、周海も各種漁場としてわけられた。近世の石高制のもとで、農民の間には、土地は「公儀」＝「天下」の土地であり、それを所有する農民もまた「公儀」＝「天下」の百姓だという観念が生まれた。近世における農民の私的土地所有とはこのような観念にもとづいている。そのため、近世後期、商品経済にもとづく私的土地所有が、家産意識の伸長とともに強化されても、農民騒動の「田畑貧富平均」要求などの土地公有思想にこの観念が生き続けている〔丹羽 1987：174〕。丹羽は、近世の耕地には村の共同地的性格があり、また、村の耕地は山野河川に依存してはじめて生産が可能であった。そのため耕地＝農民の私的所有、入会山野＝共同所有という単純な見方は否定されるとしている〔丹羽 1987：178〕。

明治期の変革は、このような土地の私的所有と共同所有の関係を転換させた。丹羽は、明治以前には、一般の農民所有地は「公儀」の土地だから課税され、幕府から特に認められた寺社などの「私有地」は非課税であった。それが、私有地だから課税され、官有地は無租地とされるようになったという。1972年にはじまる地租改正事業において、政府は私的土地所有権を以下のように定めた。

(1) それは土地に対する絶対的な権利で、その土地に存在する具体的な占有利用の関係によって制約を受けるものであってはならない。(2) したがって所有権者は家・村落などからの規制にかかわらずその土地を自由に処分できる。(3) それは個人権であり、所有権者は、身分・職業を問わず、また家の戸主であるか否かを問わない。(4) 以上のような土地所有権は、すべての地にくまなくおよぶもので、それぞれ、位置・境界・面積・所有者・地租額が確定していなければならない。〔丹羽 1987：203〕

丹羽は、このような明治の改革が人びとと山野河海のかかわり方を以下のようにかえたという。「山野河海は、近代的土地所有権によって耕地との有機的な結びつきを分断され、資本の前に投げ出された。明治改革以降も、山野入会や漁礁の旧慣に沿った占有利用は継

続するが、これを、いつどのように破壊してゆくかは、資本の側の条件に委ねられていた」
〔丹羽 1987 : 209〕。

ここまで、日本における自然資源の管理の歴史的変遷について、おおまかにみてきた。古代において、もともと土地は共同体による管理のもとにおかれていた。その後、族長による私的所有が耕地に発生し、それが大王（天皇）に統合されていくことで、国家による土地の支配が形成された。これは、前節の高祖の議論における王権によって「共」的領域が囲い込まれる過程であり、「私」が組織化されて「公」が形成される過程だといえる。一方、耕地ではない自然資源（山野河海）は、「共」的領域として残存した。その後、古代から中世にかけて、寺社や貴族による土地の囲い込みが起り、中世から近世にかけて封建制が形成される。その頃発展してきた慣習と規制を伴うコモンズは、共同体的性質も保持しつつも、菅の指摘にもあるように、支配者や商業などの外部との関係にもとづいて形作られてきた。このように、明治以前の日本において、自然資源は外部との関係を受けながらも、「共」的領域として存在してきた。これは、田中がいうところの、共同体が地域内部と封建権力という内外の力によって形作られ、封建権力の支配に利用されていた状況だと考えられる。私的所有の発生源である耕地が、それを取り囲むコモンズとしての自然資源なしでは成り立たないことから、「共」的領域は支配の仕組みに組み込まれつつも、「私」的領域と併存していた。

しかし、明治の改革により、私的、あるいは公的な土地所有のみが認められるようになった。これは、田中のいうところの共同体という「国家と競合する集団」の否定であり、これによって「共」的領域は存在を否定され、自然資源も公的、私的な所有のもとにおかれるものとされた。明治期につくり上げられた「公」とは、簡単にいえば、田中のいうところのメディアによって形成された「集合性なき共同性」としての近代国民国家だといえる。一方、戦後の民主的な国家は、理念的には、齋藤のいうように公共性によって形成される人びとの意思を正統性の唯一の源泉とする。田中の議論はこのような国家を規定する「公」＝公共性のあり方を論じるものである。しかし、古代から現代まで、「公」あるいは公共性が徴税権をもとにした再分配にもとづき、社会の構成員に対して強制力を持つことはかわらない。

次に、公的、私的な所有に覆われた現代の日本に残存している共的所有の例として、入会についてみていきたい。三俣らは、入会について以下のように説明している。

（入会とは：引用者注）ある一定の地域住民が、該当地域に存在する自然資源を共同で利用・管理するにあたって生成してくる諸関係性の体系（慣行・制度）である。……それに対し「入会」対象の自然資源は、山林、海、川、温泉、ため池など、自然資源一般であるゆえに、その内容は多様である。人間が利用・管理する制度（関係性）とその対象としての自然資源の名称を組み合わせたもの（総体）が、入会地、入会林野、入会漁場などということばということになる。〔三俣他 2008 : 31〕

三俣らによれば、明治以降の林業政策により、それまで慣習利用に付されてきた入会林野の多くは国有林となった。また、1889年の町村制から、村持ち山（部落有林）を新市町村林に編入する公有化政策もはじまった。しかし、農山村民の抵抗により、政府は、名目上は公有とするが、実質的な管理は旧村が独自に行えるものとする財産区制度を創設せざるをえなかった。また、私有林に転じた入会林も多い。明治政府は華士族、財閥への払い下げを行った。戦後、1966年には入会林野近代化法が制定され、多くの入会林野が私有林や生産森林組合となった。しかし、現在でも入会林野は約90万ha存在する。近代法に適應することを余儀なくされた入会地や入会林野は、現在では新市町村下に統一されたものや財団法人、社団法人、財産区、一部事務組合、生産森林組合、記名共有などの形で存在している。しかしその内部には使用や分配のルールなど地域独自の慣習が残っている〔三俣他 2008：35-36〕。藤村はこのような入会地のおかれている状況を、以下のようにいいあらわしている。明治期に近代法が適應された際、入会地については完全に法の網をかぶせることが出来ず、登記と運用の違いがむらの中で承認されながら、現在まで保たれてきた〔藤村 2006：112〕。

2-4 で見てきたように、入会は「共」の原理にもとづく総有によって支えられている。このように、すべての空間が「公」と「私」の所有のもとに囲い込まれたように見える現代においても、入会のような「共」な空間の管理のあり方は残存している。

3-2. 地域の自治にもとづく共同労働

次に「流れ橋」の地域の人びとの自治にもとづく共同労働としての面について、その背景を確認したい。そのような共同労働は、日本の村とよばれるような地域の共同体において近代化以前から普遍的にみられるものである。まずは、その基盤となる地域（村）の自治について見ていきたい。

恩田守雄によれば、日本において村が明確に人びとを束ねる自治組織を持つようになるのは、中世の「惣」から始まるとされる〔恩田 2005：207〕。惣村が本格的に確立するのは南北朝期である。それは、名主層を中心に、この時期の経済発展を基礎として自立的な上昇をとげた小農民を含んで結ばれた地域的結合体である。そのため、惣村は畿内などの経済的先進地帯にまずあらわれた。そこでは、全員による集会を最高決定機関とし、上級領主や外部からの収奪、圧迫に対して武力で抵抗した。ただし、惣村の実権を握りそれを運用していたのは実際には一部の名主層であった〔斎藤 1980：78-79〕。恩田によれば、近世の兵農分離と士農工商の身分制により武士団が農耕集落から隔離され、「藩制村」が成立する。この村落には惣村からの自治の伝統と互助ネットワークが残っていた〔恩田 2005：208〕。

恩田は、このような自治組織を、支配層の統治のための「強制自治組織」と自生的な「共生自治組織」に区分している。「強制自治組織」は「行政村」に、「共生自治組織」は「自

然村」に対応させることもできるが、近世の「自然村」には「藩制村」として「強制自治組織」の側面もあった。恩田は、もとより「強制自治組織」と「共生自治組織」は依存しており、現代の自治会も必ずしも自生的とはいえず、制度的につくられたという。そこには行政の下部末端機構として強制自治の遺制を残しているところが少なくないという〔恩田 2005 : 156-157〕。

恩田によれば、このような村には寄合という自治機構があった。寄合にはもっぱら役職者だけが集まる場合と地域の全世帯主（戸主）が参加する場合がある。そこでは地域社会の自治活動を進めるうえで各戸の役割分担を決め、様々な伝達、共有山や用水、警防、道路保全など共同生活全般にわたる意思決定がなされた。その決定は「共同体的意思決定」（全員一致の寄合合意）にもとづいており、「多数決の原理」が採用されることは少ないという〔恩田 2005 : 155〕。

このような地域の自治にもとづいて、様々な互助行為が行われた。恩田はそれをユイ、モヤイ、テツダイに分類している。ユイは「互酬的行為」を指し、狭義の互酬行為である。農作業や屋根の葺きかえなどの「交換労働」がそこに該当する。モヤイは「再分配的行為」を指し、道普請などの村仕事や共有地を維持管理する「共同労働」がそこに該当する。テツダイは「片助行為」を指し、一方向（片務）の行為である。これは成員間の対等なヨコの社会関係にもとづく「支援的行為」と、行為者間に「助力」格差があるタテの社会関係にもとづく「援助行為」に大別される〔恩田 2005 : 7-9〕。

恩田によれば、コモンズの管理は主に村総出の「公務型モヤイ」¹⁵として行われる〔恩田 2005 : 142〕。「公務型モヤイ」には「共益」のためにする村仕事と、道路、河川の普請のための幕府や藩への夫役など「公益」的な労働力提供がある。また、「全員参加型」と「当事者参加型」にわけられる。さらに、村仕事としてのモヤイには、道普請や溝さらい、草刈りなど年中行事化した「定期的労力モヤイ」と、台風や洪水による災害の復旧作業など臨時の「不定期的労力モヤイ」があった。

村仕事としてのモヤイは「共益」サービスを受ける対価（義務）としてのヤクメ（役目）であった。しかし、しだいに仕事を免除してもらう代価を払う、あるいは参加を促すために報酬制を導入するところもでてきた。恩田は、村仕事としてのモヤイはムラ自身が人足を出す「自普請」であり、そこに地域社会の自立があったという。また、このようなモヤイは共同飲食を伴うことが多く、村民の団結力を高め、社会的統一性を保つうえで一定の役割を果たしていたという〔恩田 2005 : 75-77〕。

このように、村にはその「共」的空間を管理するために、自治にもとづいて労働力を組織する仕組みがあった。そして、このような仕組みもまた封建制の支配に組みこまれていた。恩田は近世の公共事業について以下のように述べている。

近世の貢租は夫役（賦役）と年貢から成り、義務的な労働力提供をする村民が「公益」の客体であると同時にその担い手としての主体でもあった。江戸時代の各藩では、領内

の川（川普請）、道路や橋（道橋普請）など公共事業（公儀）における藩への労働力提供は「地方普請」と呼ばれてきた。このような普請という労役奉仕サービスが公共サービスの「公益」を生み出してきた……村を超えるインフラ整備などは「公益」としてかつて近隣村落総出の作業で行われた。これに対して村内の基盤整備は村仕事として「公益」の性格が強かった。「公益」は行政が主体となるとは言え、受益者負担の原則から村民が「公益」の事実上の主体として、「公」領域で「助」行為をささえてきた。これらは地域住民が夫役（賦役）や納税を課せられた強制的な「助」行為であるが、それは「共」領域と重なる「準公」的な領域を構成している。〔恩田 2005：19〕

このように、近世の封建制において支配者は、村を単位としてその「共」的空間を管理するための労働力を組織化し、それによって公共事業を行った。そこでは支配者の「公」に「共」が組み込まれていたために、村の「共」的空間のための労働と「公」のための労働には連続性があった。つまり、村内の「公益」のための労働の組織がいくつか集まったものが、そのままそのいくつかの村にまたがる「公益」のための労働となったのである。このような「共」と「公」の重なりあう部分を恩田は「準公」的な領域と呼んでいる。このような「共」と「公」における互助行為の連続性について、恩田は以下のように述べている。

「共」領域はユイやモヤイ、テツダイの互助行為によってつくられるが、「公」や「私」の各領域で見られる「助」行為とも密接に関連する。「互（共）助」を最広義に捉えると「公助」と「自（私）助」の要素が含まれる。このため、「共」領域は隣接する「公」領域と「私」領域で厳密に区別されるわけではない。……もともと互助行為は「公」「共」「私」の各領域で区別されることなく一体化していた。〔恩田 2005：21〕

近世においては、村は支配の仕組みに組みこまれつつも「共」的空間として存在していた。そのため、「公儀」における「地方普請」だけでなく、村内の道普請などの現代では「公」または「公共」の役割とみなされるような仕事も「共」にもとづいた共同労働によってなされていた。前者は支配者の「公」によって「共」が組織化され、「公益」を志向するものであり、後者は村内の「公益」を志向するものだが、両者には連続性があり、それが重なり合う部分に「準公」的な領域を形成していた。近世において、村民は「公益」の受益者であると同時に、事実上の主体であった。もちろん「公儀」の公共事業は支配者が主導するものだが、それと村内の「公益」を志向する共同労働に連続性があった点が重要である。近世の封建制は、「共」としての村を「公」として組みかえたわけではなく、その「共」的性格を保ったまま利用した。そのため、支配者の「公」と「共」は併存していた。そのため、「共」としての個々の集団の個別性を保持したまま、「公益」を志向することが可能だった。

このことから、「準公」領域は、近代的な私的所有に対する、土地に対する働きかけが作り出す私的所有と同様に、支配者や国家としての「公」や「公共性」とは異なる、「共」から作りだされる「公」だといえる。ここでいう「公」とは、社会のある範囲において「すべての人々に関連」し、「誰に対しても開かれている」領域のことである。

一方、現代においては、社会のある範囲における「すべての人々に関連」し「誰に対しても開かれている」領域は、その範囲を担当する行政＝「公」が担うものとされている。しかしそのような「公」の理論は「公平さ」や「合理性」や「正しさ」といった普遍的理念にもとづいている。そのために、「公」と「共」における個々の集団の個別性や「私情」といったものが断絶してしまっている場面で、「共」と「公」の対立が起こるといえる。

一方、現代に残存する「共」と「公」あるいは「公共」の連続性を示す事例として、ここでは内山節が述べる群馬県上野村の村民の「公共」という言葉の使い方をみてみたい。内山によれば、上野村の村民はよく「それは公共の仕事だから」とか「それは公共のことだから」という形で「公共」という言葉を使う。その言葉の響きは、それまで内山が東京で感じていた、国や自治体の行政が担うべきものを指すものとは異なっているという。上野村での「公共」とはみんなの世界のことであり、「公共の仕事」とは「みんなですること」のことである。それには、荒れた道をみんなでなおすことや、山火事の消火にあたること、祭りの準備などが該当する〔内山 2005 : 49〕。内山はこのような上野村の村民の「公共」に対する意識について、以下のようにいっている。

「公共」と行政とは、村では必ずしも一致していないのである。村人の感覚では、行政の前に「公共」があり、行政は「公共」のある部分を代行することはあっても、それはあくまで代行であって、行政イコール「公共」ではなかった。そして村人が感じている「公共」の世界とは、それほど広いものではなかった。それは自分たちが直接かかわることのできる世界であり、自分たちが行動することによって責任を負える世界のことであった。つまり、自分との関係のわかる広さといってもよいし、それは、おおよそ、「村」という広さであるといってもよい。つまり、村人にとって、社会は、それぞれの地域で展開している「公共」の世界の連合のようなものとして、とらえられていた。〔内山 2005 : 49-50〕

この事例における上野村の村人にとっての「公共」とは、「共」的空間としての村を指しているということができる。上野村の村民は、そこでの「公共」を「共」における「みんな」が担うものであり、その一部を行政が代行するものと捉えている。ここでは、行政としての「公」先行する形で「共」にもとづく「公共」が想定されており、行政としての「公」が担う「公共」は、あくまで「共」にもとづく「公共」を一部代行したものと考えられている。つまり、上野村の村民は、「公」が担うような役割と連続した形で「共」にもとづく「公共」の役割を想定している。ここに、「共」と「公」の連続性がみられる。

田中のいう「地域から生まれる公共性」は、「共」から「公」が生まれると考える点では、このような「共」と連続した「公」（「準公」）に似ているが、本論はそれらを質的に異なったものだと考える。それは、第一に、前述のように「地域から生まれる公共性」は、個々の集団の共同性の範囲をはるかに超えた規模として想定されている。第二に、「地域から生まれる公共性」は地域的共同性の制度化を伴うが、それによって地域的共同性にあった現場の個別性にもとづいた「私情」が抜け落ちてしまうためである。一方、「準公」は「共」と「公」の連続性の中で、個々の村などの「共」的空間と、より広い範囲を含む「公」的領域（社会におけるある範囲内で「すべての人々に関連」し、「誰に対しても開かれている」領域）が重なり合うところに存在する。そして「準公」領域では個々の「共」的空間の現場の個別性にもとづいた「私情」は保持される。

本論は、「流れ橋」の事例にもこのような「準公」的な性質があると考えられる。それは「流れ橋」が村における共同労働としての「橋普請」と連続するものと考えられるからである。近世においては、橋普請は、村における「共」的あるいは「公」的な共同労働のひとつであった。1687年の勘定組頭・代官への布達により、幕領においては、橋普請は街道筋の場合は幕府が出費し（御普請¹⁶）、在郷の場合は原則として所役とすることが定められた。しかしその後、幕府の財政状況の悪化により御普請は縮小され、百姓自普請の担う範囲が拡大した。また、御普請においても幕府がすべての費用を出したわけではなく、農民がかなりの部分を負担した。藩の場合も、藩が主導する工事と村落レベルで行う工事があった〔松尾 1993 : 393〕。

次に、戦前の橋普請の様子について、1937年の『山村生活の研究』における橋浦泰雄の報告をみていきたい。橋普請と共通点の多い道普請について橋浦は、「国道縣道等國の經費によるものは別として、村道、里道などに屬するものは、現在でも村民全般の協働作業によってつくられ、修理されるものが多い」〔橋浦 1937 : 102〕と述べる。そして橋普請について、以下のように述べる。

……架橋には單なる道普請と異つて、今日では相當の材料なり大工賃などが必要なので、小さな一本橋などの類ならば兎に角、車馬を通す程度のもになると相當の經費を要する。従つてこれを單なる勞力の出し合ひだけですますことは出來ず、村費の援助を受ける事が多くたつたと云ふやうな事情が生じた爲めか、此の方の共同作業は比較的に少なくなつて居るやうである。〔橋浦 1937 : 103〕

橋浦は、各地がモヤイとして村総出、あるいは村の男総出で行われる事例を報告している〔橋浦 1937 : 103-104〕。

これらをふまえて「流れ橋」の事例をみると、前述のように1872年には橋は寺方村と大楽寺村の自普請によって管理されていた。1880年にも橋は「本村（大楽寺村）及西寺方ノ両村費」によって管理されていた。1924年発行の大日本帝国陸地測量部地形図には、現

在「流れ橋」がかかっている道が「里道」¹⁷として記載されている(図9)。また、1938年に東京府が発行した『市町村概観』には「町村道」¹⁸として記載されている(図10)[東京府総務部地方課 1938:403]。またDの話にあるように、1945年頃には大幡の人びとによって橋がつくられていた。そこでは、橋番という年番をきめたうえで、大雨の際に橋を陸地に引っ張り上げたり、流れた橋を回収したりする際には、大幡の人びと総出で作業を行っていた。

その後、1970年頃に八王子市が橋をかけたこともあったが、現在まで橋は大幡の住民によって管理され続けている。もちろん、1884年に佐野川往還のルートが変更されたことや、1896年の旧河川法制定、1964年の新河川法の制定、1970年代に大幡周辺の開発が進行したことなど、橋を取り巻く環境は時代と共に変化してきた。現在の「流れ橋」を含む道は、道路法上の道路とはされていない。前出の『噂の東京マガジン』によると、番組の問い合わせに対して八王子市まちづくり計画部は「(新しい橋をつくることは)河川内(橋の前後)に市道がないことや、河川の治水上支障があると考えられるため、難しいと考えています」と回答している。Hによれば八王子市は「(「流れ橋」の兩岸は)私有地で行政が立ち入れない」としているという。1938年には町村道であった「流れ橋」を含む道路がどのような経緯をたどって法制上の道路ではなくなったのかについては、本論ではあきらかにすることはできなかった。しかし、1872年から1880年の時点、および1945年頃から現在まで、「流れ橋」が周辺住民によって「共」的あるいは「準公」的空間として管理されてきたことは確かである。

3-4で詳しく論じるが、「流れ橋」の正当性の根拠のひとつに、「流れ橋」ともともとの陣馬街道との連続性がある。そして、もともとの陣馬街道(佐野川往還)における橋と現在の「流れ橋」は、それが共同労働による「共」的あるいは「準公」的空間の管理であるという点で共通している。このことから、「流れ橋」は、村の「自普請」としての「橋普請」が形をかえつつも現代まで残存したものだといえる¹⁹。現代における「流れ橋」の「準公」的な性質については、3-5で詳しく論じたい。



図 9：大日本帝國陸地測量部二万五千分一地形圖八王子近傍八號「拜島」1924 年発行



図 10：恩方村略圖 [東京府総務部地方課 1938：403]

3-3. 近代の河川行政

前節まで、「流れ橋」のおかれている状況の背景について、それと近代化以前の自然資源の管理や村の自治にもとづく共同労働との連続性に注目して概観してきた。近代化以降の

河川行政は、そのような「共」的領域を圧迫する形で進展してきた。このような河川行政のあり方が、現在の「流れ橋」と行政の対立の背景にあると考えられる。

前述のように、1872年からはじまる地租改正事業によって、山野河海にも近代的土地所有権の概念が適応された。丹羽によれば、明治政府は1873年の地所名称区別布告で全国の土地を皇宮地・神地、官庁地・官地、官有地・公有地、私有地、除税地に分け、ついで1874年の地所名称区別改正で、それらを官有地と民有地に整理した。1873年の布告で入会利用の存在する広汎な山林原野は官有地でも民有地でもない曖昧な「公有地」とされたが、1874年の改正によりそれは官有地と民有地に分けられ消滅した〔丹羽 1987:204〕。田中によれば、1874年の改正により官有地は第一種から第四種に細分化され、山野河海は、地券を発せず地租を課さず区入費を課さない第三種に分類された〔田中 2010:164-165〕。

このように、明治期に河川は「公」が所有するものとされ、近代の河川行政はそれを前提に成立した。渡辺洋三は近代の河川行政について、「……中央集権的統一国家の形成は、当然に河川行政の中央集権的統制の確立をめざすものであった」と指摘している〔渡辺 1959:132〕。1896年に河川法（旧河川法）が制定されるまでは、明治政府の河川行政はもっぱら市場経済の発展に対応した大河川における舟運の拡大に重点をおいており、中小河川における洪水防御を目的とした高水工事は地方の負担とされた。そのため、中小河川における高水工事の負担が直接、間接に地元農民に転化され、中小農民の没落を促進した。また、利水に関しても国の行政の関心外にあった。その後、洪水の多発と鉄道などの陸上交通手段の発達により、水害防御を行う高水工事の基本法として河川法が制定された〔渡辺 1959:133-138〕。その中央集権的な性格について、渡辺は以下のように述べている。

公共の利害に重大な関係があると主務大臣が認定した河川は河川法上の「河川」……として国の管理権に服せしめ、国の機関たる地方行政庁に工事施工ならびに維持修繕の責任を負わせるとともに、人民の河川敷地・流水の占有や工作物設置を原則として地方行政庁の許可にかかわらしめ、その他土地所有者の権利義務を定める等、河川取締・監督の原則を定め、強力な行政権の発動に法律的根拠をあたえている。〔渡辺 1959:139〕

また、渡辺によれば、河川法は純粋な河川立法であり、利水行政の観点はほとんど考慮されていなかった。さらに、法案の推進者が大地主層の利害を担っていたこともあり、それは明治初期以来の大河川中心主義を引き継いでおり、中小河川における中小地主層や農民の負担はさしあたり放置された。しかしその後、資本主義の発展に伴い諸産業の水利用が拡大し、治水と利水の調整および利水相互の調整（農業、発電、漁業等の相互の関係）が重要な課題となった。1907年以降、水力発電のための用水利用が顕著になると、電気事業所管庁である通信省と内務省の権限争いが起こる。さらに、農林省と内務省の間にも問題が生じた。ひとつは治水工事や発電事業による農漁業用水への圧迫が問題であり、もう

ひとつは旧慣にもとづく農業用水の処理に関する問題である。農業用慣行水利権は不文に慣習的規律にもとづいており、きわめて複雑であるとともにあいまいであった。しかもその多くは強力な既得権を主張した。これらの各官庁の権限争いを経て、大正後期から昭和期にかけて河川行政は治水中心主義から利水秩序を中心とするものへ大きく転換する。さらに、昭和期以降には中小河川対策も進展する。ただしそれは恐慌対策としての産業振興土木事業の一環という側面が強かった [渡辺 1959 : 140-152]。

このような戦前の国家と慣行的な水利権の関係について、嘉田由紀子は以下のように説明している。

一連の水域関連の法整備の中で、明治政府は水利権や漁業権などを、中央政府が掌握し、管理しようとしたが、江戸時代以来の村落自治の伝統を主張する住民たちの強力な抵抗の中で、それまでの慣行的な農業水利権や漁業権を、地域団体による自主管理に任せることになる。これが漁業法と水利組合法である。ここでは村落共同体を基盤にした自主管理組織を漁業組合や水利組合として組み替えるが、基本的には、慣行的な自治的権利を追認する法制度とした。……（このことは：引用者注）行政や官僚組織によって囲い込まれるのではなく、共有資源の自治管理の母体として、水利組合や漁業組合、村落社会など小さなコミュニティが主体となりうる歴史的背景となっており、日本社会の強みともいえる。[嘉田 2003 : 115]

次に、戦後の河川行政について見ていきたい。田中によれば、1955年頃からの高度経済成長とともに、河川の公共事業も急速に進展し、河川整備や上下水道整備に莫大な国の資金が投入されるようになった。田中は、「その当時河川整・改修事業が『公共性の高い事業である』ことを疑うものは誰もいなかったし、それを国家事業としておこなうのは当然のことであった」という [田中 2010 : 247]。1957年に特定多目的ダム法、1961年に水資源開発促進法、水資源開発公団法、1964年に新河川法が相次いで制定され、同時期には1957年に水道法、1958年に下水道が成立した。田中によれば、ここでは治水とともに、工業の発展と都市化にともない水需要が急増する中で、利水が重要な課題となっている。「こうした行政による河川整備や上下水道の整備に反比例するように、それまで存続してきた水文化や、地域的な河川や水の管理システムが衰退してくる」 [田中 2010 : 247]。

荒川康と鳥越皓之は、日本の河川において人間によって身近な利用をされている水域を「里川」と呼び、その伝統的な利用法として「飲用」、洗濯や農作物などの「洗い」、「水運」、「農耕用」、「漁撈」、「防災」、子供たちを中心とした「遊び」の七つを挙げている。その上で荒川と鳥越は、近代化により河川環境が悪化した際、人びとは自分たちの生活を河川から遠ざけ河川の管理を集落などのコミュニティから行政に預けたと指摘している [荒川・鳥越 2006 : 11-13]。

その具体例として、ここでは桜井厚の報告する滋賀県琵琶湖に面するマキノ町上知内を流れる前川の事例をみていきたい。桜井によれば、簡易水道がつく以前、「人びとは前川で米をとぎ、野菜や食器を洗い、洗濯をしていたばかりでなく、そこは夏には子供たちにとっては水遊び場であり、またアユやマスやウナギなどを捕まえる娯楽と漁の場であった」〔桜井 1984 : 170-171〕。当時の上知内のひとびとにとって村の中心部を流れている前川は、毎月1日に塩をまき、御神酒を捧げる信仰の対象でもあり、人びとは前川の水が汚れないように様々な工夫をこらしていた。毎年8月には「床掘り」という村の共同労働を通して、前川を清掃し、維持管理してきた〔桜井 1984 : 171〕。

しかし、昭和30年代になると、人びとのあいだに前川の水に農薬が混入しているのではないかという不安が広がるとともに、全国各地で農山漁村の生活改善を目的とした水道敷設の行政指導が行われ、上知内の人びとによって簡易水道が敷設される〔桜井 1984 : 172-173〕。生活用水がほぼ水道水におきかわると、生活用水源としての前川の重要性がうすらぐとともに、前川を汚さないという生活規範が弛緩し、それにとまって前川が排水路という新しい意味を内包するにいたった〔桜井 1984 : 184〕。

一方、簡易水道もまた上知内に水源をもち、上知内の住民が主体となって敷設し、維持管理する「共有財」であった。しかし1976年に中央簡易水道が完成し、その管理が町行政へ移管されると、水道水は金銭を払えばいくらかでも取得できるもの、消費的な意味しかもたないものになったという〔桜井 1984 : 186〕。

このように、近代の河川行政によって河川や水が人々の生活から離れることを、嘉田は琵琶湖周辺を事例に、「近い水」と「遠い水」という概念を用いて分析している。

昭和30年代まで、淀川水系の上流である琵琶湖周辺では、井戸や川水、わき水など自然の水を生活に使い、排水を河川や湖に流さない伝統的な生活様式が主流であった。いわゆる「近い水」を地域社会が自主管理することで、地域から流れ出す水の清浄さを保ち、その結果、琵琶湖水も清浄さを保っていた。〔嘉田 2003 : 124〕

しかし、高度経済成長を迎えると、水資源開発と治水を目的に多目的ダムが各地に計画され、1964年の新河川法により、「水系一貫管理」という大義名分のもとに、慣習的な水利権を国が許可する許可水利権という形に転換し、その中央管理化が始まった〔嘉田 2003 : 126〕。このことが水と人びとの関係にあたえた影響を、嘉田は以下のように指摘する。

ここには、地理的に取水地点が遠方になり「遠い水」がダムから供給されるだけでなく、社会的にも国や県などにより行政管理が進み、地域住民や自治体が口を出せない、手も出せない、「社会的に遠い水」の制度がつくりだされることになる。社会的に遠くなるこ

とが、心理的にも水を遠くさせ、次第に川や水への関心が薄れ、人の川ばなれが進むことになる。そこでは住民は単なる水の消費者と位置づけられる。[嘉田 2003: 126-127]

田中は、近代の河川行政がもたらした地域社会の変化を、以下のようにまとめている。第一は、地域に根付いていた河川や水文化の衰退である。住民の河川に対する関心²⁰が低下したことは、利水面だけでなく、治水の面にも関係している。地域住民の河川の危険性を認識する能力が低下し、河川にかかわる災害文化が衰退していった。第二は、地域住民が水の消費者、受益者に転化したことである。住民の受益者化は、日常的な「官への依存」を推し進めた [田中 2010: 164-165]。

このように、近代の河川行政は、中央集権的な統制のもとへおくことを目指してきた。それは、「公」によって従来「共」的に管理されてきた河川が囲い込まれる過程だといえる。しかし、戦前の時点では、国家による河川の中央集権化は慣行的な水利権の抵抗にあい、それを追認せざるを得なかった。戦後、高度経済成長期に入ると、河川の中央集権的な統制が進展し、「共」的な河川の管理は衰退した。「近い水」から「遠い水」への変化は、河川や水が、「共」的あるいは「準公」的な共同労働による管理から、「公」による中央集権的な管理のもとへと移行したことだといえる。それによって、「共」において維持されてきた利水、治水に関する文化が失われ、地域住民の河川の災害に対応する力が失われた。ここでは河川や水は「公」的領域に属するものとされ、人びとは水の消費者、受益者にすぎなくなった。

嘉田によれば、このような河川の中央集権的な統制は、以下のような「公共性」に支えられていた。

明治時代以降の水政策の「公共性」の理論は、明治時代における洪水や水系伝染病に対応する「安全性」の確保から始まる。その後、日本社会の工業化と都市化が進む中で、電力開発、利水のための水資源開発が進み、ここでは「生産と効率性」という公共性が提示される。特に戦後は「利便性と物質的豊かさ」を求めた都市的生活様式の普及に伴う上下水道の施設化が進み、それと並行して工場排水や生活排水による河川や水域の汚染が問題となりはじめる。この時点で改めて水域や水辺の「快適性」と「生態的健全さ」という理論が組み立てられる。そして近年に至り、人と自然の「共生」、異なった社会的主体間の「参加と協働」が強調されるようになる。[嘉田 2003: 113-114]

嘉田のいうように、現在の水政策の「公共性」には、水域や水辺の「快適性」と「生態的健全さ」という理論や、人と自然の「共生」、異なった社会的主体間の「参加と協働」＝「市民が担う公共性」の視点を取り入れられている²¹。しかし、前述のように「流れ橋」の事例において、「流れ橋」は行政としての「公」に対抗する「公共性」を生み出すにはい

たっていない。それでは、これまで見てきた近代の河川行政が、「流れ橋」の事例とどのように関係しているのかを確認したい。

橋は利水や治水を目的としたものではないが、「橋には脚があり川の流れに影響する」という点で治水に関係している。ここで「流れ橋」と対立する行政の「公共性」の理論は、明治時代以来の河川の「安全性」の確保を根拠としたものである。前述のように、現行の河川法は1964年に制定された。現行の制度では、河川区域内における土地の占用については、「河川敷地占用許可準則」（事務次官通達）により審査した上で許可を行う。その占用許可の基本方針は、占用主体が公共性、公益性を有する団体であること。占用施設が河川利用の増進につながるもの等であること。各種基準に適合していること。河川敷地の適正な利用に資すると認められることである。ここでいう「公共性、公益性を有する団体」とは、地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人等である〔流水の占用許可制度 https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/housaku_02_1602.pdf〕。この制度のもとでは、「流れ橋」は「河川法の許可を得ていない違法工作物」（26条違反）であり、町会は「公共性、公益性を有する団体」として認められないため河川法の許可を得ることはできない。

しかし、河川管理者である建設事務所が「流れ橋」を撤去するよう警告する看板を設置したのは2010年である。建設事務所の担当者は「担当者がかかわっているので詳しくは分からないが、それ以前から様々な形で注意してきた」という。一方、Gは、「流れ橋」が違法であることについて「昔から気にも留めていなかった。看板が立ってからみんなよく言うようになった」という。このことから、1964年に河川法が制定されてから2010年まで、「流れ橋」は違法でありながら放置されてきたと考えられる。少なくとも1945年頃以降、2010年まで大幡の人びとは「生活の必要」にもとづいて橋を「共」的に維持管理してきた。それは、行政による「放置」のもとで、本来「公」の管理に囲い込まれたはずの河川に、「共」的に管理される空間が残存している状態だといえる。また、「流れ橋」は誰でもわたることができ、実際にそれを管理する人びと以外にも利用されているという点で、「準公」的、すなわち「公益」に近い役割を果たしている²²。しかし、現在の制度上では、そのような役割は「公共性、公益性を有する団体」が担うものとされ、「流れ橋」の「準公」的性格は認められていない。それは、「公益」や「市民が担う公共性」といったことよりも、「安全性」が優先されているからだと言えよう。このように、「流れ橋」の事例においては、「共」における「生活の必要」に応じた「共」の原理にもとづく理論と、「公」による「安全性」の確保を根拠とした「公共性」の理論が対立している。

しかし、現在、河川管理者である建設事務所は、「流れ橋」に対して警告はしているもののそれを強制的に撤去するには至っていない。このことから、「流れ橋」の正当性は現場レベルではある程度行政にも承認されていると考えられる。次節では、「流れ橋」が行政との関係の中でどのような正当性を主張し、それがどのように承認されているのかについて分析する。

3-4. 行政との関係からつくられる正当性

現行の制度上では、橋を管理する主体は国がいうところの「公共性、公益性を有する団体」である必要があり、大幡町会を中心とする人々が、「生活の必要」を満たしつつ「流れ橋」の違法性を免れるためには、行政が新しい橋をつくる必要がある。

前出の「北浅川における歩道橋の架設要望書（陳情書）」には、以下のような正当性の主張がみられる。第一に、「流れ橋」の生活における必要性。第二に、古くから住民が橋を管理してきたこと。第三に、高知県の四万十川に「流れ橋」とよく似た橋があり、行政が地元住民の要望を取り入れて流されない橋となったこと。第四に、「流れ橋」周辺は自然が豊かで、高齢者の心身を癒すため好適地であり、河川敷公園としても広く都民に愛される好条件に恵まれている。「佐野川往還」など歴史的価値の高い地域であり、その中心に「流れ橋」がある。といった「流れ橋」の意義。これらを根拠に、陳情書では東京都に安全な歩道橋を架設するよう要望している。

行政の「公式」な立場は「正統性」(legitimacy)にもとづいたものであり、それに通用する主張も、「正統性」(legitimacy)を備えたものである必要がある。それに対応するために、要望書（陳情書）も、それはコモンズとしての「流れ橋」を維持するというより、それを「正統性」(legitimacy)を備えたものに発展させ、それが支える生活上の利便性を維持しようとする主張となる。同様の例は、金菱のあげる中村地区の事例において、不法占拠地域が「騒音防止法」にもとづいて行政によって移転補償されたことにも見られる。現状では、「流れ橋」を代替する橋を行政が建設する見通しは立っていないが、陳情書や署名の提出、あるいはHによる行政への働きかけなど、大幡町会を中心とする人びともそれを目指した働きかけを行っている。

また、GやIの話にあるように、大幡町会を中心とする人びとには、高齢者が多くなってきたことで現状のような「流れ橋」の管理方法の先行きに不安が広がっている。また、住民が移りかわり、古くから橋を自分たちで管理してきたといった意識、経験の共有がなされなくなれば、当然コモンズとしての「流れ橋」も失われるだろう。そのことも、人びとが行政に新しい橋の建設を要望する要因のひとつになっていると考えられる。

ここでの主張には、古くから住民が「流れ橋」を「生活の必要」にもとづいて自分たちで管理してきたという事実を法律に先行させることで、「流れ橋」の問題の原因を住民の違法行為ではなく行政の怠慢にもとめようとする「言説の工夫」がみられる。このような考え方は、Iのいう「八王子市がやらなきゃならないことをなぜ（住民が）やるのか」という言葉にもあらわれている。橋は今日ではもっぱら公（行政）の領域に属するものと考えられている。それは公が共の領域を囲い込んできたからだが、そのためにむしろ「流れ橋」の事例を、「共」による「公」の領域の侵害ではなく、「公」の怠慢として捉えることが可能になる。つまりこれは、公（行政）は住民の生活を保護しろという訴えである。それは、行政が歩道橋を架設することを怠っているから、住民たちが行政＝「公」にかわって橋を

架けているのだという論理である（だから行政に対して歩道橋を架設してくれという陳情になる）。

一方、現在、コモンズとしての「流れ橋」は、行政によって違法とされ（スクウォットとされ）、不安定な状況にありつつも、行政との一定の交渉のもとに「放置」されている状況にある。このような「放置」の中に存在する、現場レベルでの行政との関係の中には、以下のような「流れ橋」の正当性がみられる。

第一に、古くから住民が橋を管理してきたという「歴史」を根拠とする正当性があげられる。これは、河川の土地に対する人びとの持続的な働きかけが生み出す正当性だといえる。前述のように、「流れ橋」は1884年に新道が開削されるまでの、もともとの陣馬街道（佐野川往還）の一部であった。そこでは、文献上明らかな範囲でも明治時代には周辺住民による橋の管理が行われていた。また、1945年頃から現在までも、橋は大幡の住民によって管理されてきた。それに対して、現行の河川法が制定されたのは1964年であり、河川管理者が「流れ橋」に対して警告したのは2010年のことである。このことから、「流れ橋」はそれを違法と定める法律に先行して存在していたという見方が成り立つ。そのことがつくり出す正当性は、前出の『噂の東京マガジン』における、出演者の深沢邦之と大幡町会の男性との以下のようなやり取りにあらわれている。

男性：（「流れ橋」は）でも違反じゃないと思う私は。

深沢：でも違法だっていう看板出てるんですよ。

男性：それはこの頃つくった看板であってね。こっち（「流れ橋」）の方が先だから（一同笑い）。法律ができるより。

また、Aは、筆者との話の中で冗談めかしつつも、東京都が橋を原状に戻せというのに対して、「橋があるのが原状だというのが私たちの言い分」だと話した。このように、河川法ができるより前から「流れ橋」は存在しており、それを古くから自分たちで管理してきたという意識、経験が共有されていることが、正当性の根拠となっていると考えられる。第2・3で紹介した菅豊の議論でいえば、「歴史」的正当性を忠実に受け継いでいると認知される、「多様な正当性が長い時間蓄積し、多くの人びとに一種権威的な力を感じさせるまでに歴史的な性質を帯びた性状」としての「正統性」〔菅 2006b : 58〕を根拠としたものである。そして、この正当性は、建設事務所の担当者による「歴史もあるし、今すぐどうこうするとは言わない」という発言から、現場レベルでは行政の側にもある程度承認されていることがわかる。

第二に、「流れ橋」が治水にあたる影響が少ないという正当性があげられる。ここでは、「流れ橋」が住民に管理できるレベルの「小さな」橋であることが、行政が「流れ橋」を撤去しない要因になっている。このことは、筆者のインタビューにおける建設事務所の担当者の「違法ではあるが、流れては直す小さな橋であり、川が溢れる要因に今の所直結し

ていない」という発言にあらわれている。「流れ橋」の構造は、増水の際に流されない頑丈で高い橋を作れない以上、わざと流れるようにつくって材料を回収し、復旧を容易にするというやむをえない事情によるものだが、そのことが結果的に河川への影響を小さくしている。また、Hが橋の高さを増水した時にちょうど流れるように設計したことは、「流れ橋」を管理する人びともまた、この行政の視点を取り入れ、行政と折り合いをつけようとしていることをあらわしている。同じことは、増水時には町会が橋の両側に通行止めのコーンをおくという建設事務所の担当者との取り決めや、町会が河川管理者の看板に対応して「橋を渡る場合は自己責任だ」と書かれた看板が立てたことにもいえるだろう。これらは、行政の「責任問題」という視点を取り入れて、それに対応しようとする実践だといえる。

また、「流れ橋」が治水にあたる影響が少ないという正当性は、行政の視点を取り込んだものであるのと同時に、「流れ橋」を管理することで得られる経験にもとづいている。このような、「流れ橋」を管理することで獲られる視点は、Iの「行政によってあと50センチ高い橋がつくられれば、橋はかなり流されづらくなる」という話にもあらわれている。

このように、古くから住民が橋を管理してきたことや、河川の流れを阻害しないという「流れ橋」の正当性は、コモンズ内部で共有される経験、社会的文脈、感性にもとづいたものであり、「私情」を含んだものであるといえる。そしてそれは、現場レベルでは行政の側にもある程度承認されている。

次に、「公」的領域内部の多層性を利用してつくり出される正当性について見ていきたい。八王子市は前出の筆者によるインタビューからもわかるように、「公式」には「流れ橋」を認めていない。しかし、大幡町会を中心とする人々の意識の中では、八王子市はそれとは異なる側面を持っている。前述のように、Dによれば、八王子市は1970年頃に橋をつくってくれたことがあったという。このことは、大幡町会を中心とする人びとのあいだである程度共有されている。人びとの意識の中の、八王子市の「公式」の見解とは異なった側面は、以下のような語りの中に見られる。

Fは、筆者によるインタビューの中で、八王子市は橋を認めているとして、以下のように話している。

昔は何回も市が橋を架けてくれた。市が橋を架けたとき、1ヶ月で流れたことがある。市議会議員が橋を架けてくれた。(その後)都が橋を壊そうとしたとき、市が待ったをかけた。

またAは筆者によるインタビューの中で、以下のように話している。

以前は八王子市が橋の材料費を出してくれ、大幡の住民が建設していた。時期は20年ほど前までだと思うが、数年前までそうだったのかもしれない。そのあたりのことは、町会長ではないのでわからない。橋のことが騒がれたので、市も手が出せなくなったのではないか。

同様にGは以下のように話している。

市長との懇談会で、町会の方が市長に（橋のことを）お願いした。市長は了解しただか、（詳しくはわからないがとにかく）駄目とは言わなかった。その会に河川管理者も出席し、聞いていたので、強く言わないのかもしれない。

八王子市総合政策部広聴広報室が作成した「平成20年度“タウンミーティング『市長と語る』の記録」によれば、2008年6月14日に恩方市民センターで行われたタウンミーティングで、ひとりの住民が河川周辺の環境保全について要望をしている。その中には「切り通しから西寺方町大幡へ遊歩道を整備し、洪水時水没橋を架橋する」という要望が含まれている。それに対して市長は「沈下橋（水没橋）は、流水を阻害するため、河川管理者の承諾は得られにくいと思われるが、管理者である都に提言したい」と答弁している [平成20年度“タウンミーティング『市長と語る』の記録” http://www.city.hachioji.tokyo.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/053/834/town20.pdf]

このような語りの事実との整合性はここでは保留することとして、大幡町会を中心とする人びとには、1970年頃に八王子市が橋をつくってくれたことを含めて、八王子市は橋を認めているという意識が存在していることがわかる。これは、河川管理者の東京都建設局南多摩西部建設事務所と八王子市という、「流れ橋」と関係する「公」的領域における多層性から、「流れ橋」と八王子市との関係をもって、「流れ橋」の正当性を組み立てようとするのだといえる。このように、「公」的領域内部の多層性から、自分たちに有利なものを正当性に取り入れようとするのは、Iによる「国土交通省の地図にも橋が書いてある」という発言にもみられる。

この「公」的領域内部の多層性には、坂口のいう法律の多層性も含まれていると考えられる。「流れ橋」の事例において、自分たちに有利になるように「公」を利用することは、正当性の主張以外の場面にも見られる。たとえば、前述したように、4回目の「橋かけ」の際には橋のたもとに防犯ライトを設置されたが、後にそれが盗難にあった際、大幡町会は警察に被害届を出した。

また、「流れ橋」の正当性においては、「公」領域にとどまらない、荒川のいうところの一般的・理念的な公共性の視点を取り入れた言説も見られる。たとえば、前出の陳情書における第四の主張では、河川環境や地域の歴史という社会一般的に通用する意義を取り入れ、新しい橋の必要性が主張されている。また、タウンミーティング『市長と語る』における、河川周辺の環境保全に関連付けた沈下橋架橋の要望も、同様の例だといえる。

このように、大幡町会を中心とする人々は、「公」との関係の中で、外部の視点や「公」の多層性の中で、自分たちに有利になる部分を取り込み、流用して、コモンズとしての「流れ橋」を維持しようとしている。そこには、「流れ橋」の内部で共有される経験、社会的文脈、感性にもとづいた「私情」や、一般的・理念的な公共性の論理、行政の視点など様々な要素が取り入れられている。「流れ橋」の正当性は、それを主張する対象に通用するように、そのような様々な要素を組み合わせてつくり出されている。

たとえば、「流れ橋」の内部で共有される経験、社会的文脈、感性にもとづいた「私情」を含む正当性は、現場レベルでは行政の側にもある程度承認されている。一方、行政の「公式」レベルに対応する正当性は、前述のようにコモنزとしての「流れ橋」を「正統性」(legitimacy)を備えたものに発展させ、それが支える生活上の利便性を維持しようとする主張となる。そこには、外部の視点を取り込んだうえで、「正統性」(legitimacy)に通用する主張を組み立てようとする「言説の工夫」が見られる。

ここで重要なのは、「流れ橋」の内部で共有される「私情」を含んだ経験、社会的文脈、感性など、あるいはそこから得られる視点が、行政の現場レベルと「公式」レベルに対応する正当性のそれぞれに共通する基盤となっていることである。行政の「公式」レベルに対応する正当性は、行政に橋をかけてもらうことで生活上の利便性を維持しようとしている。しかし、その主張は、古くから住民が橋を「生活の必要」にもとづいて管理してきた事実が法律に先行していることを根拠としている。そして、古くから住民が橋を管理してきたというような、「流れ橋」の内部で共有される経験、社会的文脈、感性などや、そこから得られる視点は、土地に対する働きかけが生み出すものだといえる。つまり、「流れ橋」の正当性は、様々な外部の視点を取り入れながらも、「共」の原理を基盤としていると考えられる。

そして、「共」の原理にもとづいた河川への働きかけがもたらす視点と、行政の視点には、「公益」という意味で重なりあう部分がある。これは「流れ橋」の「準公」的性格によるものであり、そのことが「流れ橋」の正当性を支えるひとつの要素となっていると考えられる。次節では、このような「流れ橋」の「準公」的性格が流れ橋の正当性にもたらす意味について考えていきたい。

3-5. 自分たちで橋をかけるということ

はじめに、行政との関係の中に見られる「流れ橋」の正当性から、それと「流れ橋」の「準公」的性格がどのようにかかわっているのかを見ていきたい。

例えば、治水に影響の少ない「流れ橋」構造、およびその管理のあり方は、行政から治水の視点を取り入れると同時に、これまでの橋の管理によって獲得された経験にもとづいて成り立っている。そこでは、行政の治水の視点と「流れ橋」の管理から得られる視点が重なり合い、治水に影響が少ないという「流れ橋」の正当性が行政にある程度認められている。

河川工学者の大熊孝は、大熊は技術を担い手の観点から「私的段階」、「共同体的段階」、「公共的段階」に分類している。そして、技術の「共同体的段階」における洪水氾濫への対処を「水防」とし、それは地域的・局所的観点から発想されるとする。一方、「公共的段階」における対処を「治水」とし、それは大局的観点から考えられ、地域間対立を解消するものと位置づけられるとしている[大熊 2004: 73-75]。この観点によると、「流れ橋」の流水への影響を少なくする工夫は「水防」であり、行政の「治水」の観点とは異なっ

いると考えられる。ただ、「流れ橋」の水防の観点は、行政の治水の観点を取り入れながら作り出されてきたものであり、そのため、流域全体の治水への影響を少なくするという点で、「自分たち」という範囲を超えた一定の範囲におけるすべての人にかかわるという意味での「公益」の観点が含まれている。ここで重要なのは、「流れ橋」に取り入れられた「公益」の観点は、それを管理する人々の技術的な限界や、それを管理することで得られる観点との関係の中で成り立っているという点である。この点で、「流れ橋」の水防における「公益」の観点は、行政の治水における「公益」の観点とは異なり、大幡町会を中心とする人びとの「共益」と連続的な「公益」である。このような「共益」と「公益」の連続性が、「流れ橋」の「準公」的性格を形成していると考えられる。

また、行政に新しい橋の建設をもとめる主張においては、行政が歩道橋を架設することを怠っているから、住民たちが行政＝「公」にかかわって橋を架けているのだという論理が用いられている。そこでは、住民が「流れ橋」を「公益」に沿うような形で維持することが、そのような「公益」に寄与しない行政の怠慢を際立たせることになると考えられる。例えば、Aは筆者によるインタビューの中で、「(他地域の人も使うので「流れ橋」を)きれいにしたいよね」と話している。また、前述のように「橋かけ」の際には、人びとは草刈りをしたり、4回目の「橋かけ」の際には、防犯ライトを設置したりして、河川敷を整備する。国土交通省のいうように、河川区域内の土地は「公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供せられるべきもの」としての「公」的領域である。一方、「流れ橋」を維持し、河川敷を整備することは、自分たちのためという「共益」とともに、それ以外の人びとも関係する「公益」をも担っているといえる。ここでは、河川敷と「流れ橋」は、ともに「共」にもとづいた「誰にでも開かれた空間」として「準公」的空間を形成していると考えられる。このような「流れ橋」の「準公」的性格、つまり共同労働による空間の管理における、「共」と社会におけるある範囲内で「すべての人々に関連」し、「誰に対しても開かれている」領域としての「公」との連続性が、その正当性の根拠になっている。

前述のように、このような「準公」領域は、「共」を基盤として、「共」と連続的に成り立つという点で行政としての「公」とは質的に異なっている。しかし、「流れ橋」の「準公」的性格と、行政の「公」は、河川敷の「公益」を促進するという点で、共通する観点を持っているといえる。「流れ橋」の治水への影響が少ないという正当性は、行政と「流れ橋」が治水という点で「公益」の観点を共有しているため成り立っている。また、大幡町会を中心とする人々が「流れ橋」の問題を行政の怠慢として新しい橋の建設を要求することは、人びとが行政のかわりに橋が促進する「公益」を担っていると捉えることによって可能になる。このように、これらの「流れ橋」の正当性は、「流れ橋」の「準公」的性格に支えられているといえることができる。2-2では、「流れ橋」は大幡町会を中心とする人びとによって管理されているが、利用に関しては誰にでも開かれているという点で、ルースなコモنزに近い性格を持っていると述べた。井上は、ルースなローカル・コモنزは、タイトなローカル・コモنزと比して十全な共同管理がなされているとはいいがたく、より「共有

地の悲劇」が発生しやすいと述べている。しかし、「流れ橋」の事例の場合、それは井上が想定する自然資源におけるコモンズとは異なり、「準公」的な空間の管理であるため、そのようなルースさはむしろコモンズの正当性を支える根拠となっている。

前述のように、近代化以前、河川は地域住民によって「共」的あるいは「準公」的空間として、その共同労働によって管理されてきた。しかし明治期以降の河川行政は、河川の中央集権的な管理を志向し、その後高度経済成長期にかけて河川に対する地域住民の「共」的あるいは「準公」的働きかけは排除されてきた。「流れ橋」の事例は、このように「公」に囲い込まれた河川に残存する「共」的あるいは「準公」的空間だと考えられる。そのような「流れ橋」の「共」的あるいは「準公」的な空間の管理としての性格が持つ意味は、その行政との関係からつくられる正当性以外の面にも見られる。

嘉田は、高度経済成長期以降の日本における河川行政について、以下のように述べている。

洪水に対処するために堤防は高くかさ上げされ、護岸は強力なコンクリートに変わった。増大する水需要に応えるためにと山間部だけでなく河口部にまで多目的ダムが計画され、水辺は土木事業の投下される場面となった。何かがおかしいと思う、住民や市民の素朴な疑問や感性は行き先を失い、水の問題は行政官僚と政治家と業界と土木研究者という専門領域に閉じこめられてきた。[嘉田 2003 : 4]

このように、河川が「公」に囲い込まれることとは、その管理の担い手が地域住民による「共」から「専門領域」に移ったことであり、それが「近い水」から「遠い水」への変化である。このことは、イバン・イリイチのいう、20世紀中葉の「人びとの能力を奪う専門家の時代 (The Age of Disabling Professions)」[イリイチ 1984 : 9]の特徴だといえる。イリイチによれば、「専門家の時代」とは、「政治が衰え、教授らの導きのもとに、有権者たちが必要を規定する力を技術官僚に委ね、だれがなにを必要としているのかを決める権威を放棄してしまい、そしてこれらの必要を満たす方法も、独占的寡頭体制に決めさせて」いる時代である [イリイチ 1984 : 10]。ここでは、専門家は法的な正統性にもとづいて、人びとに患者や学生といったレッテルをはり、人びとが何を必要とするのかを規定し、それに対する対処を独占する権威を持っている。それによって、人びとの自律的な能力は衰え、不能化した人びとは専門家によって救済されるべき対象へと転化する。たとえば、医療における専門家の支配によって、人びとは自分の気分の悪さや不快感について、自分で対処する能力を失う。また、自動車と高速交通システムによって、人びとは歩いて移動する能力を失う [イリイチ 1984]。

「専門家の支配」という観点から見れば、近代の河川行政による「近い水」から「遠い水」への移行は、河川を専門家の領域に囲い込むことで、人びとの「共」にもとづく自律的あるいは自治的な河川管理能力を衰退させ、人びとを不能化する過程だといえる。この

ことが人々と河川の関係にもたらした変化は、田中のいうように、地域に根付いていた河川や水文化の衰退と、地域住民の水の消費者化、受益者化である。

大熊は、河川にかかわる「技術」の面から、専門家に支配された技術とは異なる「技術の自治」を提唱している。大熊によれば、河川に関する技術の「公共的」段階は従来、公共団体や国の技術者に独占されて、一方的に押し付けられてきた²³[大熊 2004:73-75]。その上で大熊は「共同体的段階」を「技術の自治」と呼んでいる。そして現代における「技術の自治」を、持続可能であり、地域間対立に住民同士で折り合いを付けることができる。関係住民が自ら主体的に展開する、それにかかわることで「誇り」や「生きがい」を感じることでできる技術としている [大熊 2004:275-276]。その例として大熊は九州の川原園井堰を取りあげている。住民が管理するこの堰は、洪水時に流れ、洪水をスムーズに流す構造になっている。大熊はこのある意味効率の悪い堰を修復する作業に、仲間と共有する創造的な時間・空間を見出している。

「技術の自治」とは、専門家の支配によらない、人びとが「共」において自立的、あるいは自治的に保持することのできる技術を取り戻そうとする実践だといえる。これは、嘉田の言葉を借りれば「遠い」技術を「近い」技術にしようとすることである。同じような例を、坂口による前述の鈴木さんの家の事例から見ていきたい。坂口によれば、隅田川沿いの鈴木さんの家は、月に一度の一時撤去が終わると、1時間もかからずに建て直される。また、月に一度撤去することで、家の清潔を保つことにもなるという。家を解体することで、鈴木さんはそれぞれのパーツの状態を見て確認することができる [坂口 2011:165]。このことから、坂口は以下のようにいっている。

僕たちは家というものについて、建てるのが困難である、時間がかかる、お金がかかる、修理なんて簡単にはできない、と意思続けている。だからこそ家というものと人間との間に距離ができてしまっている。しかし、鈴木さんにとって家は、非常に近いものとして存在している。大掃除の感覚で家を建て直しているのだから、修理・改築もお手の物なのである。自分は住んでいる家のことをすべて知っているのだと鈴木さんは言っていた。家はもっとわかりやすいものであるべきだと思う。 [坂口 2011:165-166]

このように、鈴木さんの家は、自分の能力の範囲内で維持管理することができる「近い」家だといえる。同じことが「流れ橋」の事例にもいえるだろう。つまり、「流れ橋」は、大幡町会を中心とする人びとが自分たちで使いこなすことができる技術でつくられた「近い」橋であり、「技術の自治」によって維持管理されていると考えられる。これまでの議論をこの観点から言い換えれば、橋との「近さ」がもたらす経験や視点が、「公益」を含む「準公共」的空間をつくりだすことで、河川を「遠い」ものとしようとする行政の河川管理に対して一定の影響力を持っているといえることができる。この橋との「近さ」がもたらす経験や視点は、田中のいう「地域に根付いていた河川や水文化」に通じるものである。

また、「流れ橋」の「技術の自治」としての面は、行政との関係における正当性を支えるだけではない意味を持っている。大熊は、「技術の自治」について、それにかかわることで「誇り」や「生きがい」を感じることでできる技術として、そこでの作業に、仲間と共有する創造的な時間・空間を見出している。大熊は、そのような時間を「蓄積される時間」と呼び、それを「労働や生活や遊びの時間のなかで“わざ”とか作法とか文化が創造され、それが蓄積される場合」[大熊 2004: 100]としている。これは、河川との「近さ」がもたらす経験や視点であり、田中のいう「地域に根付いていた河川や水文化」だといえる。一方、近代的労働は「基本的には肉体的にも精神的にも疲れる無味乾燥の面白くない時間であり、その意味で時間は消費されているといえる」[大熊 2004: 99]。また、坂口も一時撤去の様子を「普段話さないような人間とも情報交換を行うことが出来、祭りのようでもあり、「堤防横の道路には人が溢れ返り、いろんなものを売ったり、物々交換する者もいた。さながら闇市のような景色だ」と描いている。

1-4 で見てきたように、「橋かけ」においては、人びとは作業をしながら、あるいはお茶屋やお菓子を食べながら談笑する。その中には、冗談めかしながらも、橋を自分たちでかけることへの「誇り」をあらわしているととれるような語りが含まれている。たとえば、筆者が立ち会った1回目の「橋かけ」では、Aが筆者に「どうだい、うちの町会の土木技術は？」と話しかけ、それを受けて別の男性が「頭数でやるから」と話していた。4回目の橋かけでも、Aは「(町会の)技術力が高すぎる」と話していた。3回目の「橋かけ」では、作業をしている人同士の「中核市に流れ橋っていうのも風情があっていいでしょ」。「そうだね。流れるからいい」という会話も聞こえてきた。さらに、一回目の「橋かけ」では、大幡の女性が筆者に橋の構造など工学的なことをやっているのかと声を掛けてきた。筆者が違うと答えると、女性は「もっと丈夫な流れにくい橋の作り方を教えてもらえるかと思ったのに」と話した。4回目の「橋かけ」では筆者も作業に参加させてもらったが、勝手にわからない筆者に大幡の男性が以下のように話してくれた。

(『橋かけ』では) みんな何をすればいいのかわかってやっている。あれをしてこれをしてなんて言われぬから、自分から積極的に作業に参加して。

また、「橋かけ」には、作業をする人だけではなく、世間話だけして帰る男性や、作業の様子を見ながら子どもを遊ばせる親子連れの女性の姿も見られる。夏にはかき氷が配られることもある。作業が終わると、ビールが配られ、ちょっとした宴会が開かれる。恩田のいうように、このような共同飲食は参加者の団結力を高め、社会的統一性を保つことを目的としていると考えられる。

筆者が大幡町会を中心とする人びとにインタビューする中で、このような「橋かけ」の「楽しみ」や「誇り」、あるいは団結力を高める側面について、人びとが積極的に話してくれることはほとんどなかった。しかし、筆者がDに対するインタビューの中で、「橋かけ」のそのような側面について尋ねると、Dは以下のように話してくれた。

筆者：今、ほんと大変だと思いますけど、皆さん協力してやってらっしゃって……もちろん負担になってる部分はあると思うんですけども、それなんかやってコミュニケーションの場になるとかそういうことを感じられることはありますか。

D：まあ、あの橋でみんなね、バラバラではできないから、非常に町会の団結の一つにはなってると思います。

上述のような大幡町会を中心とする人々の語りからは、人びとが、筆者によるインタビューの中でそれを前面に押し出して話すことはないにせよ、「流れ橋」を自分たちで管理していることに、行政との交渉において正当性として主張されるものとはまた違った意味を見出していることがわかる。このような意味は、荒川康のいうところのコモンズが根ざしている「私情」である。その「私情」には、「橋かけ」に見られたように、自分たちでつくることからくる喜び、イリイチの用語でいえば、「コンヴィヴィアリティ」（日本語訳の本文では「自立共生」と訳されている）[イリイチ 2015]が含まれている²⁴。これらの「私情」は行政の公式レベルに対して主張される正当性の中で前面に出てくるものではない。しかし、前述のように、行政との関係からつくられる「流れ橋」の正当性もまた、人びとの「共」の原理にもとづく河川への働きかけを基盤としている。そのため、行政に通用するように組み立てられた主張の背後には、上述のような「流れ橋」における「私情」が存在していると考えられる。

これまでの議論を整理すると、以下のようにいうことができる。「流れ橋」の正当性は、行政に向かって主張するために、「流れ橋」に含まれる、あるいは外部から取り込んだ様々な要素を利用し、主張する対象に通用するように組み立てられたものである。そのため、「流れ橋」の内部には、行政との関係からつくられる正当性に含まれるもの以外の「私情」のような要素も存在している。それらは「共」の原理にもとづいて「生活の必要」を守るための実践から生まれるものであり、外部の要素もそのような目的にもとづいて取り入れられている。行政の「公」が河川を囲い込み、「流れ橋」がスクウォットとされている現状においては、行政の公式レベルに向かって主張される正当性は、行政による新しい橋の建設をもとめる主張となり、そこではスクウォットとしての「流れ橋」を解消し「生活の必要」を守ることが目指される。

ただし、コモンズとしての「流れ橋」は「生活の必要」のために存在するものだが、これまで見てきたように、その行政に向けた正当性は、単にそこに「生活の必要」があることではなく、そのための「共」の原理にもとづいた河川への働きかけを基盤としている。このことは、Aの以下のような語りからもあきらかである。Aは、筆者が「自分たちで橋をつくるのが興味い」と話をしたところ、「まあ、壊れないのが一番いいんだけどね」としつつも、「土台だけつくってくれればいい」（行政が流れない橋脚だけつくってくれば、橋げたと橋板は自分たちでかけられる）と話した。これは、八王子市が費用の面から新し

い橋はつくれないとしていることに対する対応策だと考えられる。このようなことが制度的に可能なかは別にして、このような考え方が可能になるのは、これまで大幡町会を中心とする人びとが自分たちで「流れ橋」を管理してきたからである。ここでは、自分たちの「生活の必要」を守るための主張が行政に承認されない状況の中で、「共」の原理にもとづく河川への働きかけが、そこに選択肢をふやすことを可能にしている。

本節では、行政との関係からつくられる「流れ橋」の正統性が、「共」の原理にもとづく「流れ橋」の「準公」的性格にもとづいていること。そして、行政に向けた正当性の背後に、「流れ橋」の「技術の自治」から生み出される「私情」を含んだ意味があることをあきらかにした。そして、このようなコモンズとしての「流れ橋」が持つ「私情」を含んだ要素は、行政との関係だけでなく、大幡町会を中心とする人びと以外の人びとに承認される「流れ橋」の正当性の基盤にもなっている。

3-6. 共有される正当性

本節では、「流れ橋」を管理する人びとの範囲を超えた人びとに承認される「流れ橋」の正当性について見ていきたい。

前述のように、Iは「八王子市がやらなきゃならないことをなぜ（住民が）やるのか」という思いから、「流れ橋」のウェブサイトをつくっている。そのウェブサイトでは、「流れ橋」の管理の記録とともに、「流れ橋」の歴史的背景や「生活の必要」、住民が希望する新しい橋のあり方（沈下橋など）が紹介されている。また、前出の大幡町会が立てた看板（図7）にはQRコードがついており、ここからIのウェブサイトにはアクセスすることができる。これは、行政以外の社会一般に向けた「流れ橋」の正当性の主張だと考えられる。また、前述のように「流れ橋」は何度もテレビ番組に取り上げられている。前出の『噂の東京マガジン』において、出演者の清水國明、山口良一、森本毅郎は放送の中で以下のようなコメントをしている。

清水：あれ（「橋かけ」）はすごいですよね。防災的にもすごい強い街になるよ、ああやってみんなで力を合わせてね。

山口：みんな知ってますもんね川を。

（中略）

森本：大規模なものかけるっていうことになると大げさになっちゃう。だからまあ望ましくはないけれども、あれだけ長い歴史もあって、地元にしてみりゃこっちは本来の街道……いうプライドもあるとなれば、利用価値もあるとなれば、検討してもいいわな。

（中略）

森本：まあだからああいう違法と知りつつも橋をかけなおしていると、むしろ町会の団結力っていうのかな、結束力ってすごく高まっているような感じがするよね。

これらのコメントから、この番組の出演者たちに「流れ橋」の正当性がある程度理解されていることがわかる。この中で、出演者たちが認めている「流れ橋」の正当性は以下のようなものである。第一に、「橋かけ」によって地域の団結が強まり、また、河川に対する理解が深まることで、地域の河川災害に対する対応力が高まるという点がある。これは、「流れ橋」を管理することで人々が田中のいう「河川にかかわる災害文化」を保持することができるという正当性だといえる。第二に、「流れ橋」がもともとの陣馬街道（佐野川往還）の一部として長い歴史を持っているという、「歴史」的正当性が認められている。そして、第三に、住民がそれにプライドを持っているという点である。これは、橋の歴史や、古くから住民が橋を自分たちで管理してきたことという、コモンズにおける人びとの「私情」に根ざした正当性だといえる。第四に、「流れ橋」の利用価値があげられる。これは、住民の「生活の必要」にもとづいた正当性だと考えられる。ここで出演者たちに認められている「流れ橋」の正当性を、行政の公式レベルに通用するように組み立てられた正当性と比較すると、それらの正当性の基盤となるような「私情」を含んだ要素そのものが、ある程度承認されていることがわかる。当事者ではない出演者たちにもそのような正当性が承認されていることから、「私情」に根ざした「共」の原理も、ある程度社会一般に通用する言説としての性質を持っているということが出来る。これは、取材による映像の中で個人が顔を出して話しているということが大きいかもしれない。このことは、行政や「公」のレベルでは通用しない「私情」が、個人と個人の関係としては当事者以外にも「共感」され、拡張していく可能性があるということを意味している。いいかえれば、「共」を創り出す「私情」は、「公」のレベルでは通用しないが、「共」のレベルでは、「共感」しうるものとして広がっていくことができるのである。

また、筆者は「流れ橋」を管理する人びと以外にも、「流れ橋」の付近を散歩する人に対してインタビューを行なった。

大幡の近隣在住の女性は、「流れ橋」のたもとで犬を川に入れて遊ばせていた。「流れ橋」を使うことはあまりないという。筆者の『『流れ橋』が違法なことについてどう思うか』という質問に対して、女性は「あっち（陵北大橋）の方は坂だから、向こう（大幡）の人はやっぱりないと不便だと思います」と話した。

また、別の女性は、「流れ橋」のたもとで写真を撮っていた。女性は筆者に対して以下のように話してくれた。

ここを散歩するのは初めてだ。「流れ橋」についてはテレビで見た。40年位前、子供会などで子どもを連れて「流れ橋」をわたっていた。当時はこのあたりで子供会のマス釣り大会などがあった。仕事で余っている鉄パイプがあるので、（大幡町会に）あげようかと思っている。夫と「（鉄パイプを「流れ橋」の近くに）おいてこうか。おいててもしょうがないか」などと話している。筆者の『『流れ橋』が違法なことについてどう思うか』という質問に対して、「私は今のままでいいと思います」と言い切った。

ここでは、大幡町会を中心とする人びとの「生活の必要」が、当事者ではない、河川敷を利用する人にとによって認められている。その要因として、「流れ橋」が河川敷の一部として、誰にでも開かれた「準公」的空間を形成していることが考えられる。前述のように、「流れ橋」を管理するのは大幡町会を中心とする人びとだが、それを利用することはだれにでも開かれている。そのため、橋の管理に関する意識や「橋かけ」の経験の共有は限られた範囲にとどまっても、橋の利用に関する意識や経験はだれにでも共有できるものになるのである。ここでは、「流れ橋」や河川敷を利用する人びとに、その利用に根差した「流れ橋」や河川敷に対する「私情」が生まれていると考えられる。それは、たとえば、「流れ橋」のたもとで写真を撮っていた女性の「昔も『流れ橋』を使った」という経験のようなものから生まれる「私情」である。それぞれの経験や「私情」は異なったものであり、共有できないものである。しかし、ここではそれらが基盤となって、室田のいう「同一目標に向かって協力するわけではないが、ある人の行動や利益を他の人が容認するという意味での受動的な共同性」がつくり出されていると考えられる。そのため、当事者ではない河川敷の利用者にも、大幡町会を中心とする人びとの「生活の必要」が認められているのである。

さらに、「準公」的領域としての「流れ橋」と河川敷の連続性は、河川敷を管理する人にもそのような「受動的な共同性」の範囲を広げている。河川敷もまた、「流れ橋」の管理にかかわらない人も含めて、近隣住民によって草刈りなどの手入れをされ、管理されている。筆者は「流れ橋」から少し離れた河川敷で、木の枝を細かく切っていた男性に話を聞いた。男性は大幡から数キロ離れた地域に住んでいるという。何をしているのかたずねると、男性は「棘のある木（ニセアカシア）が危ないので切って枝をつみ上げている。毎年、子供が4、5人怪我をする。散歩をしているお年寄りも怪我をすることがある。河川敷を手入れして、子供の遊び場、冒険広場にしたい。子供が家でゲームばかりするのは良くない。（この辺りは）折角自然が豊かなのだから」と答えた。そして以下のように話してくれた。

「以前ファイルを持った役所の人に来て、河川敷を手入れしているのを見て感謝された。役所は（草木の手入れのような）河川敷の手入れを余りやらない。人件費もかかるだろうし。「あの橋（「流れ橋」）のことはみんないいと言っている。やはり必要なんだろう。（だから）やっぱり役所に立派な橋をつくって欲しいよね。ただ、今の橋も村の橋みたいで、素朴でいいとみんないっている」と話した。

また、Aは、筆者のインタビューの中で上述の男性についてたずねた際、以下のように話した。

A：確かに何年か前に棘ある木（ニセアカシア）の花がいっぱい咲いて、木が増えた。

本当はポツポツ（生えている状態）でいい。

筆者：やはり河川敷も地域の人が手入れしているんですね。

A：というか、里山というものを分かる人は分かってるんだろうね。人が手を入れた自然が里山だ。

筆者：河川敷の手入れをしている人は役所の人に感謝されたと言っていた。役所はなかなか手がまわらないんでしょうね。

A：役所は河川敷について、何もやるな、建てるなど言ったり、そのように言ったり。この辺り全体を里山としてどうしていくかを考えなければいけないのに。

ここには、河川敷と「流れ橋」に関する、行政と河川敷を利用する人々との認識のずれが見られる。前出の八王子市交通企画課へのインタビューからわかるように、行政は河川内を高水敷と河川の流水内に区別する。そのため、「流れ橋」を違法とする一方で、河川敷を手入れすることには感謝する。しかし、「共」的領域においては、これらは原理的には同じく土地に対する働きかけと捉えられるのではないだろうか。そのため、河川敷の管理に関する意識、経験をもとに、「今の橋も村の橋みたいで、素朴でいい」という、「私情」に根差した「流れ橋」に対する承認が起こるのである。そして、このような承認の根底には、身体を通じた環境、つまり河川敷という空間の共有がある。これは、前述の河川敷を散歩する人びとの例にも同じことがいえる。つまり、「流れ橋」は河川敷の一部として、「準公」的空間として利用されることで、河川敷を利用、管理する人びとからも「私情」にもとづいた承認を得ているのである。言い換えれば、河川敷は身体を通じた環境の共有を基盤とするコモンズであり、それはコモンズとしての「流れ橋」を越えた規模であると同時に、それに重なり合うように存在している。河川敷は、制度上は「公」的領域だが、そこにはそのような行政の働きかけと人びとの「共」的な働きかけが併存しているのである。コモンズとしての河川敷は「誰にでも開かれている」ものであり、ルーズなコモンズだが、それはコモンズとしての河川敷が「準公」的なものだからである。

この事例でもうひとつの注目すべき点は、Aのいう「里山」という言説である。これは、人びとの土地に対する働きかけから生まれる経験、社会的文脈、感性などにもとづくものだが、同時に社会一般に通用する言説としての側面も持っている。そのことをあらわす例として、「流れ橋」のことをニュースで知って写真を撮りに来たという男性の話を取り上げたい。男性は、東京都区部に住んでおり、筆者に対して以下のように話してくれた。

埼玉県の高麗川にも木製の沈下橋があり、それと合わせて「流れ橋」を写真クラブの主題にする。写真の主題には、「社会に根ざした生活のリアリティ」が必要で、「美しくなければならぬが、美しいだけでは駄目」だ。「これ（流れ橋）は里山の風景だ」。里山の風景とは「自然の中の人工物」である。7、80年生きているが、（近年は）自然が失われている。（「流れ橋」において人々が）危険、違法なことを承知で生活の利便のために橋を架けていることに興味を持った。

このように、当事者以外にも「流れ橋」の持つ「人が手をいれた自然としての里山」という性質は承認されており、里山としての「流れ橋」という言説はある程度社会一般に通

用するものだと考えられる。もともと里山を維持しているのは、行政としての「公」や「私」ではなく、人びとの日々の生活のつながりであることを考えれば、これは「共」の原理の承認につながってもいっくだろう。

これまで見てきたように、「流れ橋」に対する人びとの承認のあり方には、その社会一般に通用する要素にもとづくものと、コモンズとしての河川敷から生まれる「私情」にもとづくものがあることがわかる。この中で、前者に関しては、行政の公式レベルには通用しない言説も、一般の人びとに対しては行政の現場レベルの場合と同様にある程度通用しているといえる。これらのふたつの承認のありかたは、身体的な環境の共有という点で区別される、質的に異なるものだということができる。しかし、「流れ橋」に関する一般の人びとに通用する言説は、「流れ橋」が外部から取り入れた視点であると同時に、それを管理することから生まれる経験、社会的文脈、感性などにもとづくものでもあり、それらを明確に区分することはできない。また、コモンズとしての「河川敷」は誰にでも開かれたものであり、人びとのかかわり方もそれぞれであるため、そこでの身体的な環境の共有にもとづく承認の根拠に関しても、「私情」と社会一般に通用する言説が併存していると考え得られる。

このように、大幡町会を中心とする人びとは、「流れ橋」に含まれる様々な要素を場面にあわせて組み立てることで、自分たちの「生活の必要」を守ろうとしている。また、「流れ橋」には、当事者以外の一般の人びとにもある程度承認される、一般的・理念的な要素が含まれている。そして、河川敷を利用する人びとの「流れ橋」に対する承認のあり方には、社会一般に通用する言説と、コモンズから生まれる「私情」が明確に区分できない形で併存している。これらはそれぞれ室田のいう「人々が積極的に協力し合うという意味での積極的な共同性と、同一目標に向かって協力するわけではないが、ある人の行動や利益を他の人が容認するという意味での受動的な共同性」だといえる。ここで守られ、あるいは認められているのは根本的には人びとの「生活の必要」である。しかし、その正当性が主張され、あるいは承認される過程で、「共」の原理にもとづく人びとの河川に対する働きかけがそれらの根拠を形成している。

前出のように、金菱は「私情」を含めた「共」の原理にもとづく土地への働きかけは、それが「人びとの現実的な生の選択肢がきわめて限られているときに形成されうる」「生活の必要」にもとづいているために「正義」の主張になると述べている。大幡町会を中心とする人びともまた、行政の公式レベルに向けた主張の中で、行政に新しい橋をつくってもらうことで自分たちの「生活の必要」を守ろうとしている。しかし、現状では「流れ橋」の「生活の必要」は、「公」の観点からは、必要性の規模が小さいことやその必要に緊急性がない（選択肢がきわめて限られていない）ことを理由に保障されていない。つまり、中村地区の事例における「生活の必要」と比較すると、「流れ橋」の「生活の必要」は行政にとって「人びとの現実的な生の選択肢がきわめて限られているときに形成されうる」ものとして認識されていないため、「流れ橋」の「生活の必要」は、行政からは「多少不便でも

約 400 メートル上流にある陵北大橋を利用すればいい」という形で処理されてしまっている。これは、前述のように、行政のいう「公共性」や「地域から生まれる公共性」は、大幡町会を中心とする人びととそれを利用する近隣住民のような人びとをはるかに超えた規模として想定されているためである。近代国家は、この規模を増大させることによって、小さなローカルな「生活の必要」を無視してかまわないものとしてきた。

しかし、それにもかかわらず、「流れ橋」が行政から一定の交渉を持ちつつ「放置」され、また一般の人びとにある程度承認されている。そして、そのような現状は、「流れ橋」が「共」の原理にもとづいた土地への働きかけであるために成り立っている。そこで主張され、承認されている正当性は様々な形を取るが、その根底には常に「共」の原理にもとづいた土地への働きかけが存在する。これが、「公」の囲い込みの中で「流れ橋」を維持する「共」の原理の影響力だと考えられる。

終章

本論文では、「公」によって違法とされたコモンズ(=スクウォット)としての「流れ橋」が、「公」に囲い込まれたように見える河川という空間の中で、どのように正当性を得ていくかを論じてきた。これまで議論してきたように、「流れ橋」の正当性は「共」の原理によって支えられている。「公」と「私」しか存在しないものとされる社会においても、コモンズを含む「共」は、それらの基盤としてそれらに先行する形で存在しており、「公」や「私」の囲い込みに対抗する一定の影響力を持っているのである。

本論文では、これまでの「公／共／私」という三分法の欠陥を回避するために、「公私／共」という二つの二分法の組み合わせで社会を区分する視点を取るが、それは「共」が公私の間にあるのではなく、それらの基盤であると同時に、それらとは異なった原理にもとづいているからである。その「共」の原理とは「資源に対する働きかけが協働を基盤になされる以上、それに対する「共」的な権利を生む」というものである。現代社会を規定する正統性 (legitimacy) は、すべての空間を「公」か「私」の近代的な所有のもとにあるものとする。そこでは、「すべての人に関連」する空間、「だれにでも開かれた」空間は「公」としての行政の管理下に置かれ、それ以外はすべて「私」の所有物として想定される。しかし、そのような近代的な空間の所有観に先行して、「共」にもとづいた公私が存在していた。「共」にもとづく「私」とは、「総有」にみられるように、ある人の空間への働きかけの強弱によって相対的に作りだされる所有権である。また、「共」にもとづく「公」とは、すべての人に関連し、あるいは開かれている空間の管理が、「共益」と「公益」が連続する形で「共」によって行われるところにつくり出される「準公」である。そして、現代においても、「共」と連続した公私は、近代的な公私と対立しながらも、それらと重なり合う部分をもって存在している。そのことが、近代的な公私に覆いつくされたように見える状況の中で、「共」のそれらに対する影響力を支えているのである。

行政による「公」的領域の独占にかわるあり方として、「市民が担う公共性」や、田中のいう「地域から生まれる公共性」が提唱されている。それは、「共」的領域から生まれる規範を、正統性 (legitimacy) を備えた「公共性」へと発展させる社会的な回路をつくり出すことである。しかし、そのような「公共性」もまた、行政としての「公」と同様に「共」におけるひとつの集団をはるかに超える規模で想定されている。「共」におけるひとつの集団の内部で共有される規範が、それをはるかに超えた範囲の人びとに承認されるためには、それは一般的・理念的なものにならざるをえない。しかし、そのような過程の中で、現場の個別性にもとづいた経験、社会的文脈、感性の共有から生まれる「私情」が抜け落ちてしまう。

現在、「流れ橋」においては、それが違法とされている状況の中で、それを管理することは人びとにとってのストレスにもなっている。大幡町会を中心とする人びとには、高齢者が多くなる中で現在のコミュニティを維持することへの不安が広がっている。また、今後

大幡の中を通る北西部幹線道路がつくられることで、人の流れが変わり、「流れ橋」が担う「生活の必要」が消える可能性もある。菅が指摘するように、コモンズは外部との関係によって成り立っており、それらの影響を受けて変化する。また、コモンズはあくまで「人間生活の保障システム」〔菅 2006a : 209〕であり、環境保全といったコモンズの様々な意義は、その結果として生み出されるものである。

しかし、そのような状況の中でも、大幡町会を中心とする人びとは、外部との関係の中で、様々な要素を組み合わせることで正当性をつくり出し、それを社会においてある程度承認させることに成功している。また、人びとは様々な方法で、「流れ橋」が担う「生活の必要」を守ろうとしている。そして、そのような主張は、「流れ橋」が「共」にもとづいて「準公」的空間として管理されてきたからこそ可能になるものであり、「共」の原理がその基盤になっている。そこで、行政の公式レベルに向けて主張される正当性は、たしかに一般的・理念的な視点にもとづいて、人びとの「生活の必要」を守ろうとするものである。しかし、「流れ橋」の正当性は、それを主張する対象に通用するように、「流れ橋」の内部で共有される「私情」を含んだ要素や、外部から取り込まれた行政や一般的・理念的な視点などを自分たちに有利になるように組み合わせることでつくり出される。

また、「流れ橋」の事例においては、大幡町会を中心とする人びとは、「公」の重層性の中で、八王子市との関係を利用することで、河川管理者との関係を有利なものにしようとしている。金菱の紹介する中村地区の事例においても、住民が自治会を組織し、国とは切り離された形で伊丹市との関係性をつくり出したことが、国による補償がおこなわれる上で大きな意味をもった。

村松彰子は、市町村レベルの自治体行政は、大合併によってますます地域コミュニティとの距離が遠くなっているものの、地域コミュニティと地続きにつながっているという。ここで村松は、阿部年晴が『地域社会を創る—ある出版人の挑戦』において描く、地域出版社を営みながら地域活動にたずさわる星野氏という人物の地方自治体とのつきあい方を取り上げている〔村松 2015 : 48〕。

阿部によれば、星野氏の地方自治体とのつきあい方は、以下のようなものである。

まず、直接の担当者とよく話して信頼関係を築くこと。そして役所の事情とそこでの担当者の立場を理解するようにすること。頼まれたことには誠意をもって対応する。頼みごとをする際にはできるだけムリはいわないようにする。相手の言い分に耳を傾けると同時にこちらの立場もはっきり主張する。つねに筋をとおすようにする。……やむを得ず個人的なつながりのある上司や懇意な議員に圧力をかけてもらうこともある。担当者がもっともいやがることではあるが、地域をまもる技法の選択肢の一つとして認められるべきだろう。〔阿部 2014 : 146〕

村松はこれを、「行政を、担当者との互いに顔の見える付き合いによって、地域コミュニティのなかにくみこんでしまうやりかたのように見える」と評している〔村松 2015 : 48〕。阿部は、「地域」や「地域社会」という語と区別して、「住民同士がたがいに顔を覚えられくらいの小規模な地域集団を『地域コミュニティ』と呼ぶ……」〔阿部 2014 : 25〕としているが、この規模が重要になる。田中は、「意識されない共同性」が場に結びつくことによって、共同性の範囲が確定され、そこに共同意識や共同活動が生まれることで「自覚された共同性」が成立すると述べているが、そのような共同意識や共同活動の基層をなすのが、「住民同士がたがいに顔を覚えられくらいの小規模な地域集団」であり、それは村松のいう「互いに顔の見える付き合い」によって成り立っていると考えられる。本論文の議論に即していえば、「行政を、担当者との互いに顔の見える付き合いによって、地域コミュニティのなかにくみこんでしまうやりかた」とは、「共」のやり方を「公」への働きかけにも用いることで、「公」に属する行政の担当者を「共」に取り込もうとする実践だと捉えられる。このような行政の担当者との関係のつくり方は、2-4において見てきた、坂口の紹介する鈴木さんと国交省の人の関係にも見られる。「流れ橋」においても、例えばHが「流れ橋」の問題を解決するために、東京都の建設事務所に直接足を運んでいることは、そのような実践だといえる。

さらに、行政の現場レベルや、一般の人びと、河川敷を利用する人々にも、「流れ橋」の正当性はある程度承認されている。その承認の根拠としては、社会一般に通用する言説と、「流れ橋」から生まれる「私情」が明確に区分できない形で併存している。しかし、「私情」は当然として、そこで承認の根拠となっている社会一般に通用する言説もまた、「共」にもとづく河川への働きかけを基盤としたものである。それは例えば、「流れ橋」を人びとが共同で維持管理することで、団結力が強まり、災害に対処する力が高まるといった言説である。

村松は、東日本大震災後の宮城県の複数の地域における聞き取り調査を行い、災害時に地域コミュニティが果たす役割について以下のように述べている。「震災のような災害は、否応なしに地域の自治と共同の力を引きだす。行政などのシステムが働かなくなり、自分たちで生活全般のことを自分たちでなんとかしなくてはならず、そのためには協同の力が必要になるからである」〔村松 2015 : 48〕。村松は、このような地域コミュニティの自治と共同の力は、人びとが生活にかかわる事柄を「行政まかせ」にしてしまうと失われてしまうと論じている。そして、村松は「行政まかせ」とは反対に、地域コミュニティの自治と共同を活かしている事例として、篠原匡の紹介する長野県下條村の例を取り上げている²⁵〔村松 2015 : 46〕。

篠原によれば、下條村では財政体質を強化するために、「行政サービスの明確化」をはかり、子育て支援に資源を集中することで、国の平均を上回る出生率を達成している。そのような「行政サービスの明確化」の一環として「資材支給事業」がある。それは、集落内の生活道路のように幅3~4メートルほどの道路や畑の側溝などについて、3人以上の受益

者がいる場合、砂利やコンクリートなどの資材費を村が負担し、住民が自分たちでつくる制度である。集落内にはパワーショベルを運転できるものや、土木会社で働いており、必要な砂利やコンクリートの量を積算できる住民もいる。集落の住民がみんなであれば、それはそう難しいことではないと篠原はいう。事業がはじまった当初は「それは役所の仕事だろう」という不満の声も上がったが、ある集落が道路をつくり始めると、反対していた人びとも雪崩を打って道路をつくりはじめた。事業がはじまる以前は、住民が村に数年間陳情しても道路や側溝がつくられる可能性は低かったものが、この事業のもとでは住民が自分たちで汗をかけばそれが数日でできてしまう。また、住民が共同労働によって道路をつくるようになったことで、地域のコミュニティが活性化する効果もあったという〔篠原 2009 : 15-27〕。

下條村の「資材支給事業」は、人びとの「共」にもとづいた共同労働からつくり出される「準公」的領域を、行政が制度に組みこむことで、行政の財政とともに住民の共同性も強化されている事例だといえる。ただ、「流れ橋」においては、そこに八王子市だけでなく河川管理者の治水という観点が加わるために、それを住民が管理することは下條村の事例にくらべてより難しいものになっていると考えられる。しかし、前出のAの「土台だけつくってくれればいい」（行政が流れない橋脚だけつくってくれれば、橋げたと橋板は自分たちでかけられる）という話は、大幡町会を中心とする人びとが同様のことを可能にする能力をもっていることをうかがわせる。

このように、現代においては、行政や社会一般の視点から、地域コミュニティの社会における役割が評価されはじめている。ここでは、人びとの「生活の必要」にもとづいた空間への働きかけから生み出される様々な要素が、防災や地方自治体の財政体質の強化といった意義を認められている。このような状況において、そのような意義は、「生活の必要」の結果であるだけでなく、それ自体を目的とすることを社会的に求められるようなものになりつつあるのではないだろうか。つまり、そのような「共」をつくり出すこと自体が「生活の必要」の一部として認められつつあるといえるのではないだろうか。

阿部は、日本の近代化が「地方」を犠牲にするとともに、社会の基盤である「地域コミュニティ」自体を弱体化してきたとして、以下のように述べている。

地域コミュニティは、少子高齢化など新しい課題に直面しており、これからどうなっていくかを見通すことは難しいが、複数の人びとが地表のある場所で共に生活するということが、近い将来になくなるとは思えない。少なくともこれまでのところ、地域（ローカルティ）は、人間社会の基盤をなしてきた。人間は地域の生活をとおして人間になり、人間であることを維持してきたのだ。そこが空洞化しつつあるとすれば、すべての人にとっての問題ではないだろうか。〔阿部 2014 : 3〕

このような、社会の基盤としての地域コミュニティは、「共」的領域の基盤だということもできる。「共」に着目する点では、このような考え方と、田中の「地域から生まれる公共性」の考え方には共通している部分がある。しかし、これまで何度も指摘してきたように、ここで重要なのは「市民が担う公共性」や田中のいうような「地域から生まれる公共性」から抜け落ちてしまう、「共」における個々の地域コミュニティで共有される「私情」である。阿部は、地域を以下のように捉えている。

地域とは、単なる地表の広がりやそこに生存する人間の集合ではない。人間と人間の関わりや自然と人間の関わりが、持続的に営まれる「場」であり、そのような営みの「刻印」と「記憶」がつかまっている。共同性や連続性なしに地域は存在しないのであるが、社会が急激に変化し、人の出入りも激しくなり、さらに、開発などによって景観そのものが大きく変化して、地域を地域たらしめる「意味」や「記憶」を共有することも伝承することも難しくなってきた。[阿部 2014 : 192]

このように、場を共有することで成り立つ個々の地域コミュニティ、あるいはコモンズは、そこでの「意味」や「記憶」に根差した「私情」が共有されているからこそ成り立つのであり、それを支えているのが「互いに顔の見える付き合い」だと考えられる。「公共性」が想定しているようなより大きな規模の社会の中では、そのような「互いに顔の見える付き合い」は難しくなるだろう。社会一般に認められつつある地域コミュニティあるいはコモンズの意義も、それが「互いに顔の見える付き合い」によって成り立っている以上、実際には「私情」を抜きにしてそのような意義だけが存在することはあり得ない。

そのため、その様な地域コミュニティあるいはコモンズの意義を社会に組みこもうとするならば、個々の地域コミュニティやコモンズにおける共同性を「公共性」として制度化し、より大きな規模の社会に通用するものに発展させるだけでは不十分である。そこでは、個々の地域コミュニティやコモンズをそこで共有される「私情」も含めて承認し、その上で社会において「共」が担うことのできる領域を増やしていかなければならない。個々の地域コミュニティやコモンズで共有される「私情」は、現場の個別性にもとづいてそれぞれ異なる。そのため、それを社会的に承認することとは、それを「公共性」に発展させることではなく、社会において一般的な理論ではなく「共」の原理にもとづく個別的な理論が適応される領域を広げることになる。そして、そのような個別の理論は、お互いに排除しあうだけでなく、「互いに顔の見える付き合い」から生まれる「共感」によってつながる可能性をもったものである。これは、社会における「共」的領域を拡大させることだということもできる。地域コミュニティあるいはコモンズの意義を社会に組みこむこととは、「共」を拡大し、そこに「公」を再び取り込むような方法によってはじめて可能になるのである。

スクウォットである「流れ橋」の「私情」に根差した正当性が一般の人びとにもある程度承認されていることは、上述のような社会における「共」の拡大の可能性を示しているといえるのではないだろうか。

謝辞

本論文は筆者が首都大学東京大学院社会人類学教室に在学中に行った研究をまとめたものです。本論文を執筆することができたのは、先生方をはじめ多くの方々のご指導、ご協力のおかげです。

本研究に関して終始ご指導ご鞭撻をいただきました指導教官の小田亮先生に心より感謝の意を表したいとおもいます。先生には、成城大学在学中から5年間にわたりご指導いただき、人類学の楽しさを教えていただきました。また、授業や論ゼミを通じて、多くの有意なご助言、ご指導をいただいた社会人類学教室の先生方に深謝いたします。

本文中に登場する大幡町会を中心とした方々には、研究に関するだけでなく、本当に多くのことを教えていただきました。また、得体の知れない大学院生である私を温かく受け入れてくださり、お話を聞かせていただいただけでなく、野菜を分けていただいたり、「橋かけ」のときにはお菓子やビールまでいただいたりと、本当にお世話になりました。何も恩返しすることができず大変心苦しいのですが、心より御礼を申し上げます。

また、調査にご協力いただいた、東京都建設局南多摩西部建設事務所と八王子市都市計画部交通企画課の担当者の方にも感謝いたします。

そして、いつもご助力をいただきました研究室の諸先輩方、仲間たちにも感謝の意を述べさせていただきます。

最後になりますが、いままで私を支えてくれた両親と、私の周りにいてくれたすべての方に感謝の意を表し、本論文を締めくくりたいと思います。ありがとうございました。

文献表

秋道智彌

- 2014 「日本のコモンズ思想—新しい時代に向けて」『日本のコモンズ思想』秋道智彌(編)、pp.1-10、岩波書店。

阿部年晴

- 2014 『地域社会を創る—ある出版人の挑戦』さきたま出版会。

荒川 康

- 2006 「墓地山開発と公共性—公と私の再定義にむけて」『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』宮内泰介(編)、pp.222-250、新曜社。

荒川 康・鳥越皓之

- 2006 「里川の意味と可能性—利用する者の立場から」『里川の可能性—利水・治水・守水を共有する』鳥越皓之、嘉田由紀子、陣内秀信、沖大幹(編)、pp.8-35、新曜社。

五十畑 弘

- 2013 『図解入門よくわかる最新「橋」の基本と仕組み』秀和システム。

井上 真

- 2001 「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』井上真、宮内泰介(編)、pp.1-28、新曜社。

- 2004 『コモンズ思想を求めて—カリマンタンの森で考える』岩波書店。

井原今朝男

- 2014 「中世における生業とコモンズ」『日本のコモンズ思想』秋道智彌(編)、pp.111-134、岩波書店。

イリイチ、イバン

- 1984 「専門家時代の幻想」『専門家時代の幻想』イバン・イリイチ他(著)、尾崎浩訳、pp.9-52、新評社。

- 2015 『コンヴィヴィアリティのための道具』渡辺京二、渡辺梨佐訳、筑摩書房。

岩本由輝

- 1989 『村と土地の社会史—若干の事例による通時的考察』刀水書房。

内山 節

- 2005 『「里」という思想』新潮社。

大熊 孝

- 2004 『技術にも自治がある』農山漁村文化協会。

太田隆之・諸富 徹

2006 「里川への経済的アプローチ—矢作川の保全活動から」『里川の可能性—利水・治水・守水を共有する』鳥越皓之、嘉田由紀子、陣内秀信、沖大幹（編）、pp.66-89、新曜社。

沖 大幹

2006 「半自然公物としての川—千年持続する河川技術から考える」『里川の可能性—利水・治水・守水を共有する』鳥越皓之、嘉田由紀子、陣内秀信、沖大幹（編）、pp.108-133、新曜社。

恩田守雄

2005 『互助社会論—ユイ、モヤイ、テツダイの民族社会学』世界思想社。

嘉田由紀子

1989 「環境認識と生活者の意志決定」『環境問題の社会理論—生活環境主義の立場から』鳥越皓之（編）、pp.134-167、御茶の水書房。

2003 「琵琶湖・淀川流域の水政策の100年と21世紀の課題—新たな『公共性』の創出をめぐる」『水をめぐる人と自然—日本と世界の現場から』嘉田由紀子（編）、pp.111-151、有斐閣。

金菱 清

2006 「環境正義と公共性—『不法占拠』地域におけるマイノリティ権利の制度化」『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』宮内泰介（編）、pp.197-221、新曜社。

2008 『生きられた法の社会学—伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか』新曜社。

鬼頭清明

1987 「古代における山野河海の所有と支配」『日本の社会史第2巻境界領域と交通』朝尾直弘、網野善彦、山口啓二、吉田孝（編）、pp.101-136、岩波書店。

金 江

2011 『生と芸術の実験室スクウォット—スクウォットせよ！抵抗せよ！創作せよ！』金友子訳、インパクト出版社。

蔵治光一郎

2010 「20世紀の河川思想を振り返る」『社会的共通資本としての川』宇沢弘文、大熊孝（編）、pp.33-49、東京大学出版会。

高祖岩三郎

2006 「庭 = ^{アヴァン・ガーデニング}運動以後」『VOL 01』萱野稔人ほか（編）、pp.126-133、以文社。

小稲義男（編）

1980 『研究社新英和大辞典』研究社。

小山祐三

2011 『元八王子の歴史散歩資料』小山祐三。

齋藤純一

2000 『公共性』岩波書店。

齋藤洋一

1980 「惣村」『日本史小百科 10 農村』大石慎三郎（編）、pp.78-79、近藤出版社。

坂口恭平

2011 『TOKYO0 円ハウス 0 円生活』河出書房新社。

2012a 『隅田川のエジソン』幻冬舎。

2012b 『独立国家のつくりかた』講談社。

桜井 厚

1984 「川と水道—水と社会の変動」『水と人の環境史—琵琶湖報告書〔増補版〕』鳥越皓之・嘉田由紀子（編）、pp.163-204、御茶の水書房。

篠原 匡

2009 『腹八分の資本主義—日本の未来はここにある！』新潮社。

菅 豊

2006a 『川は誰のものか—人と環境の民俗学』吉川弘文館。

2006b 『『歴史』をつくる人びと—異質性社会における正当性の構築』『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』宮内泰介（編）、pp.55-81、新曜社。

2006c 「里川と異質性—あらそう人々、つながる人びと」『里川の可能性—利水・治水・守水を共有する』鳥越皓之、嘉田由紀子、陣内秀信、沖大幹（編）、pp.36-65、新曜社。

鈴木正崇

2004 「祭祀伝承の正当性—岩手県宮古市の事例から」『法学研究』77（1）：185-235。

多辺田政弘

1990 『コモンズの経済学』学陽書房。

田中重好

2010 『地域から生まれる公共性—公共性と共同性の交点』ミネルヴァ書房。

多摩文化研究会

1964 『多摩文化』多摩文化研究会。

チャントレル、グリニス（編）

2015 『オックスフォード英単語由来大辞典』澤田治美監訳、柊風堂。

東京府総務部地方課

1938 『市町村概観』東京都総務部地方課。

鳥越皓之

1989 「経験と生活環境主義」『環境問題の社会理論—生活環境主義の立場から』鳥越皓之（編）、pp.14-53、御茶の水書房。

1997 『環境社会学の理論と実践—生活環境主義の立場から』有斐閣。

丹羽邦男

- 1987 「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』朝尾直弘、網野善彦、山口啓二、吉田孝（編）、pp.173-213、岩波書店。

野本寛一

- 2014 「コモンズと自然」『日本のコモンズ思想』秋道智彌（編）、pp.12-30、岩波書店。

八王子市市史編集専門部会近世部会

- 2012 『村明細帳集成』八王子市総合政策部市史編さん室。

八王子事典の会

- 1992 『八王子事典』かたくら書店。

ハーディン、ギャレット

- 1993 「共有地の悲劇」『環境の倫理 下』シュレーダー=フレチェット（編）、京都生命倫理研究会訳、pp.445-470、晃洋書房。

ハーバーマス、ユルゲン

- 2000 『史的唯物論の再構成』清水多吉監訳、法政大学出版局。

橋浦泰雄

- 1937 「共同労働と相互扶助」『山村生活の研究』柳田國男（編）、pp.101-129、民間傳承の會。

福永真弓

- 2009 『多声性の環境倫理—サケが生まれ帰る流域の正統性のゆくえ』ハーベスト社。

藤倉英世

- 2014 「いま、風景とローカル・ガバナンスを問う」『風景とローカル・ガバナンス—春の小川はなぜ失われたのか』中野良夫、鳥越皓之、早稲田大学公共政策研究所（編）、pp.1-15、早稲田大学出版部。

藤村美穂

- 2001 「『みんなのもの』とは何か—むらの土地と人」『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』井上真、宮内泰介（編）、pp.32-54、新曜社。
- 2006 「土地への発言力—草原の利用をめぐる合意と了解のしくみ」『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』宮内泰介（編）、pp.108-125、新曜社。

ポランニー、カール

- 2003 『経済の文明史』玉野井芳郎、平野健一郎（編訳）、筑摩書房。

保屋野初子

- 2003 『川とヨーロッパ—河川再自然化という思想』築地書館。

真上隆俊

- 1978 『大幡山宝生寺史』 宝生寺。
- 松尾美恵子
- 1993 「御普請」『日本史大辞典（第三巻）』 下中弘（編）、pp.392-392、平凡社。
- 松田素二
- 1984 「浜の開発—村主導の開発をめぐる二つの論理」『水と人の環境史—琵琶湖報告書〔増補版〕』 鳥越皓之、嘉田由紀子（編）、pp.125-161、御茶の水書房。
- 溝口雄三
- 1991 『中国の思想』 放送大学教育振興会。
- 三俣 学・森元早苗・室田 武・田村典江・嶋田大作
- 2008 「広がる共的世界—その歴史と現在」『コモンズ研究のフロンティア—山野海川の共的世界』 三俣学、森元早苗、室田武（編）、pp.11-82、東京大学出版会。
- 箕浦一哉
- 2006 「音環境の共有」『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』 宮内泰介（編）、pp.150-172、新曜社。
- 宮内泰介
- 2006 「レジティマシーの社会学へ—コモンズにおける承認のしくみ」『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』 宮内泰介（編）、pp.1-32、新曜社。
- 村松彰子
- 2015 「ほんものの社会としての『地域』」『人間社会研究』 12 : 43-52。
- 村瀬佐太美
- 1999 「日本の木の橋・石の橋—歴史を語るふるさとの橋」 山海堂。
- 室田 武
- 1979 『エネルギーとエントロピーの経済学』 東洋経済新報社。
- 2009 「山野海川の共的世界—現行法制から見る日本のコモンズ」『グローバル時代のローカル・コモンズ』 室田武（編）、pp.26-51、ミネルヴァ書房。
- 山脇直司
- 2004 『公共哲学とは何か』 筑摩書房。
- 湯本貴和
- 2014 「里山とコモンズの世界」『日本のコモンズ思想』 秋道智彌（編）、pp.51-66、岩波書店。
- 渡辺洋三
- 1959 「河川法・道路法（法体制確立期）」『講座近代法発達史 6』 鶴飼信成、福島正夫、川島武宜、辻清明（編）、pp.129-161、勁草書房。
- [インターネット資料]
- 大屋雄裕

2011 「正当性と正統性」

(<http://synodos.jp/politics/1645/> /最終閲覧日 2016 年 11 月 27 日)。

国土交通省

「河川審議会中間答申『流域での対応を含む効果的な治水の在り方について』」

(http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/past_shinngikai/shinngikai/shingi/001219index.html /最終閲覧日 2016 年 12 月 26 日)。

2006 「『多自然川づくり基本指針』の策定について～河川環境を取り戻し、人と川の関係を取り戻すために～」

(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/05/051013_.html /最終閲覧日 2016 年 12 月 29 日)。

「流水の占用許可制度」

(https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/housaku_02_1602.pdf /最終閲覧日 2016 年 12 月 28 日)。

消防庁

2011 「自主防災組織の手引き—コミュニティと安心・安全なまちづくり」

(https://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304-all.pdf /最終閲覧日 2016 年 12 月 6 日)。

八王子市総合政策部広聴広報室

「平成 20 年度“タウンミーティング『市長と語る』」の記録」(http://www.city.hachioji.tokyo.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/053/834/town20.pdf /最終閲覧日 2016 年 12 月 30 日)。

¹ 流れ橋とは、橋桁を洪水に対して流されやすいように、あえて橋脚とは強固に連結しない橋である。橋桁が洪水に対して抵抗しないことで、橋脚はそのまま温存され、洪水後は残った橋脚上に橋桁を再建すれば復旧できる [五十畑 2013 : 24]。本論で事例とする八王子市の「流れ橋」の場合、橋桁だけでなく橋脚も流される構造になっているが、大幡町会を中心とする人びとが「流れ橋」と呼んでいるためそのように呼ぶこととする。

² 河川法 26 条違反の罰則は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金である。

³ 河川法第 4 条は「河川」を「公共の水面及び水流」とし、第 6 条は「河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地」、「河川管理施設の敷地である土地」、「堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第 3 項において同じ。）の区域のうち、第 1 号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域」を「河川区域」としている。また、河川管理者は一級河川については国土交通大臣、二級河川については都道府県知事、準用河川については市町村長と定められている。本論で取り上げる浅川は一級河川だが、「流れ橋」がかかっているのは管理が都道府県知事に委任される「指定区間」である。

⁴ 自主防災組織とは、災害対策基本法第 5 条第 2 項に定められた「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」であり、具体的には自治会、町内会などを構成単位とする自主防災組織である。現行制度上は市町村の組織ではないが、事実上市町村と住民の間の

意志疎通機関等として機能しているものが多い。災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実動部隊としての役割を期待されている〔自主防災組織の手引き—コミュニティと安心・安全なまちづくり https://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304-all.pdf〕。

⁵ 「流れ橋」はこれ以外にも、ワイドスクランブル（テレビ朝日 2013年6月20日）、スーパーニュース（フジテレビ 2013年11月9日）、あさチャン！（TBSテレビ 2014年7月30日）、Nスタ日刊3コマニュース（TBSテレビ 2014年8月13日）、TOKYO MX NEWS（TOKYO MX 2014年10月7日、2014年11月16日）といったテレビ番組に取り上げられている。

⁶ 前述の『噂の東京マガジン』の中で、大幡の対岸に位置する大楽寺町会の男性が、「寶生寺っていうお寺さんがあるでしょ、檀家さんがこちにみんな、お寺さんへ参拝するのに」と話している。

⁷ 自普請とは「江戸時代、幕府や藩が施工した土木工事、とくに堤川除、・用水・道橋等の普請において、周辺村落が費用を出して行った工事」である〔松尾 1993:392-393〕。

⁸ 図1・図3と図5を比較するとわかるように、浅川の川床は低くなってきている。そのため、「流れ橋」の水面からの高さは年々高くなっている。また、浅川左岸の2014年には浅瀬だった部分が、2016年には埋まって陸地になっている。そのため、2016年10月30日の「橋かけ」の際には、自転車やバイクは降りてわたるように呼び掛けるとともに、次回以降の「橋かけ」では橋の高さを左岸の陸地になった部分に合わせて低くするということについて話し合われていた。

⁹ 沈下橋とは、川が増水した際、橋桁が水面下に沈むようにつくられた橋である。流水抵抗を少なくするために橋桁の形は扁平で、高欄も存在しない〔五十畑 2013:24〕。沈下橋は流れ橋と異なり増水の際流失はしない。前出の『噂の東京マガジン』によると、番組の問い合わせに対して八王子市まちづくり計画部は「沈下橋は『河川管理施設等構造令』において『望ましくない』と言及している」と回答している。

¹⁰ 日中の公概念の差異について、溝口雄三は、「中国の公概念は（1）朝廷、政府、国家（2）おおびら、の二つの側面では日本のおほやけと共通しながら、しかしそれ以外に（3）公正、公平、など原理性において独自のであった」と分析している〔溝口 1991:73〕。つまり、日本のオホヤケの原義は「広い敷地に立派な建物が存在しているある施設」であり〔溝口 1991:64〕、そこから首長制と共同体性の二つの概念をあらわす語義が発生した。一方、中国の公も日本のオホヤケと同様の意味を持っているが、天概念と公概念が無私という道義性でつなげられたことにより、公は「平分」で私は「姦邪」という「道義的かつ二律背反的な原理性」を持つにいたった〔溝口 1991:66〕。日本のオホヤケは首長—共同体という領域に終始した概念であり、たとえば個人にとって市町はオホヤケであるが町村にとって県はもう一つ大きなオホヤケであるというようにヒエラルキーづけられているが、最終的に天皇や国家にいきつきそれを超えることはない。しかし中国の場合は皇帝、国会、という首長—共同体的な公を突き抜けて、天と結びついたより上位の原理的な公があるという〔溝口 1991:66-67〕。また、日中の公に共通の共同体的な意味に関しても、日本の公が官との結びつきが強いのに対し、中国の公は私のどうしのつながりという意味が強いという〔溝口 1991:69-70〕。

¹¹ 「第二次世界大戦以後、経済的豊かさの中で既成世代の価値観と権威を拒否し体制に挑戦していた若者たちのデモと文化を指す。六八年三月、パリのナンテール大学の学生がアメリカ系銀行爆破事件の容疑者として逮捕されたことに対する抗議デモに始まり……学生だけでなく労働者、公務員、知識人、芸術家などあらゆる人々が参加した社会文化革命へと発展、マルクス主義者、マオイスト、アナキストなども加わった〔金 20096:4-65〕」。

12 岩本によれば「クシザシ」は他人の占有地に自分の占有を示す串を指して横領すること。「シキマキ」は他人が種子を蒔いた土地に、重ねて種を蒔いて横領すること。「アゼナワ」は他人がシメナワを張って占有を示している土地に自分のシメナワを張って横領することである [岩本 1989 : 55]。

13 鳥越皓之は環境問題における主義として、生活環境主義、自然環境主義、近代技術主義の3つを挙げている [鳥越 1997 : 19]。鳥越は生活環境主義を「居住者の「生活保全」が環境を保護するうえでもっとも大切であると判断する立場である」としたうえで [鳥越 1997 : 19]、自然環境主義を「人間の手が加わらない自然を一番のぞましいと考える立場」 [鳥越 1997 : 19]、近代技術主義を「近代技術の適応が結局は環境問題を解決すると判断する立場」としている [鳥越 1997 : 19]。

14 不法占拠地域としての中村地区のルーツは、1938年の国家総動員法にもとづいて飛行場建設に従事した朝鮮人労働者が住んだ飯場である [金菱 2008 : 60]。

15 恩田はモヤイを「公務型モヤイ」、「共済型モヤイ」、「救済型モヤイ」に分類する。労働力提供を中心とした「公務型モヤイ」に対して、後のふたつは直接モノやカネを集めて必要な者が受け取るモヤイである。「共済モヤイ」は、仲間内の生活を守ること、「救済型モヤイ」は災害の遭遇者や借金返済の困窮者への救済を目的とする [恩田 2005 : 74-80]。

16 江戸時代に幕府や藩が施工した土木工事において、領主側が費用を負担して行った工事 [松尾 1993 : 392-393]。

17 1873年の太政官達60号は道路を国道、県道、里道に区分した。里道は、従来からの部落共同体を基盤とする賦役によって維持されていた [渡辺 1959 : 156-157]。

18 1919年に成立した道路法は、行政庁が路線を認定した道路をすべて国の営造物とする建前を取り、道路を国道、府県道、郡道、市道および町村道に区分した。ここでは、道路はすべて国の営造物とされ、道路費用は一部を除き対応する公共団体が負担した。それらの費用に対しては規定にもとづき国庫から補助が行われた [渡辺 1959 : 158-159]。

19 松田素二は、近代化以降の村が置かれている状況を「村の解体」と捉えて考えを進めることにためらいを覚えるとして、以下のようにいっている。村は超歴史的に存在しているわけでもなければ、それぞれの時代に「実体」として存在しているわけでもない。「私たちは、村は長い歴史の中の一瞬一瞬においてそこに住む人たちの生活の必要が作りあげる社会的過程だと考えるのである。……ある地域で生活している住民に、外部から途方もない力で押し寄せてくる様々な条件……の中で、住民は生活するために自らに都合のよい対応を時々を選択する。この多様な選択の間で生成される過程として村をとらえるのである」 [松田 1984 : 126-127]。本論が「流れ橋」を「村の『自普請』としての『橋普請』が形をかえつつも現代まで残存したもの」だということは、両者の間の「共同労働による『共』的あるいは「準公」的空間の管理」という共通点に着目した見方である。それは、「実体」としての「村」と現在の大幡町会を中心とする人びとの連続性を論じるものではない。ここでの議論は、このような「共同労働による『共』的あるいは準公的空間の管理」の連続性が「流れ橋」の正当性に取り入れられていることを論じるものである。

20 鳥越は、具体的な行動を行うときの判断の根拠となる個人の経験を基盤にした生活意識を日常的な知識と呼んだ上で、それらを個人の体験知、生活組織（ムラなど）内での生活常識、生活組織外からもたらされる通俗道徳に分類し、個人の体験知を「自分の個人的な体験を通じて獲得した知識」、生活常識を「自分たちの生活をよりうまく送っていくための生活組織自らの知恵の累積」、通俗道徳を「国家権力が創出した道徳」とそれぞれ定義している [鳥越 1989 : 31-35]。嘉田は、水道が普及した現代では、水と人々のつながりにおいて鳥越のいう3つの知識のうち生活組織内での生活知識がほとんど意味を持たなくなったと指摘している。そして、それにより人々と水とのつながりは不安を感じながらも一方で無関心という二重構造になったと述べている [嘉田 1989 : 141-143]。

²¹ 河川環境への関心の高まりに対応して、国土交通省は1990年に「多自然型川づくり実施要領」、2006年には新たに「多自然川づくり基本指針」を定めている[国土交通省「多自然川づくり基本指針」の策定について～河川環境を取り戻し、人と川の関係を取り戻すために～ http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/05/051013_.html]。

²² 国土交通省によれば、「河川区域内の土地は、河川管理施設と相まって、洪水による被害を除却・軽減させるためのものであり、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供せられるべきものであるから、その占有は原則として認めるべきものではない」。しかしながら橋の設置が許可されるのは、「河川を離れた社会経済上の必要性に基づいて河川としては甘受しなければならない」ためである[流水の占有許可制度

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/housaku_02_1602.pdf]。

²³ 近代の河川行政における治水事業の技術的側面に対しては、以下のような批判がある。保屋野初子は、旧河川法制定以降、国はヨーロッパ近代の治水技術を採用し、「洪水は川の中に閉じ込めて一刻も早く海に押し流す」という思想に基づいて主だった河川を大々的に改修し、平野部には連続堤防を築いていったと述べている。そして、そのような近代治水の問題点として、洪水を河道内に閉じ込めることによる下流での水害リスクの増大を指摘している[保屋野 2003: 134-136]。また、沖もこのような治水の手法について、堤防に囲まれた川側に土砂が溜まることにより川底が上昇して居住地より高くなるため、それに対抗して堤防をかさ上げし続ける必要があることを指摘している[沖 2006: 126]。そして「今後百年は何かしのげるとしても、今後千年以上にわたって今の河道に固定するのはコストを考えてもリスクを考えても非現実的だろう」と述べている[沖 2006: 127]。このようなこれまでの国による治水事業については、2000年12月19日に河川審議会によって建設大臣に中間答申がなされており、これまでの国による雨水を川に集めて早く海に流すことを基本とした治水対策の限界が認められている[国土交通省 河川審議会中間答申「流域での対応を含む効果的な治水の在り方について」

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/past_shinngikai/shinngikai/shingi/001219index.html]。

²⁴ イリイチによれば、コンヴィヴィアリティ（自主共生）とは以下のようなものである。「私はその言葉に、各人のあいだの自立的で創造的な交わりと、各人の環境との同様の交わりを意味させ、またこの言葉に、他人と人工的環境によって強いられた需要への各人の条件反射づけられた反応とは対照的な意味をもたせようと思う。私は自立共生とは、人間的な相互依存のうちに実現された個的自由であり、またそのようなものとして固有の倫理的価値をなすものであると考える」[イリイチ 2015: 39-40]。イリイチは、産業主義的社会においては、道具を人間のために（人間のかわりに）働かせ、人間を道具に奉仕される生活に適するように教育するような制度のもとで、逆に人間が道具の奴隷になってしまっているとして、そのような状況を抜け出すためには、道具を人びとが自律的に扱えるものにする必要であると主張する。イリイチは、そのような脱産業主義的な自立共生的（コンヴィヴィアル）な社会とは、「現代の科学技術が管理する人々にではなく、政治的に相互に結びついた個人に仕えるような社会」[イリイチ 2015: 17-18] だとしている。

²⁵ この長野県下條村の事例は、「流れ橋」を取り上げた2013年11月9日放送の「スーパーニュース」においても、インフラ整備において住民の意思と行政の意思がそぐわないという問題の「解決のヒント」として取り上げられている。